

令和4年度
包括外部監査結果報告書

中央卸売市場事業の財務に関する事務の
執行及び経営に係る事業の管理について
農業振興に関する財務事務の執行について

令和5年3月

札幌市包括外部監査人

浅利 昌克

目 次

1 外部監査の概要

1. 1	外部監査の種類	1
1. 2	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
1. 2. 1	特定の事件(監査テーマ)	1
1. 2. 2	特定の事件(監査テーマ)を選定した理由	1
1. 3	外部監査の方法	2
1. 3. 1	監査の要点	2
1. 3. 2	監査手続	3
1. 3. 3	監査の対象	3
1. 3. 4	外部監査の実施期間	3
1. 3. 5	外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等	3
1. 3. 6	利害関係	4
1. 3. 7	監査結果(指摘)及び意見について	4

2 中央卸売市場について

2. 1	札幌市中央卸売市場について	5
2. 1. 1	中央卸売市場の概要	5
2. 1. 2	沿革	6
2. 1. 3	市営卸売市場の必要性	11
2. 2	市場の役割について	12
2. 3	市の管理機構	14
2. 4	市場について	17
2. 4. 1	市場の施設	17
2. 4. 2	施設の紹介	19
2. 5	中央卸売市場について	23
2. 5. 1	組織体制（市場のしくみ）	23
2. 5. 2	市場の構成	25
2. 5. 3	市場関係事業者等	27
2. 6	運営協議会等	28
2. 7	卸売業者一覧等	30
2. 8	食の安全安心の取り組み	32
2. 9	取扱品目及び取扱高	34
2. 10	全国中央卸売市場について	39

2. 10. 1	中央卸売市場の現状	3 9
2. 11	道内の卸売市場について	4 1
2. 11. 1	本道の社会経済情勢	4 1
2. 12	第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト	4 4
2. 13	財務の状況	4 6

3 農業の概要について

3. 1	札幌市の農業の概要	5 5
3. 1. 1	自然	5 5
3. 1. 2	農業の役割	5 6
3. 2	札幌農業の歴史	5 7
3. 3	農業生産の現状	5 9
3. 4	農業生産の特徴	6 1
3. 4. 1	園芸	6 1
3. 4. 2	水稻・畑作	6 3
3. 4. 3	畜産	6 4
3. 5	市民農園について	6 7
3. 6	組織と事務分掌	6 9
3. 7	各委員会等	7 2
3. 7. 1	札幌市農業委員会	7 2
3. 7. 2	農地利用最適化推進委員	7 2
3. 7. 3	札幌市農業再生協議会	7 3
3. 8	農業支援センター	7 4
3. 9	サッポロさとらんど（農業体験交流施設）	7 6
3. 10	農業交流関連施設	7 9
3. 11	地産地消の推進	7 9
3. 12	農業の現状	8 1
3. 13	「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」について	8 2
3. 13. 1	「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」について	8 2
3. 13. 2	「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」実現に向けた施策の展開	8 3
3. 13. 3	農業経営に関する各種支援	8 5
3. 14	農政改革	9 7

4 監査の結果及び意見（中央卸売市場）

4. 1	卸売市場の一般的な経営課題	9 9
------	---------------	-----

4. 1. 1	食品流通を取り巻く情勢の変化	99
4. 1. 2	具体的な卸売市場の現状	101
4. 1. 3	札幌市中央卸売市場の現状	119
4. 1. 4	監査結果	126
4. 2	第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトに関する事務執行について	145
4. 2. 1	監査概要	145
4. 2. 2	計画の全体像及び第2次プロジェクトの推進体制について	145
4. 2. 3	第2次プロジェクトの取組についての令和3年度の活動状況	148
4. 3	財産管理に係る監査の結果及び意見	163
4. 3. 1	実施した監査手続	163
4. 3. 2	固定資産の概要	163
4. 3. 3	監査結果	168
4. 4	決算に係る監査の結果及び意見	180
4. 4. 1	概要	180
4. 4. 2	固定資産に係る会計	185
4. 4. 3	決算書の表示に関する事項	189
4. 4. 4	会計帳簿の整備状況について	194
4. 4. 5	事業別管理について	196
4. 5	その他監査の結果及び意見	200
5	監査の結果及び意見（農政部）	
5. 1	札幌市の農業の現状	209
5. 2	契約事務に係る監査の結果及び意見	217
5. 3	札幌市農業体験交流施設（さとらんど）に係る監査の結果及び意見	222
5. 4	補助金及び助成金の事務に係る監査の結果及び意見	233

1 外部監査の概要

1.1 外部監査の種類

地方自治法(以下「地自法」という。)第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

1.2 選定した特定の事件 (監査テーマ)

1.2.1 特定の事件(監査テーマ)

(1) 中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(2) 農業振興に関する財務事務の執行について

1.2.2 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

鮮度が命の生鮮食品。産地から届く大量の多種多様な魚や野菜を受け入れ公正な取引で消費者のもとへ送り出す卸売市場が、安定供給に力を発揮してきた。道内の拠点市場として、札幌圏など約 230 万人の食を支えるとともに、北海道という大きな生産地として全国に供給する重要な役割を担っている。(出典：札幌市中央卸売市場ホームページ)

また、平成 11 年 7 月に公布・施行された「食料・農業・農村基本法」(平成 11 年法律第 106 号)においては、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保することとしており、また、凶作や輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保する責務を定めている。

市の令和 4 年度予算における中央卸売市場事業費は、4,129 百万円(前年度 4,070 百万円から 1.4%増)となっている。また、農政部事業予算については、570 百万円(前年度 517 百万円から 10%増)となっている。(出典：札幌市令和 4 年度各会計予算総括表)

中央卸売市場事業費は、一般会計と比べると 0.35%であり、農政部事業予算においては、一般会計の 0.049%でありいずれも大規模なものではない。

しかしながら、近年問題となっている食の安心安全、食料自給率や食料安定供給の重要性から、札幌市外部包括監査において中央卸売市場事業及び農業振興を初めて監査テーマとして取り上げることとした。

1.3 外部監査の方法

1.3.1 監査の要点

(1) 中央卸売市場

- ア．市の人口や面積等に対して適切に構築されているか。
- イ．施設や備品等の整備、運営管理が適切に行われているか。
- ウ．財務事務が法令及び規程等に従って適切に行われているか。
- エ．事業に係る契約事務は、法令及び規程等に従って適切に行われているか。また、締結された契約は経済的なものとなっているか。
- オ．事業に対し、適切に検証、的確な評価をされているか。
- カ．計画における目標を実現するための今後の課題について適切に把握され、対応策が検討されているか。

(2) 農業振興

- ア．市の人口や面積等に対して適切に構築されているか。
- イ．施設や備品等の整備、運営管理が適切に行われているか。
- ウ．財務事務が法令及び規程等に従って適切に行われているか。
- エ．事業に係る契約事務は、法令及び規程等に従って適切に行われているか。また、締結された契約は経済的なものとなっているか。
- オ．事業に対し、適切に検証、的確な評価をされているか。
- カ．計画における目標を実現するための今後の課題について適切に把握され、対応策が検討されているか。

1.3.2 監査手続

(1) ヒアリング

事業の状況等に関する関連部署の責任者及び担当者に対するヒアリング

(2) 資料・文書の閲覧

事業に関する計画、条例、決裁文書等の閲覧

(3) 運用現場の視察

監査対象の保有資産の現場視察

1.3.3 監査の対象

(1) 監査の対象部局

ア．札幌市経済観光局中央卸売市場

イ．札幌市経済観光局農政部

(2) 監査対象期間

原則として令和3年度分の執行をベースとし、必要に応じその前後期間を追加した。

1.3.4 外部監査の実施期間

令和4年6月13日から令和5年2月9日まで

1.3.5 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

外部監査人	浅利 昌克	公認会計士
補助者	天羽 浩	公認会計士
同	佐々木大祐	公認会計士
同	石井 俊春	弁護士
同	千崎 史晴	弁護士

1.3.6 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

1.3.7 監査結果(指摘)及び意見について

本報告書では、監査の結果(指摘)に添えて意見を記載している。結果(指摘)は、合規性の観点から当然に是正を求める事項である。また、市の厳しい財政状況に鑑み、地方自治法第 2 条第 14 項の趣旨を厳格に解し、経済性、効率性及び有効性の観点から強く対応を求める事項については結果(指摘)としている事項もある。

他方、意見は、結果(指摘)には該当しないが、組織及び行政運営の合理化に資するために、是正・改善に向けた検討を求める事項である。

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

2 中央卸売市場について

2.1 札幌市中央卸売市場について

2.1.1 中央卸売市場の概要

(1) 概要

鮮度が命の生鮮食品。中央卸売市場は産地から届く大量の多種多様な魚や野菜を公正な取引のもと、消費者に安定供給してきた。道内の拠点市場として札幌圏約230万人の食を支えるとともに、北海道という大きな生産地の市場として全国各地に生鮮食品を供給する重要な役割を担っている。

(2) 北海道唯一の中央卸売市場

1959年に全国で17番目の中央卸売市場として札幌市が開設。12月に青果部、翌年4月に水産物部が営業を始めた。敷地面積は約13ヘクタールで札幌ドームの建築面積の約2.5倍。荷の流れを考えて売り場を配置している。(出典：札幌市中央卸売市場ホームページ)

2.1.2 沿革

(1) 中央卸売市場の開設

年 月	で き ご と
大正12年 3月	「中央卸売市場法」の公布 市議会に調査委員会が設けられ、調査活動や議論が活発化
昭和4年 4月	「中央卸売市場法」の適用が拡大
昭和21年 9月	本市は産業界の代表者等を構成員とする「札幌市産業振興専門委員会」を設置。数多い課題のひとつとして「生鮮食料品の流通対策」を諮問。同委員会より、当時輸送の基幹であった鉄道の整備計画にあわせて「中央卸売市場」を設置するのが望ましいとの答申を受けた。
昭和25年10月	答申をもとに、本市は現在の中央卸売市場の前身となる市営の「魚菜卸売市場」を設置し業務を開始。
昭和27年秋	閉鎖。都市人口がすでに40万人に達していること、さらに北海道における政治、経済、交通及び文化の中心地として急激に街が膨張していたことから、中央卸売市場設置構想の作成に着手。
昭和29年 4月	構想がまとまり、当初全体計画額を344,188千円として農林省に対し当年度の起債及び国庫補助を申請、用地買収及び貨車ホームの建設に着手。
昭和33年 4月	施設の完成。また、10月10日に鉄道引込線も開通して市場施設は全て完成。
昭和34年12月 5日	中央卸売市場として開設の認可を受け、札幌市中央卸売市場は、全国で17番目、北海道では初の中央卸売市場として開設。
昭和34年12月10日	卸売人1社、仲買人26名により青果部の業務を開始。
昭和35年 4月 4日	水産物部は、統合調整の遅れから、青果部の業務開始の半年後、卸売人2社（1社は単独入場、他の4社が1社に統合、1社は入場せず）、仲買人41名により業務を開始。

(出典：中央卸売市場沿革を総務局行政部で加工)

(2) 札幌市中央卸売市場事業の設置等に関する条例

<p>(中央卸売市場事業の設置)</p> <p>第1条 安全・安心な生鮮食料品等を市民に適正な価格で安定的に供給するため、中央卸売市場事業を設置する。 一部改正〔令和2年条例21号〕</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 中央卸売市場事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公</p>

共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(3) 開設後の経過

ア．施設の整備

開場3年目の昭和36年には、当初の目標である水産5万トンほぼ目標に達し、青果については数年のうちに10万トンの目標を達することが明らかになったため、既存市場の東側隣接地を取得拡張し、施設整備拡張を行うこととした。この整備拡張計画は、昭和42年度から46年度の5か年にわたり、用地取得及び水産施設の新築並びに青果施設の増改築等の建設改良事業となり、これにより施設規模は在来の約2倍となった。

水産物の取扱量が目標に達したため施設の狭あい化が進み、昭和48年度に水産本館を、昭和51年度に青果本館を増築した。水産棟の卸売場及び仲卸売場から排出する汚水の水質を浄化するため、昭和51年度に排水処理施設を建設した。

昭和53年度には、青果棟シャッターのかさ上げ改良及び水産棟庇増築、構内照明新設等を施行した。また水産物部の一部小売組合事務所が狭あい化してきたため事務所を増築、昭和54年度には、排気ガスによる大気汚染を防止するため、水産棟に換気装置を新設した。

昭和60年度から61年度にかけては、青果部門の売場の有効活用を図るため、青果棟の増改築等を行い、仲卸店舗を4配置から2列配置に変えるなど売場の再整備を行った。平成元年度には駐車場を拡張、平成2年度には水産棟業者事務所の増築工事や買荷保管庫・共同配送センターを新築、平成3年度にはJR高架下を利用した青果定温倉庫を新築するとともに、将来の事業棟全面建替えに向けて、市場北側事業用地の取得を行った。

平成4年度は、水産棟の卸売場を増築し、低温売場を新設したほか青果地場棟卸売場を低温売場に全面改修した。また、JR高架下部分に青果定温倉庫を新築するとともに、廃発泡スチロールの処理施設を新築した。

平成5年度は、青果棟・水産棟間トラックヤードの上屋を新設し環境改善を図るとともに、青果荷捌所を青果棟北側空地に新設した。

イ．新設市場の開設計画と市場再整備計画

「札幌市長期総合計画」において、新市場として東部市場の建設計画が打ち出されたことから、「札幌市大谷地流通業務団地」内に昭和47年度から49年度の3ヵ年にわたり、市団地造成事業会計から総面積156,854㎡の用地取得を行った。しかし、平成元年9月に東部市場計画を含めた市場整備基本方針について、市場開設運営協議会に諮問し、検討がなされた結果、平成2年4月には、周辺地域の経済活動やうるおいのある環境整備を促進できる「現市場再開方式」が最も適当であるとする答申を受け、東部市場計画は中止することとなった。

東部市場計画が中止となったことに伴い、現市場での再整備を進めながら市場機能の近代化と高度化を図ることとし、21世紀に向けて飛躍する市場のあり方と早期全面改築を目標として青写真づくりを検討するため、平成4年8月建設検討委員会が設置され、協議を重ねた結果、平成5年11月に報告書として取りまとめられ、早期全面改築の要望書とともに市長へ提出された。

その後、平成9年6月には業界要望を踏まえた「再整備基本構想」を策定し、同構想をベースに平成11年8月には札幌市としての「再整備基本計画」を策定した他、立体駐車場の建設に着手し、平成12年8月に竣工した。平成13年8月に新水産棟の建設に着手し、平成14年11月に1期工事を、平成15年12月に2期工事を竣工した。また、平成16年11月に新青果棟の建設に着手し、平成18年2月に竣工した。最終年次となる平成18年4月に管理センターの建設、6月にセンターヤードの建設、9月に廃棄物集積所の建設、10月に外構整備及び第2守衛室の建設に着手し、同年9月には管理センターが竣工し、平成19年2月には全ての工事が竣工したことにより、一連の市場施設の再整備が完了した。

ウ．卸売市場法の制定及び業務規程の主な改正

「卸売市場法」が昭和46年7月1日に施行されたことに伴い、新たな卸売市場法に基づく業務規程が昭和47年3月1日に施行された。また、市長の諮問機関として昭和34年以来設置していた札幌市中央卸売市場運営委員会についても、新たに新法に基づく札幌市中央卸売市場開設運営協議会を昭和47年4月に設置した。

平成16年6月の卸売市場法の一部改正を受けて、各売場における品質管理の方法を定め、流通の効率化を図るための電子商取引(インターネットを利用する取引)の導入をはじめとする取引の規制緩和等を内容とする業務規程の一部改正が行われ、平成17年4月1日に施行された。さらに、規制緩和の一環として、平成21年4月以降、委託手数料について卸売市場ごとに業務規程において料率の決定方法等を定め

ることが義務付けられたため、委託手数料率については卸売業者が定めて開設者に届出を行う旨の改正案を市議会にて審議、平成21年1月15日に改正条例を公布した。

平成24年5月1日には、卸売業者の取引高増加への意欲を高めるとともに、安定的な収入確保を図るため、売上高割使用料率の引下げ(1000分の4→1000分の2.5)と一部の面積割使用料の引上げ等を内容とした業務規程の一部改正を施行した(使用料改定以外の部分は同年4月1日施行)。

平成28年11月に内閣府の規制改革推進会議において「有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」について提言が行われたため、農林水産省は卸売市場法の各種規制について見直しの検討を開始した。平成30年3月に通常国会に卸売市場法改正案が提出され、同6月22日に改正法が公布された。

卸売市場法の改正を受け、本市場では市民への生鮮食料品等の安定供給や、公正な取引を引き続き確保するために、これまでの卸売業者、仲卸業者、買受人による流通体制及びその体制に基づく取引ルールを維持することとした。一方で、物流の効率化や流通の合理化等による市場の活性化の観点から一部例外規定を設けることとし、上記の内容を踏まえた業務規程の改正案を令和2年第1回定例市議会に提出し、同3月に可決、公布され、改正卸売市場法の施行日にあわせ令和2年6月21日に施行された。

エ．売買参加者制度の導入

開設以来、本市場における売買参加者制度については、青果部の道内物売場に限り実施してきたが、可能な限り市場取引に参加する機会を拡大し、より開放的な市場運営を図るため、青果部は昭和50年2月より全面売買参加者制度を、水産物部は同年3月より限定売買参加者制度をそれぞれ導入した。そして昭和52年6月より水産物部においても全面売買参加者制度を採用した。

オ．青果物卸売業者の複数化

市は激増する消費動向に対応するため、流通の一元化を図りつつ有効な競争効果を導入して、将来の青果物のより安定した供給と取引の効率化を促進するため昭和51年5月18日から青果部卸売業者に複数制を採用した。

カ．仲卸業者の経営改善

平成12年度に「仲卸業者経営改善指導要領」を策定した。この要領においては、新たに仲卸業者の財務基準を規定するとともに、中小企業診断士等の専門家による経営診断の実施を定めた。

平成17年度には、業務規程に仲卸業者の財務基準を規定することにより、仲卸業者に対しては、当該基準に基づき、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることが可能となった。

平成23年度からは、仲卸業者の経営体質の強化と健全化を図るため、仲卸経営支援事業をスタートし、専門性を有する団体による経営改善支援、経営相談、研修会等を行っている。

キ．中央卸売市場の指定

平成22年10月に農林水産省が策定した第9次卸売市場整備基本方針に基づき、生鮮食料品の効率的な流通ネットワークの拠点としての役割を担う「中央拠点市場」に、本市場は指定された（平成23年3月）。

第9次基本方針では、中央卸売市場においては、開設者及び市場関係事業者が一体となって、卸売市場全体の経営戦略的な視点から経営展望を策定するなど卸売市場としての経営戦略の確立が求められた。このため、本市場では、平成23年8月に市場関係事業者が中心となって『札幌市中央卸売市場活性化ビジョン』を策定するとともに、同年12月には開設者（市）が『札幌市中央卸売市場経営改革プラン』を策定し、この2つの計画を将来に向けた経営戦略の両輪として機能させることとした。

ク．コンプライアンス推進に向けた取組

平成26年4月に卸売業者及び仲卸業者の不祥事が相次いで発覚し、場内関係事業者は、同年5月に開催された札幌市中央卸売市場活性化ビジョン推進委員会において、同委員会の下にコンプライアンス推進会議を設置し、早急に本市場におけるコンプライアンスの推進に向けた取組項目等を定めることを決定した。この結果、同年7月末には、「私たちは、公正・透明な取引を推進して、安全・安心な生鮮食料品の安定供給という社会的使命を全うし、信頼される市場を目指します。」というコンプライアンス理念、「企業理念の確立・公正な取引・透明性の確保」という3項目のコンプライアンス基本方針及び内部統制、教育等に係る具体的な取組項目が

策定され、市場内に周知徹底されるとともに、外部に向けて公表された。

ケ．青果部卸売業者の統合

平成29年6月30日に本市場の青果部卸売業者2社が、経営資源・ノウハウを結集し、川上側の産地や川下側の実需者の双方から「選ばれる市場」として活性化を図るため、経営統合に向け、協議を開始する旨を公表した。その後、農林水産大臣の認可を経て、平成30年5月1日に合併し業務を開始した。

コ．中央卸売市場の認定

平成30年6月に改正された卸売市場法では地方公共団体に限らず民間事業者も含めて中央卸売市場の開設が可能となった。本市場では、引き続き札幌市が開設、運営することが市場の公的役割を果たしていくためには妥当であるとの判断のもと、令和2年3月の業務規程の改正を経て、5月に農林水産大臣に認定の申請を行い、6月に認定を受けた。

サ．新たな経営計画の策定

平成23年度に「札幌市中央卸売市場活性化ビジョン」及び「札幌市中央卸売市場経営改革プラン」を策定したが、総務省からは公営企業に対して将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定も要請されていたことから、平成27年度から市場関係事業者とともに新たな経営計画の策定を検討してきた。

令和3年3月には、次期経営計画として「第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト」を策定した。

2.1.3 市営卸売市場の必要性

札幌市中央卸売市場は、全国で17番目、北海道では初の中央卸売市場として、昭和34年12月5日に開設した。しかし、市営による卸売市場の開設に向けた動きは、道都として都市化が進んでいた大正時代にさかのぼり、「中央卸売市場法」の公布（大正12年3月）を契機に、市議会に調査委員会が設けられ、調査活動や議論が活発化した。昭和4年4月に「中央卸売市場法」の適用が拡大され、昭和5年12月に本市も国により「中央卸売市場」が開設できる地域に指定されたものの、その後太平洋戦争の開戦を迎えることとなり、動きは一旦、中断することとなった。しかし、終戦直後

の経済的な混乱の中、外地からの引揚者や戦禍を免れ疎開してきた市民の帰還により本市の人口は再び急増し、生鮮食料品を安定的に迅速に供給できる市営卸売市場の必要性がさらに増すこととなった。長期にわたる戦争によって衰え、敗戦によって混乱した地域経済を立て直すため、本市は産業界の代表者等を構成員とする「札幌市産業振興専門委員会」を昭和21年9月に設け、数多い課題のひとつとして「生鮮食料品の流通対策」を諮問。同委員会より、当時輸送の基幹であった鉄道の整備計画にあわせて「中央卸売市場」を設置するのが望ましいとの答申を受けた。この答申をもとに、本市は札幌駅西隣の桑園駅構内の鉄道引込線用地に現在の中央卸売市場の前身となる市営の「魚菜卸売市場」を昭和25年10月に設置し小規模ながらも業務を開始したが、国鉄の整備計画の変更により昭和27年秋に閉鎖することとなり、短命の卸売市場となる。

2.2 市場の役割について

(1) 市場の役割

卸売市場は全国から集まった生鮮食料品などを、小売店（スーパーなど）、外食事業者（レストランなど）、加工業者へ販売する拠点である。生鮮食料品等を安定的に届けるために、中央卸売市場には、商品を集めたり、価格を決めたり、市場を衛生的に保つなど、さまざまな機能がある。また、生産量の多少に関わらない出荷や迅速で確実な代金決済システムも備わっている。この中央卸売市場の仕組みがあるからこそ、農家や漁師などの生産者は食料品を安心して生産・出荷することができ、生産者を守ることにもつながっていると考えられる。

(2) 札幌市中央卸売市場の経営理念

私たちは、札幌市民はもとより北海道民に対し、安全・安心でおいしい生鮮食品を安定的に提供し続ける。

札幌市中央卸売市場は、生鮮食料品を安定的に供給する役割を担った公共的なインフラとして昭和34年（1959年）に開設した。開設以来、札幌市民のみならず、北海道民の台所として、また、北海道産品の発信拠点として、その役割を果たし続けてきた。

生鮮食料品の流通環境は、人口減少や少子高齢化による消費の減少や、生活様式の変化による加工品需要の増加、また、産地における労働人口の減少に伴い生産量が減少していることなど、大きく変化している。

また、全国の生鮮食料品流通に占める卸売市場の経由率は、流通チャンネルの多様化の影響を受けて年々減少しており、札幌市中央卸売市場も例外ではなく、その取扱高は減少傾向となっている。

平成30年（2018年）6月には卸売市場の設置根拠である卸売市場法が大幅に改正され、これまで全国一律に定められていた取引に関するルールが廃止された。また、これまで地方公共団体にのみ認められていた中央卸売市場の開設が民間事業者でも可能になるなど、今後一層卸売市場の在り方も多様化していくものと考えられる。

このように、札幌市中央卸売市場を含めた卸売市場を取り巻く環境は変化し続けており、今後も厳しい状況が続くものと考えられる。しかしその一方で平成30年（2018年）に農林水産省が発表した「卸売市場の基本方針」では卸売市場は引き続き「食品流通の核」として明記されており、卸売市場がこれまで果たしてきた役割は今後も重要とされている。

今回の第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトの策定にあたっては、札幌市中央卸売市場が持つ公的役割を普遍的な理念として再確認した。札幌市中央卸売市場はこれからも皆様の食を支えていく。

（3）キャッチコピー「いちばいちばん」

『いちばいちばん』というキャッチコピーは、札幌市中央卸売市場のロゴマークを端的に表現するものとして、市場で働く方々から募集した51作品の中から選ばれた。このキャッチコピーには札幌市中央卸売市場で働く人々の次の思いが込められている。

ア．市場を流通しているものは、産地もしっかりとしており、安全・安心なものであること。

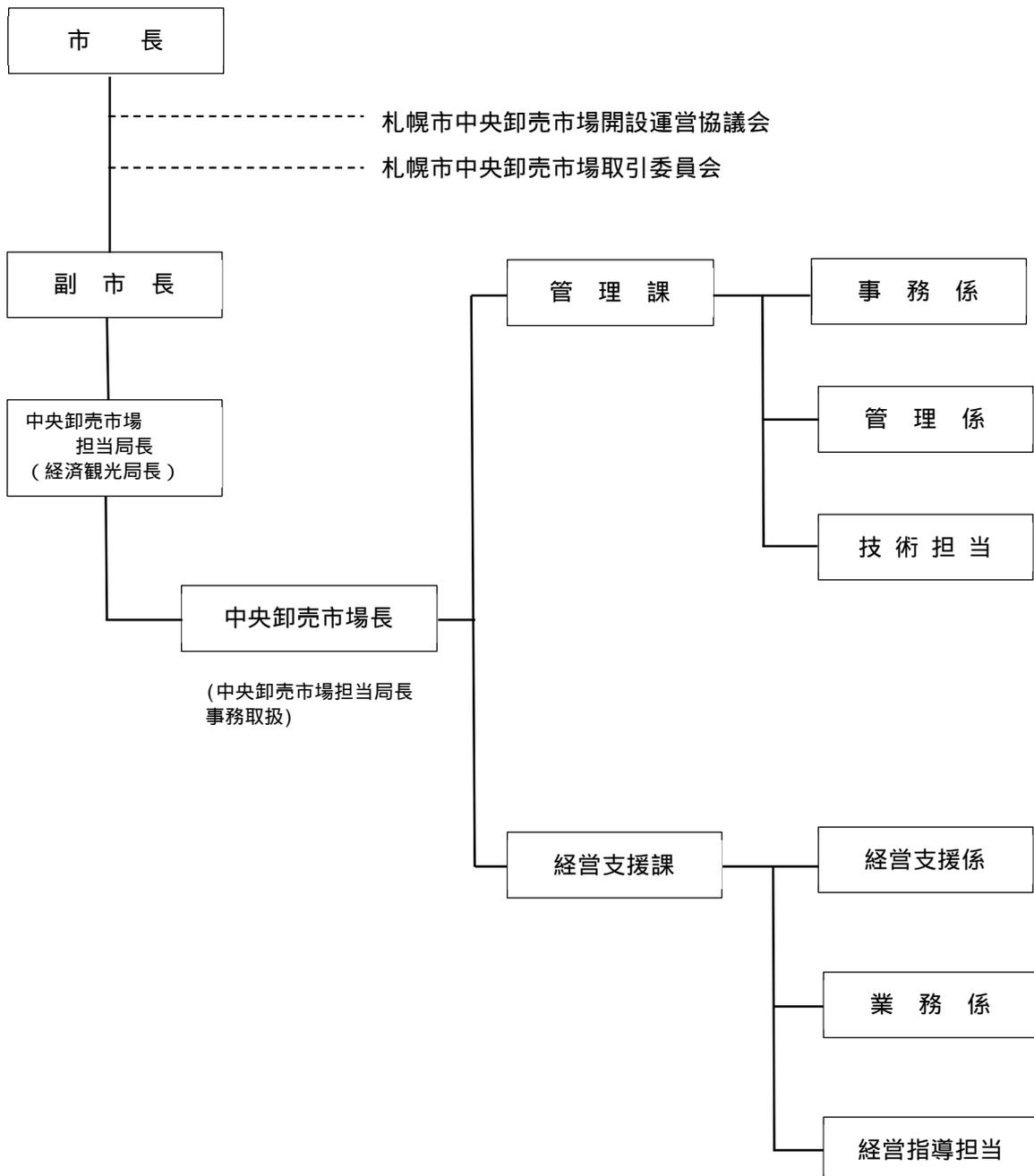
イ．北海道の食の一大拠点である札幌市中央卸売市場の目利きが、みなさんに美味しさをお届けするということ。

ウ．市場のものは「安全・安心いちばん」「鮮度いちばん」「美味しさいちばん」ということをアピールしたい。

(出典：札幌市中央卸売市場ホームページ)

2.3 市の管理機構

(1) 組織図(令和3年度)



(2) 職員数 (令和 3 年度)

職員数は、以下の通りとなっている。

(令和 4 年 3 月 31 日 単位 : 人)

部 別	課・係別	定員	現 員		
			事務職員	技術職員	計
中	中央卸売市場担当局長	0	1		1
	市場長 (中央卸売市場担当局長 事務取扱)	1	0		0
央 卸 売	管 理 課	課 長	1	1	1
		事 務 係	5	5	5
		管 理 係	4	2	2
		技術担当係	1		1
		計	11	8	3
市 場	経 営 支 援 課	課 長	1	1	1
		係 長	3	3	3
		係 員	5	5	5
		経営指導担当係	1	1	1
		計	10	10	10
合計		22	19	3	22

(3) 事務分掌

事務分掌は、大きく管理課と経営支援課に分かれており、更にそれぞれ3つの係に分かれている。

管 理 課	経 営 支 援 課
事 務 係	経 営 支 援 係
(1) 文書の收受発送、公印管理 (2) 市場における使用料、手数料その他雑収入の徴収 (3) 市場事業会計の予算及び決算 (4) 市場事業の経理、財政計画及び資金計画 (5) 固定資産の管理 (6) 市場開設運営協議会の庶務 (7) 市場事業の経営計画の統括調整 (8) 施設の使用許可 (9) 場内他課係の主管に属しないこと	(1) 卸売業者、仲卸業者の経営支援に係る調査及び企画立案 (2) 市場流通品の販路拡大支援事業及び仲卸業者の経営近代化事業の推進 (3) 市場経営展望推進委員会の庶務 (4) 市場取引委員会の庶務 (5) 業務規程の改正等
管 理 係	業 務 係
(1) 施設の維持管理 (2) 関連事業者の営業許可 (3) 市場内の秩序保持	(1) 卸売業の許可、仲卸業の許可 (2) 卸売業者、仲卸業者の業務の調査、検査及び指導監督 (3) 売買参加者の承認及び指導監督 (4) 産地、出荷者及び出荷団体との連絡、調整 (5) 場内関係業者との連絡調整 (6) 生鮮食料品の消費流通状況に係る調査統計その他統計資料の作成 (7) 生鮮食料品等に関する情報発信
技 術 担 当 係	経 営 指 導 担 当 係
(1) 市場施設改修等計画	(1) 卸売業者、仲卸業者の経営分析、指導助言等 (2) 卸売業者、仲卸業者の財務検査

2.4 市場について

2.4.1 市場の施設

(1) 市場の名称及び位置

ア．名称：札幌市中央卸売市場

イ．所在地：札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 2 - 1

(2) 敷地及び主要施設

ア．敷地面積：129,748 m²

イ．主要施設延床面積：135,364 m² (JR 高架下施設を除く)

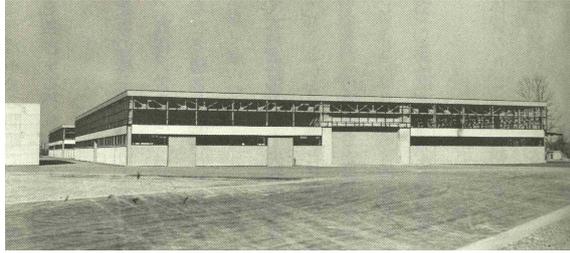
主要施設の構造及び面積 (令和 3 年 7 月 1 日現在)

(単位：m²)

種 類	構 造	建築面積	延床面積
水 産 棟	鉄骨鉄筋コンクリート造・ 地下 1 階地上 4 階建	19,022	39,411 卸売場 8,346 仲卸売場 4,737
青 果 棟	鉄骨鉄筋コンクリート造・ 地下 1 階地上 3 階建	23,356	36,885 卸売場 13,353 仲卸売場 4,423
管 理 センター	鉄骨造 3 階建	380	903
水産保冷配送センター	鉄筋コンクリート造 3 階建	1,783	4,954
青果物共同配送センター	鉄骨造平屋建 (JR 高架下)	310	301
青果物定温 (冷) 倉庫	鉄骨造平屋建 (JR 高架下)	1,258	1,258
青果物定温 (冷) 倉庫	鉄骨造平屋建 (JR 高架下)	709	709
青果買荷保管庫	鉄骨造平屋建 (JR 高架下)	1,082	1,167
青果荷捌所	鉄骨造平屋建	532	503
廃棄物集積所	鉄骨造平屋建 (一部 2 回建 て)	1,543	1,591
センターヤード (屋根付駐車場・荷積みス ペース)	鉄骨造平屋建 (駐車可能台数 約 520 台)	17,922	15,912
立 体 駐 車 場	鉄骨造 5 階建 (駐車可能台数 約 1,000 台)	7,245	35,205

(3) 市場の外観

1958 年市場施設完成



1962 年代



1980 年代



2008 年代



2.4.2 施設の紹介

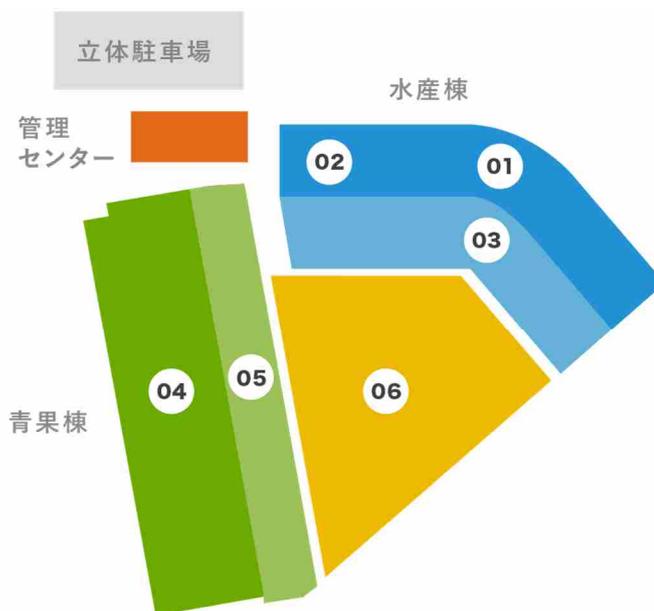
(1) 施設の概要

札幌市中央卸売市場は、北海道の拠点市場として札幌市を中心とした約230万人の食を支えている。毎日1,600tもの食材を流通させ、かつ安全安心な食の発信施設である。

1F

- 01 水産卸売場
- 02 マグロ低温売場
- 03 水産仲卸売場
- 04 青果卸売場
- 05 青果仲卸売場
- 06 センターヤード

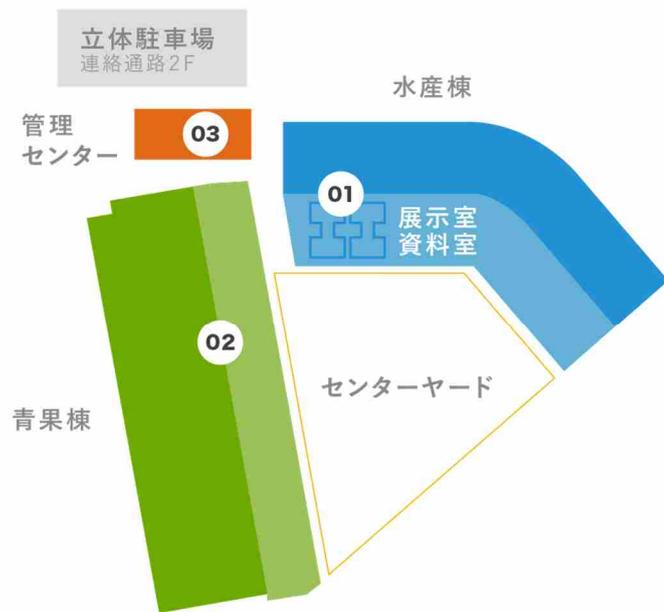
※水産棟は4階建 ※青果棟は3階建



2F

- 01 水産棟見学通路
- 02 青果棟見学通路
- 03 調理実習室

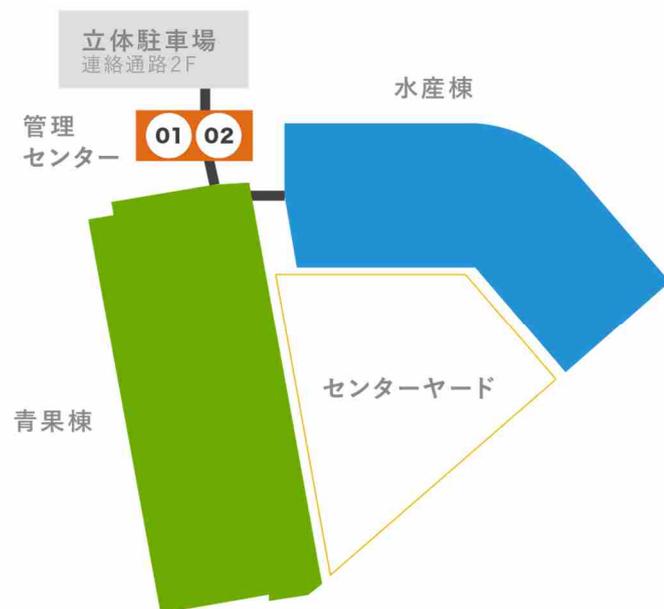
※水産棟は4階建 ※青果棟は3階建



3F

- 01 個人用ガイダンスホール
- 02 団体用ガイダンス多目的室

※水産棟は4階建 ※青果棟は3階建



(2) 各施設

ア. 展示施設

水産棟 2 階には展示室、資料室がある。卸売市場の歴史やせりの仕組みを解説したパネルや各種資料を閲覧することができる。また、水産棟、青果棟の 2 階見学通路からは卸売場を見学することができ、豆知識やコラムを紹介する Q & A アラカルトパネルがある。



イ．調理実習室

札幌市中央卸売市場では、一般の方や市場外の企業向けに調理実習室を貸し出ししている。事前の見学も可能である。

(ア) 概要

- 管理センター 2 階
- 最大収容人数 48 名
- 面積 112.8 m² / 縦 9.4m ・ 横 12.0m
- 調理台 9 台 (IH キッキングヒーター 3 口 ・ オープンレンジ、ロースター付/車いす対応調理台有)
- 付帯設備 (無料) プレゼンテーションミラー 1 台 ・ モニター 2 台 (DVD プレイヤー ・ マイク付) ・ 冷凍冷蔵庫 1 台 ・ 調理道具一式 ・ 食器一式 ・ 丸イス

(イ) 使用料

- 1 日 14,400 円 (税抜) 8:00 ~ 17:00
- 半日 7,200 円 (税抜) 午前 8:00 ~ 12:00 午後 13:00 ~ 17:00
- 時間延長 1,800 円 / 1 時間毎 (税抜)
- 小中高生及び大学生が授業の一環として使用する場合は、使用料金の全額を免除することができる

(ウ) 活用事例

- 町内会・同好会等の料理教室
- お菓子作り教室・漬物づくり教室
- 市場見学（ 要予約 10 名様以上は市場ガイド付き ）と調理実習を合わせたの体験学習（ 授業・講義の一環としてもご利用いただけます。 ）
- 料理番組の収録、料理の写真撮影スタジオ



2.5 中央卸売市場について

2.5.1 組織体制（市場のしくみ）

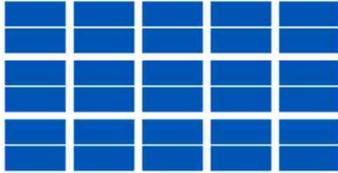
（1）市場の一日



(2) 役割・機能

集荷

国内外から生鮮食料品等を集める



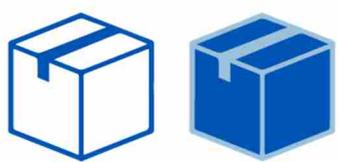
価格形成

せり売などで適正な値段を決める



分荷

商品を小分けし小売業者などに販売



取引の決済

支払のルールを定め迅速・確実な決済を行う



情報発信

入荷量や卸売価格を公表



衛生管理

生鮮食料品等の鮮度維持



(出典：札幌市ホームページ)

2.5.2 市場の構成

(1) 市場の機構

市場の機構及び業務運営は、すべて卸売市場法及び札幌市中央卸売市場業務規程（条例）等によって定められており、市場機構の主たるものは次の通りである。

ア．開設者

札幌市であり、農林水産大臣の認定を受けて、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するため、市場施設の設置及び維持管理並びに業務運営の指導監督にあたっている。

イ．卸売業者

開設者の許可を受けて、出荷者から卸売のための販売の委託を受け、または買い付けた生鮮食料品等を市場内卸売場において、仲卸業者及び売買参加者に卸売をする者。

ウ．仲卸業者

開設者の許可を受けて、市場内の設置する店舗において、卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし、または調製して買出人等に販売する者。

エ．売買参加者

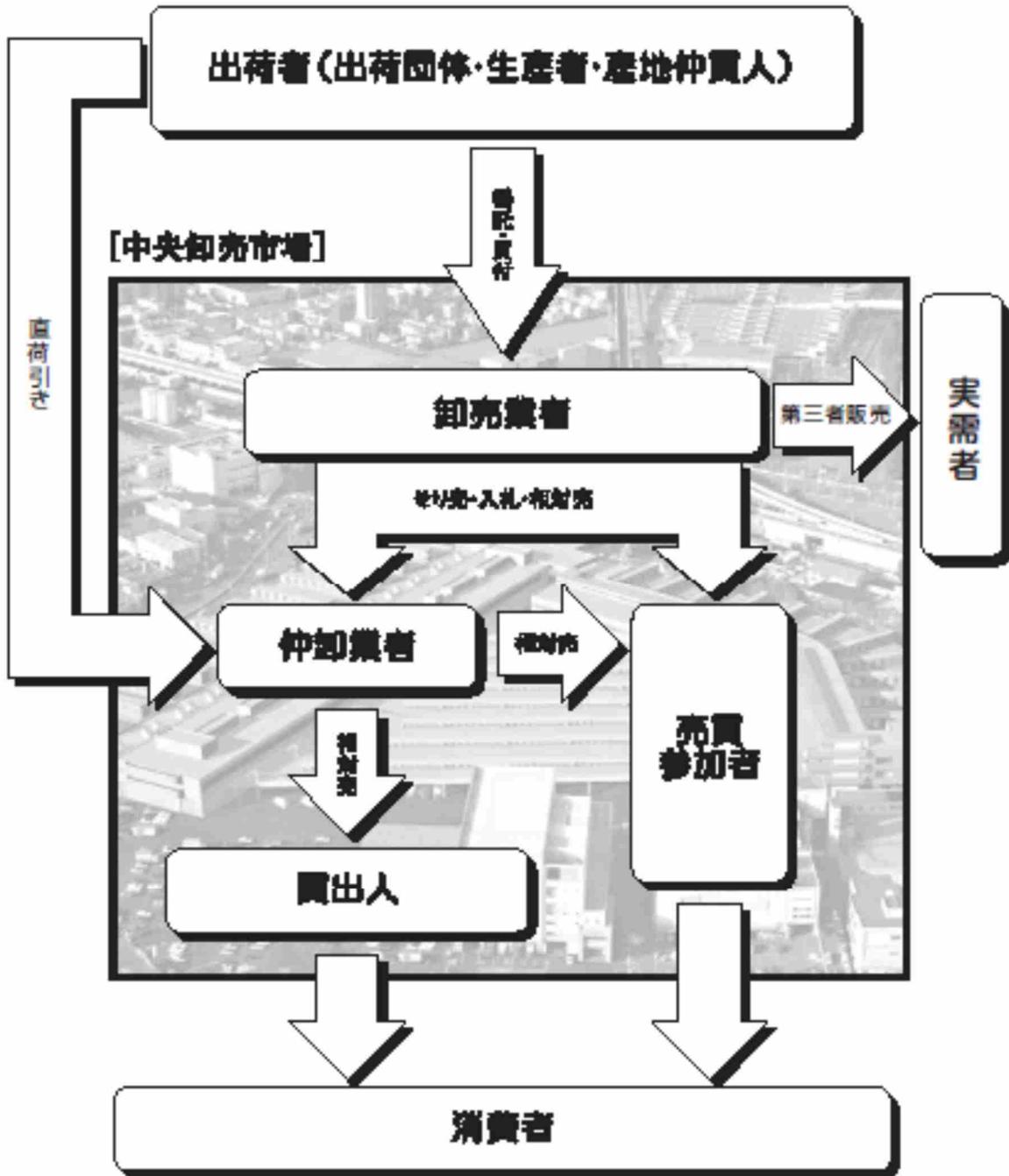
開設者の承認を受けて、卸売業者の行う卸売に直接参加して生鮮食料品等を買受ける権利を有する小売業者及び大口需要者。

オ．買出人

市場内において仲卸業者から販売を受ける小売業者及び仲卸業者が販売する通常の取引単位で販売を受ける需要者。

カ．関連事業者

開設者の許可を受けて、市場において精算業等市場機能を補完する業務を行う者、通運業等市場機能の充実に資する業務を行う者及び物品販売業、飲食店業等市場の利用者に便益を提供する業務を行う者。



2.5.3 市場関係事業者等

(1) 市場関係事業者(一覧表)

(令和3年7月1日現在、単位:万円)

業種別	区分		業者数	保証金	
				卸売金額(消費税含む)	保証金額
卸売業者	青果部		1社	300億円未満	500
				300億円以上 600億円未満	1,000
	水産部		2社	600億円以上	1,500
仲卸業者	青果部		24社	施設使用料月額の2倍	
	水産部		27社	施設使用料月額の2倍	
売買参加者	青果部		385人	-	
	水産部		67人	-	
買出人	青果部		55人	-	
	水産部		184人	-	
関連事業者	第一種	精算業	2社	施設使用料月額の3倍	
		第二種	運送運搬業	5社	施設使用料月額の3倍
		通運荷扱業	2社	施設使用料月額の3倍	
		その他の営業	2社	施設使用料月額の3倍	
	第三種	飲食店業	3社	施設使用料月額の3倍	
		理容業	1社	施設使用料月額の3倍	
		物品販売業	5社	その都度市長が別に定める額	
		その他の営業	3社	その都度市長が別に定める額	

(出典:令和3年度事業概要)

(2) 精算機構

精算機構は、以下の通りである。

(令和3年7月1日現在)

項目	部別	青果部	水産物部
名称		札幌青果物精算株式会社	札幌水産物精算株式会社
資本金		3,100万円	2,000万円
資本構成	卸売業者	1,000万円	卸売業者 1,200万円
	仲卸業者	1,000万円	仲卸業者 600万円
	小売業者(3団体)	1,000万円	小売業者(1団体) 200万円
	金融機関	100万円	
経由率 (令和2年度)	仲卸業者	100%	仲卸業者 100%
	売買参加者	100%	売買参加者 100%
	買出人	66.8%	買出人 59.5%
決済日	仲卸業者	買受日を含む 4日目の午後3時まで	仲卸業者 買受日を含む 4日目の午後3時まで
	売買参加者 及び買出人	買受日を含む 3日目の午後3時まで	売買参加者 及び買出人 買受日を含む 3日目の午後3時まで
登録者数	仲卸業者	24社	仲卸業者 27社
	売買参加者 及び買出人	386人	売買参加者 及び買出人 251人

(3) 売買参加者及び買出人の地域別登録者数(精算会社登録者含)

売買参加者及び買出し人の地域別登録者数は、以下の通りである。

青果部 440人

札幌市	335人	当別町	5
江別市	13	余市町	3
石狩市	8	安平町	3
恵庭市	5	滝川市	2
岩見沢市	7	新ひだか町	2
北広島市	7	稚内市	1
千歳市	5	旭川市	2
美唄市	3	苫小牧市	1
小樽市	5	その他	33

水産物部 251人

札幌市	206人	岩見沢市	2
小樽市	8	岩内町	2
江別市	6	苫小牧市	2
石狩市	4	倶知安町	2
当別町	5		
恵庭市	3		
千歳市	3		
安平町	3		
北広島市	1	その他	4

2.6 運営協議会等

(1) 札幌市中央卸売市場開設運営協議会

当協議会は、札幌市中央卸売市場事業の設置等に関する条例第5条の規定に基づき設置される市長の附属機関で、当市場事業の運営に関し必要な事項の調査審議を行っている。定数は15名以内(現員10名)で、生鮮食料品等の生産、流通及び消費に関し学識経験のある者のうちから市長が委嘱する委員により構成されている。

(2) 札幌市中央卸売市場取引委員会

当委員会は、札幌市中央卸売市場業務規程第 79 条の 2 の規定に基づき設置される市長の附属機関で、当市場における売買取引に関し必要な事項の調査審議を行っている。定数は 15 名以内（現員 13 名）で、市場の売買取引に関する調整を迅速に行うため、当市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者のうちから市長が委嘱する委員により構成されている。

（出典：札幌市中央卸売市場事業概要令和 3 年度版）

2.7 卸売業者一覧等

(1) 水産

ア.卸売業者一覧

(令和4年1月1日現在)

名称	代表者	資本金
曲ノ高橋水産株式会社	高橋 清一郎	1億円
丸水札幌中央水産株式会社	竹田 剛	3億8千万円

イ.関係団体一覧

(令和4年1月1日現在)

団体名	代表者
札幌市水産物卸売協同組合	北村 勝満
札幌水産物商業協同組合	佐々木 貞幸
道央水産物商業協同組合	多田 健三
札幌水産物精算株式会社	高橋 清一郎

ウ.仲卸業者一覧

(令和4年1月1日現在)

	会社名	代表者		会社名	代表者
10	丸万安彦水産(株)	三浦 栄一	34	日の出本田水産(株)	森本 茂睦
11	青池水産(株)	青池 正	36	大幸水産(株)	堀 克己
16	(株)サカイ	酒井 二三	37	(株)やまた水産	山田 利子
17	三共水産(株)	黒澤 雅博	39	(株)一ウ	山田 一男
19	丸大大館水産(株)	前田 康貴	43	兼長水産(株)	鈴木 孝
20	曲中河上水産(株)	小林 宏一	44	丸井水産(株)	山田 雅行
21	上山水産(株)	渡辺 尚哉	48	(株)入福福田商店	福田 龍介
22	一鱗共同水産(株)	本間 隆	50	(株)兼富平田商店	平田 文祥
25	兼サ坂水産(株)	坂 勝久	51	(株)丸市宮本商店	宮本 眞介
27	(株)イチマル渋谷	紺野 幸浩	52	星野水産(株)	星野 哲也
30	(株)カネマル中西商店	中西 重敏	55	まるみ水産(株)	篠崎 たけ
31	丸中中津川水産(株)	中津川和義	56	北水大協水産(株)	山崎由紀江
32	丸海西沢(株)	西澤 慎一	57	札幌シーフーズ(株)	北村 勝満
33	(株)丸昭本間水産	本間 明雄			

(出典：札幌市ホームページ 札幌市中央卸売市場 令和3年年報)

(2) 青果

ア.卸売業者一覧

(令和4年1月1日現在)

名称	代表者	資本金
札幌みらい中央青果株式会社	高橋 守	1億8千万円

イ.関係団体一覧

(令和4年1月1日現在)

団体名	代表者
札幌青果卸売協同組合	藏重 満
札幌青果物商業協同組合	岸田 茂宏
道央青果協同組合	堀崎 幸博
札幌中央青果協同組合	森聖 敏
札幌青果物精算株式会社	勇崎 恒宏

ウ.仲卸業者一覧

(令和4年1月1日現在)

	会社名	代表者		会社名	代表者
10	(株)十丸中川青果	中川 伸一	26	(有)ワカ増井商店	増井 大介
11	(株)森哲	田崎 泰三	31	(株)曲森森下商店	森下 雅夫
12	(株)双葉屋	石原浩一郎	32	丸卜青果(株)	辻 恭行
13	(有)金又菅井商店	菅井 直俊	33	(株)滑川商店	滑川 尊久
14	(株)山石石田商店	石田 雅久	34	(株)神田芳雄商店	太田 弘一
15	丸共農産商事(株)	森嶋 清美	36	(株)小樽屋	大久保恭一
16	(株)山サ本間商店	本間 浩喜	38	(有)ワキ木内商店	木内 政幸
17	(株)池広	丹羽 豊彦	39	(株)大印大谷商店	浅田 悌智
18	(株)一印岩崎商店	岩崎 尚行	41	(株)山二辻商店	辻 昌宏
19	(株)丸上上野商店	田川 良光	45	(株)丸誠本田誠一商店	本田 仁
22	小野青果(株)	高橋 克宣	46	(株)伊藤法夫商店	伊藤 義尚
23	(株)北一藏重商店	藏重 満			
24	(株)山力葛西	栗本 弘			

2.8 食の安全安心の取り組み

(1) 鮮度・衛生面への配慮

卸売市場には鮮度を保つための施設として、低温売場が設けられている。また、水産物部では卸売場床面の雑菌処理や消臭をするためにオゾン水を使用している。売場に入るときは長靴をオゾン水で洗って入る（1階のトイレ手洗いにもオゾン水）。そのほかに広域食品監視センターが、施設内の衛生管理や、食品の取り扱いについての監視指導、細菌検査、添加物、鮮度判定等のモニタリング検査を行っている。

(2) 食の安全・安心の取り組み

札幌市中央卸売市場では「安全・安心な食のまち・さっぽろ」を目指し、市場内の卸・仲卸・小売組合の事業者と札幌市の間で「さっぽろ食の安全・安心推進協定」を結び、協働・連携して食の安全・安心の取組を進めている。



(3) 環境面への配慮

「環境にやさしい市場をめざして」環境負荷の軽減と資源の循環

ア．木製パレットなどの木質系廃棄物を燃料として、市場内で発生する野菜や果物等の生ゴミを乾燥させ飼料化する「資源リサイクル施設」の整備を行い、廃棄物

の再利用・再資源化を図っている。

イ．広大な施設を活用して自然エネルギーの利用促進を図るため、市有施設では最大級の太陽光発電システムをセンターヤード屋上に配置している。発電した電力は北海道電力に売却されているが、災害・停電時には地下水処理システムの稼働用電源として使用されている。ここでくみ上げられた地下水は非常時の業務用水や地域住民の生活用水として供給することが可能である。

ウ．照明設備にLED照明を導入し、節電・省エネルギー化を図っている。
太陽光発電システム（センターヤード/屋上部）の導入。

太陽光パネル枚数・・・1,440枚

発電出力容量・・・327KW（2019.5）



2.9 取扱品目及び取扱高

札幌市の取引品目は水産物で 290 種類程度、青果物で 232 種類程度に分類されている。まぐろなら「本まぐろ・めばち」など、りんごなら「つがる・ふじ・むつ」などに分類される。

(1) 取扱品目

ア. 青果部

野菜、果実及びこれらの加工品並びに定めるその他の生鮮食品等

イ. 水産物部

生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の生鮮食品等

(2) 取扱高（仲卸直荷含む。）

取扱高 種別		令和 2 年度計		1 日平均	
		数量（トン）	金額（千円）	数量（トン）	金額（千円）
水産物	鮮魚介類	27,635	28,006,088	107	108,551
	冷凍魚介類	25,262	31,380,250	98	121,629
	加工品類	17,156	21,422,843	66	83,134
	計	70,053	80,809,181	272	313,214
青果物	野菜	187,331	36,792,421	729	143,161
	果物	44,486	17,523,090	173	68,183
	計	231,817	54,315,511	902	211,344
合計		301,870	135,124,692	1,174	524,558

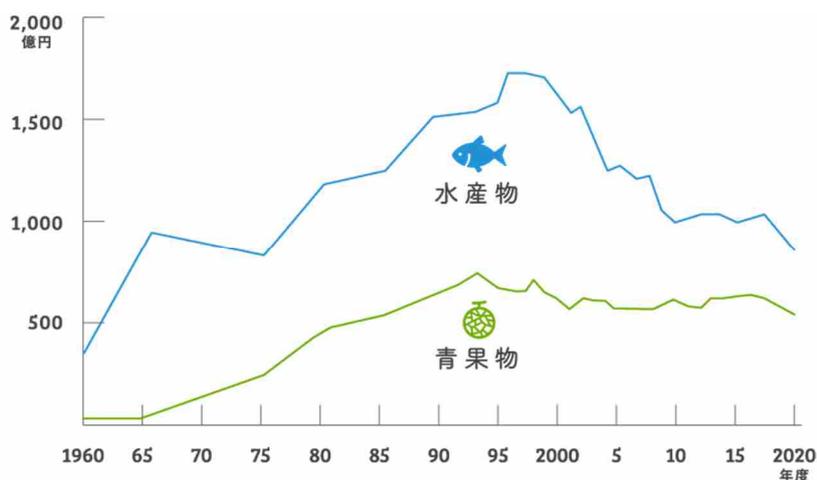
（出典：一般社団法人札幌市中央卸売市場協会 冊子 データ令和 2 年度）

(3) 取扱金額の推移

札幌圏の経済発展を背景に水産物と成果物を合わせた取扱金額は 1975 年に 1000 億円を突破。しかし 98 年の 2440 億円をピークに近年は 3 割程減少。全国的な消費者の生鮮食品離れや大手スーパーやインターネット通販等の市場外流通の広がりが原因とされる。全国の中央卸売市場で水産物部 4 位、青果部 7 位（2020 年）。

取扱金額の推移
(札幌市中央卸売市場調べ)

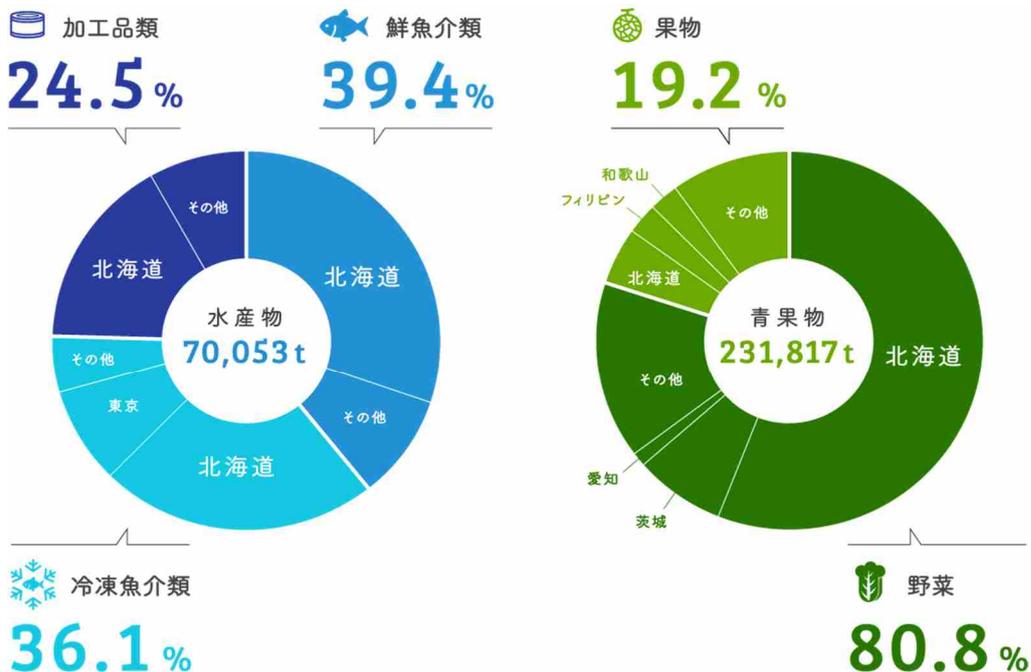
全国の中央卸売市場で
水産物部4位、青果部7位
(2019年度)



(出典：札幌市中央卸売市場ホームページ)

(4) 主要産地別取扱状況

全国から集まる鮮魚魚介類の約8割、野菜の約7割が道内からの入荷。冷凍魚介類は東京の会社を通じた品も多い。果物は海外を産地とするものが多く。バナナ(フィリピン)やグレープフルーツ(米国)などが代表格である。



令和2年度主要産地別取扱状況 (札幌市中央卸売市場調べ)

(出典：札幌市中央卸売市場ホームページ。グラフは仲卸直荷含む。)

ア．水産総取扱高

令和3年1月から12月における水産物の総取扱高は、数量62,892t、金額77,074,372千円であった。前年と比べて数量は1,894t減少（前年比2.9%減）、金額は2,681,400千円増加（前年比3.6%増）した。

平均単価は1,226円となり、前年と比べて78円増加（前年比6.8%増）した。

イ．青果総取扱高

令和3年1月から12月における青果物の総取扱高は、数量227,466t、金額53,150,686千円であった。前年と比較すると、数量は3,441t減少（前年比1.5%減）し、金額は366,644千円減少（前年比0.7%減）した。

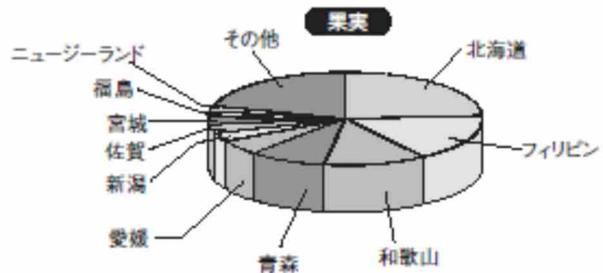
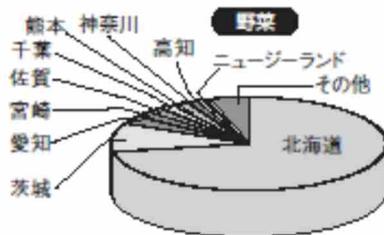
平均単価は234円となり、前年と比べて2円増加（前年比0.9%増）した。

（出典：令和3年 札幌市中央卸売市場年報）

令和2年度青果物主要産地別取扱状況

区分別産地別順位表（年度4月～3月）

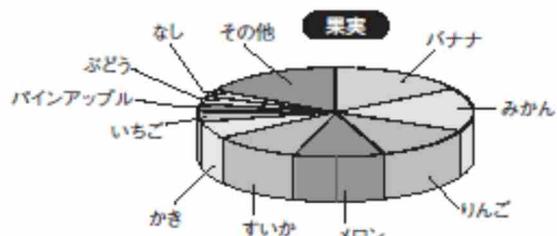
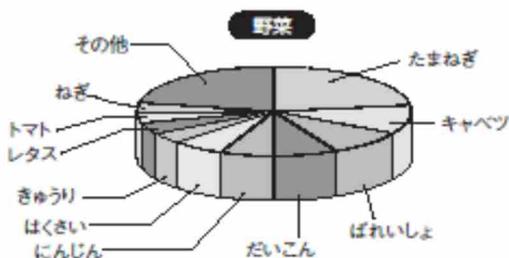
順位	種別	野菜			果実		
		産地	取扱数量	構成比	産地	取扱数量	構成比
1		北海道	134,343トン	72.3%	北海道	10,522トン	24.1%
2		茨城県	18,726	10.1	フィリピン	7,063	16.2
3		愛知県	4,776	2.6	和歌山	5,424	12.4
4		宮崎	3,986	2.1	青森	3,949	9.0
5		佐賀	3,793	2.0	愛媛	2,403	5.5
6		千葉	3,196	1.7	新潟	1,318	3.0
7		熊本	3,193	1.7	佐賀	1,307	3.0
8		神奈川	2,239	1.2	宮城	1,088	2.5
9		高知	1,811	1.0	福島	844	1.9
10		ニュージーランド	1,181	0.6	ニュージーランド	842	1.9
—		その他	8,631	4.7	その他	8,930	20.5
		総数	185,876	100.0	総数	43,691	100.0



令和2年度青果物 主要産地別取扱状況

区分別品名別順位表（年度4月～3月）

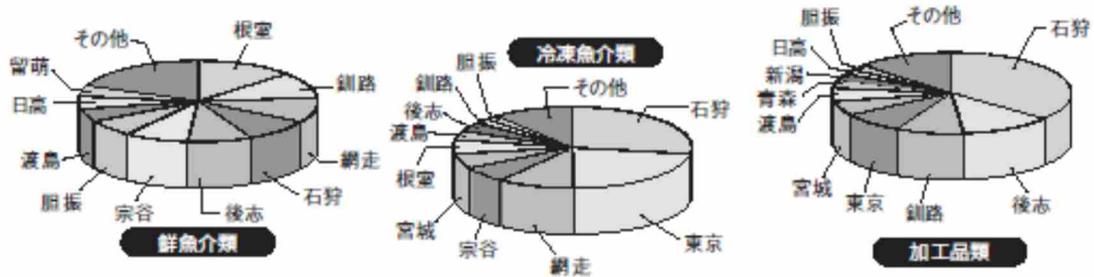
順位	種別	野菜			果実		
		品目	取扱数量	構成比	品目	取扱数量	構成比
1		たまねぎ	42,607トン	22.9%	バナナ	7,084トン	16.2%
2		キャベツ	19,468	10.5	みかん	6,903	15.8
3		ばれいしょ	17,282	9.3	りんご	5,397	12.4
4		だいこん	13,600	7.3	メロン	4,643	10.6
5		にんじん	12,236	6.6	すいか	4,566	10.5
6		はくさい	11,356	6.1	かき	2,689	6.2
7		きゅうり	7,876	4.2	いちご	1,657	3.8
8		レタス	7,798	4.2	リンナップル	1,232	2.8
9		トマト	6,651	3.6	ぶどう	1,143	2.6
10		ねぎ	6,414	3.5	なし	1,073	2.5
—		その他	40,589	21.8	その他	7,304	16.6
		総数	185,876	100.0	総数	43,691	100.0



令和2年度水産物主要産地別取扱状況

区分別産地別順位表（年度4月～3月）

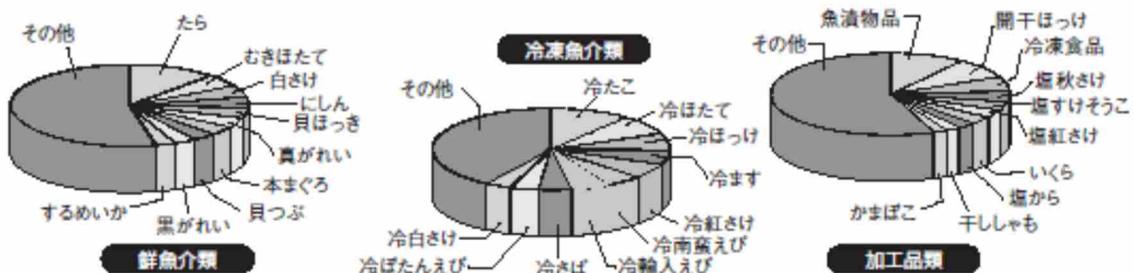
種別 順位	鮮魚介類				冷凍魚介類				加工品類			
	産地	取扱数量	構成比		産地	取扱数量	構成比		産地	取扱数量	構成比	
1	根室	3,699ト	13.4%		石狩	5,599ト	27.5%		石狩	5,443ト	36.0%	
2	釧路	2,881	10.4		東京	4,537	22.3		後志	1,874	12.4	
3	網走	2,772	10.0		網走	2,144	10.5		釧路	1,403	9.3	
4	石狩	2,520	9.1		宗谷	1,284	6.3		東京	1,235	8.2	
5	後志	2,401	8.7		宮城	1,206	5.9		宮城	880	5.8	
6	宗谷	2,366	8.6		根室	1,146	5.6		渡島	826	5.5	
7	胆振	1,796	6.5		渡島	778	3.8		青森	531	3.5	
8	渡島	1,456	5.3		後志	743	3.6		新潟	323	2.1	
9	日高	1,412	5.1		釧路	390	1.9		日高	316	2.1	
10	留萌	1,158	4.2		胆振	358	1.8		胆振	312	2.1	
—	その他	5,172	18.7		その他	2,199	10.8		その他	1,982	13.0	
	合計	27,633	100.0		合計	20,384	100.0		合計	15,126	100.0	



令和2年度水産物 主要産地別取扱状況

区分別品名別順位表（年度4月～3月）

種別 順位	鮮魚介類				冷凍魚介類				加工品類			
	品目	取扱数量	構成比		品目	取扱数量	構成比		品目	取扱数量	構成比	
1	たら	3,315ト	12.0%		冷たこ	2,214ト	10.9%		魚漬物品	1,534ト	10.1%	
2	むきほたて	1,397	5.1		冷ほたて	1,587	7.8		開干ほっけ	1,214	8.0	
3	白さけ	1,272	4.6		冷ほっけ	1,355	6.6		冷凍食品	904	6.0	
4	にしん	1,192	4.3		冷ます	1,219	6.0		塩秋さけ	608	4.0	
5	貝ほっき	1,124	4.1		冷紅さけ	1,200	5.9		塩すけそうこ	533	3.5	
6	真がれい	1,076	3.9		冷南蛮えび	1,072	5.3		塩紅さけ	504	3.3	
7	本まぐろ	1,018	3.7		冷輸入えび	984	4.8		いくら	433	2.9	
8	貝つぶ	915	3.3		冷さば	917	4.5		塩から	385	2.5	
9	黒がれい	762	2.8		冷ぼたんえび	799	3.9		干ししゃも	317	2.1	
10	するめいか	753	2.7		冷白さけ	747	3.7		かまぼこ	300	2.0	
—	その他	14,810	53.5		その他	8,289	40.6		その他	8,393	55.6	
	合計	27,635	100.0		合計	20,384	100.0		合計	15,126	100.0	



(出典：令和3年度版 札幌市中央卸売市場 事業概要)

2.10 全国中央卸売市場について

2.10.1 中央卸売市場の現状

(1) 卸売市場の種類と数、取扱金額、市場関係業者数

	市場数	取扱金額	卸売業者数	仲卸業者数	売買参加者数
中央卸売市場	65 市場(40 都市)	(億円) 34,994	(経営体数) 156	2,875	20,474
青果	50 市場(38 都市)	18,707	66	1,249	9,709
水産物	34 市場(29 都市)	12,475	55	1,495	2,964
食肉	10 市場(10 都市)	2,672	10	54	1,682
花き	14 市場(10 都市)	1,028	18	74	6,119
その他	5 市場(4 都市)	112	7	3	0

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ

(注) 1. 市場数、卸売業者数：令和3年度末、他の業者数：令和2年度末、取扱金額：令和2年度 2. 中央卸売市場の総合市場は37、青果物単独市場は13、水産物単独市場は3である。 3. 令和4年6月現在の中央卸売市場数は全体で65(40都市)うち青果50(38都市)、水産物34(29都市)、食肉10(10都市)、花き14(10都市)、その他5(4都市)。令和4年6月現在の中央卸売市場卸売業者数は全体で156、うち青果66、水産物55、食肉10、花き18、その他7である。

(2) 全国卸売市場取扱状況の推移

(単位：千トン)

年度	全国卸売市場計	中央卸売市場計				地方卸売市場計						
		青果	水産物	花き	食肉	青果	水産物	花き	食肉	その他		
H20	20,084	11,866	9,082	2,561	—	223	8,218	6,946	1,117	—	155	—
H21	19,487	11,525	8,855	2,444	—	226	7,962	6,708	1,088	—	166	—
H22	18,137	10,752	8,232	2,299	—	221	7,385	6,210	1,013	—	162	—
H23	17,938	10,607	8,251	2,139	—	217	7,331	6,131	1,046	—	154	—
H24	17,746	10,539	8,265	2,056	—	218	7,207	6,028	1,031	—	148	—
H25	17,388	10,337	8,188	1,925	—	224	7,051	5,860	1,038	—	153	—
H26	17,133	9,953	7,966	1,769	—	218	7,180	5,994	1,043	—	143	—
H27	16,472	9,571	7,656	1,707	—	208	6,901	5,733	1,017	—	151	—
H28	16,134	9,278	7,470	1,607	—	201	6,856	5,719	988	—	149	—
H29	15,889	9,109	7,409	1,499	—	201	6,780	5,721	910	—	149	—
H30	15,272	8,841	7,222	1,416	—	203	6,431	5,428	853	—	150	—
R1	15,096	8,750	7,205	1,344	—	201	6,346	5,330	876	—	140	—

※ 農林水産省調べ。水産物産地市場を除く。「花き」、「その他」はデータ集計なし。

(3) 卸売市場の推移

年度 (年)	北海道					全国				
	中央卸売市場	地方卸売市場				中央卸売市場	地方卸売市場			
		公設	第三セクター	民設	公設		第三セクター	民設		
H20	3	77	16	1	60	79	1,207	156	39	1,012
H21	1	79	18	1	60	76	1,185	156	38	991
H22	1	79	18	1	60	74	1,169	153	37	979
H23	1	79	17	1	61	72	1,159	151	37	971
H24	1	78	17	1	60	-	1,144	155	38	951
H25	1	78	17	1	60	72	1,126	154	37	935
H26	1	77	16	1	60	70	1,105	154	36	915
H27	1	77	16	1	60	67	1,092	157	37	898
H28	1	77	16	1	60	64	1,081	156	38	887
H29	1	75	16	1	58	64	1,060	151	37	872
H30	1	73	15	1	57	64	1,037	151	35	851
H30	1	73	14	1	58	64	1,025	149	33	843
R1	1	72	13	1	58	64	1,009	147	31	831
R2	1	72	13	1	58	65				

※ 「北海道」は北海道経済部調べで、各年度末現在。「全国」は農林水産省調べで、各年度末現在。ただし、地方卸売市場については平成 24 年度までは各年度当初の数値。

(出典：北海道の卸売市場の活性化について 令和 4 年 3 月)

2.11 道内の卸売市場について

2.11.1 本道の社会経済情勢

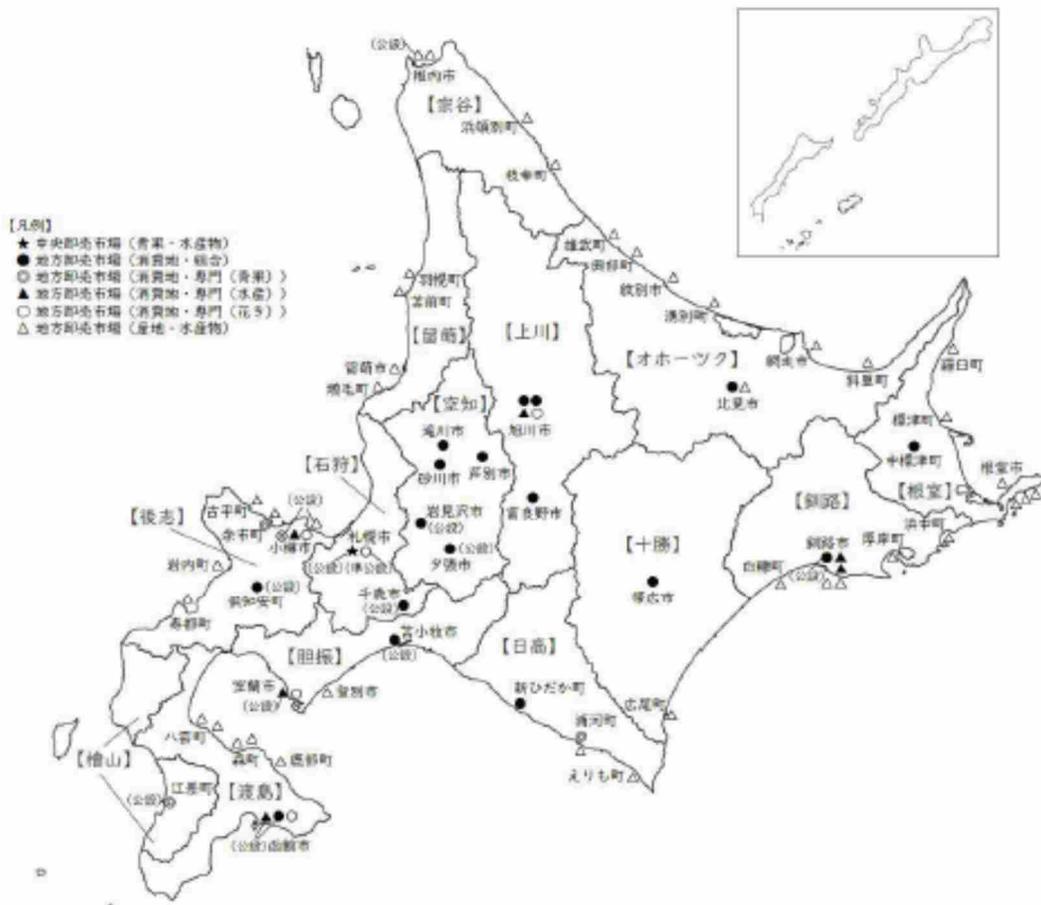
少子高齢化の進行により、本道の人口は、平成 9 (1997) 年の約 570 万人をピークに全国より約 10 年早く人口減少局面に入っており、道内消費者向けの市場規模が縮小しているほか、高齢化率も 3 割を超えるなど、高齢者や単身者の世帯が増加したことによる中食・外食需要の増加など、消費者ニーズが多様化している。

また、道内においても大規模小売業者等による産地直接取引や、農水産物の直売所やインターネット通販などの市場外流通が増加しており、飲食料品を販売する小規模な店舗の減少が顕著となっている。

一方、本道経済を道内総生産の推移からみると、平成 27(2015)年度以降、小幅ではあるが対前年を上回る実績を計上し、比較的堅調に推移している。

なかでも卸売市場が取り扱う農水産物の生産を担う第 1 次産業の動向をみると、農業は産出額で昭和 59(1984)年以降 1 兆円超と堅調に推移している一方で、漁業は不漁により漁獲量が近年減少傾向で推移しており、産出額もこれに伴い減少ないしは横ばいの状況にあるが、農業漁業ともに産出額の都道府県別シェアは全国トップを誇っている。

(1) 流通兼及び卸売市場の配置一覧



流通圏	道央圏					道南圏		道北圏			オホーツク圏	十勝圏	釧路・根室圏		計
	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	
振興局	5	3	10	4	4	8	1	5	4	4	8	2	8	7	73
市場数	(1)		26 (1)			9		13					15		(1)

※ 令和3年3月末現在
 ※ 括弧は中央卸売市場で内数

(出典：北海道の卸売市場の活性化に向けて 令和2年6月
 (令和4年3月資料編更新：北海道))

(2) 北海道の卸売市場取扱状況の推移

ア. 取扱数量 (単位: トン、花き: 千本)

年度	本道 卸売 市場計	中央 卸売 市場計		地方 卸売 市場計						
		青果	水産物	青果	水産物 (消費地)	花き	その他	水産物 (産地)		
H20	1,981,420	439,445	310,280	129,165	1,541,975	388,001	199,564	222,959	8,576	945,834
H21	2,022,842	434,672	315,208	119,464	1,588,170	405,188	216,884	215,685	10,963	955,135
H22	1,928,068	411,442	300,932	110,510	1,516,626	371,375	195,866	213,169	3,793	945,592
H23	1,897,483	412,223	302,743	109,480	1,485,260	370,058	187,430	207,814	3,411	924,361
H24	1,876,529	414,599	304,461	110,138	1,461,930	359,542	191,928	200,674	7,548	902,912
H25	1,828,282	412,719	310,230	102,489	1,415,563	343,515	175,127	191,250	7,009	889,912
H26	1,738,874	402,144	305,056	97,088	1,336,730	332,203	161,013	181,613	5,696	837,818
H27	1,560,392	390,009	301,790	88,219	1,170,383	319,107	154,755	177,896	6,203	690,318
H28	1,397,075	357,545	278,518	79,027	1,039,530	307,583	133,381	170,282	7,972	590,594
H29	1,408,775	342,668	268,668	74,000	1,066,107	299,885	121,244	161,927	5,949	639,029
H30	1,454,203	322,855	248,401	74,454	1,131,348	285,705	116,869	155,879	9,652	719,122
R1	1,532,245	311,441	241,377	70,064	1,220,804	300,351	123,932	148,657	6,180	790,341
R2	1,559,508	292,712	229,567	63,145	1,266,796	291,436	93,221	137,137	6,090	876,049

※ 北海道経済部調べ。「市場計」は「花き」を除く。

イ. 取扱金額 (単位: 百万円)

年度	本道 卸売 市場計	中央 卸売 市場計		地方 卸売 市場計						
		青果	水産物	青果	水産物 (消費地)	花き	その他	水産物 (産地)		
H20	567,049	170,935	57,088	113,847	396,114	84,117	123,039	15,721	6,911	166,326
H21	545,117	156,184	58,637	97,547	388,933	87,864	121,373	15,329	6,707	157,660
H22	548,733	154,438	62,523	91,915	394,295	88,933	113,958	15,737	4,427	171,240
H23	543,401	154,793	59,271	95,522	388,608	84,419	111,803	14,950	4,423	173,013
H24	521,872	154,751	56,770	97,981	367,121	79,421	110,870	14,238	4,538	158,054
H25	562,475	161,653	61,226	100,427	400,822	80,486	113,068	14,006	4,546	188,716
H26	560,147	162,835	62,065	100,770	397,312	78,984	111,196	13,468	4,428	189,236
H27	559,564	165,919	65,898	100,021	393,645	79,757	108,925	13,632	4,077	187,254
H28	531,784	160,427	66,967	93,460	371,357	82,607	104,472	13,244	4,289	166,745
H29	520,485	155,012	62,330	92,682	365,473	78,052	101,556	12,588	3,726	169,551
H30	496,581	147,232	58,037	89,195	349,349	76,592	95,751	12,248	3,748	161,010
R1	458,401	136,467	53,873	82,594	321,934	72,670	85,782	11,797	3,618	148,067
R2	427,931	126,684	53,616	73,068	301,247	75,994	77,738	11,041	2,974	133,500

※ 北海道経済部調べ。

2.12 第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト ～2021-2030 持続可能な市場づくりのための経営展望

(1) 計画の策定にあたって

ア. 計画策定の趣旨

(ア) 第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト(以下「第2次プロジェクト」という。)は、食品流通における情勢の変化に的確に対応し、札幌市中央卸売市場(以下「札幌市中央卸売市場」という。)が今後も「持続可能な強い市場」であるための計画

(イ) 計画期間は令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)の10年間

(2) 計画の特徴と位置づけ

ア. 特徴

(ア) 札幌市(開設者)・市場関係事業者が一体となった取組

(イ) 卸売業者-仲卸業者-売買参加者等の従来の役割を維持することとした、改正卸売市場法(令和2年6月施行)への対応の方向性に基づき策定

(ウ) 現在の施設規模を維持するという視点の下、現有施設の計画的な維持・更新と、市場施設の更なる活用を検討

イ. 位置づけ

(ア) 【農林水産省】卸売市場が生産者や消費者のニーズに的確に対応していくことを求めた「卸売市場に関する基本方針」や改正前卸売市場法に基づく「第10次卸売市場整備基本方針」への対応

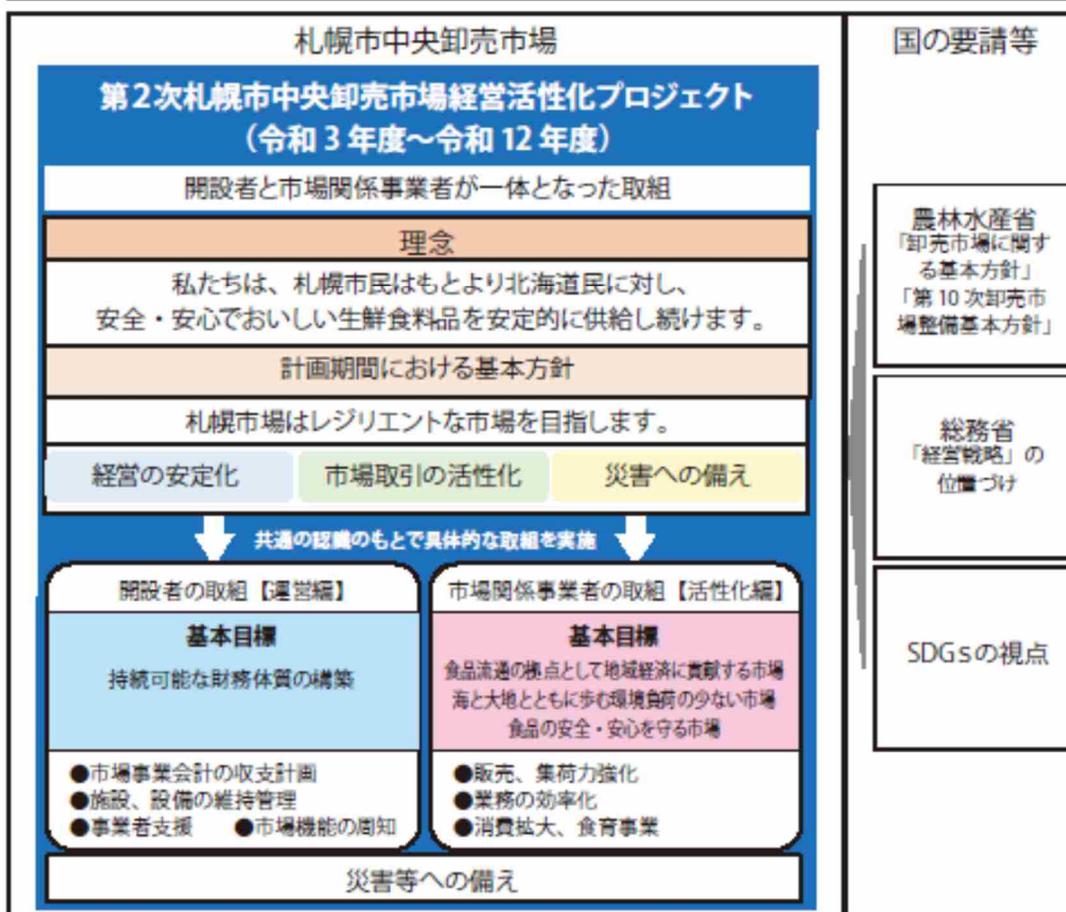
(イ) 【総務省】公営企業の中長期的な経営計画である「経営戦略」としての位置づけSDGsの視点

(ウ) 卸売市場法の改正と札幌市中央卸売市場の対応



(3) 計画の全体像

計画の全体像



2.13 財務の状況

(1) 予算の推移

令和4年度の札幌市中央卸売市場事業会計の予算額は、収益的収入2,160,000千円、収益的支出2,041,000千円、資本的収入1,431,000千円、資本的支出2,088,000千円となっている。令和元年度から令和4年度までの予算規模は以下のとおり推移している。

	(単位：千円)			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収益的収入	2,213,000	2,177,000	2,192,000	2,160,000
収益的支出	2,404,000	2,355,000	2,256,000	2,041,000
差引	191,000	178,000	64,000	119,000
資本的収入	1,103,721	1,155,000	1,194,000	1,431,000
資本的支出	1,841,200	1,778,000	1,814,000	2,088,000
差引	737,479	623,000	620,000	657,000

(各年度の「札幌市中央卸売市場事業会計決算書」を基に監査人が作成)

(2) 決算の推移

ア．貸借対照表の推移

令和元年度から令和3年度までの貸借対照表は、以下の通り推移している。

							(単位：千円)
							千円以下切捨
		令和元年		令和2年		令和3年	
資産の部							
固定資産							
有形固定資産							
土地		5,799,219		5,799,219		5,799,219	
建物	33,525,469		34,003,135		34,436,562		
減価償却累計額	18,734,422	14,791,047	19,598,750	14,404,386	20,477,403	13,959,158	
構築物	452,654		452,654		452,654		
減価償却累計額	305,658	146,995	319,216	133,438	331,563	121,090	
機械及び装置	936,140		936,140		964,487		
減価償却累計額	460,931	475,209	497,813	438,327	534,695	429,791	
車両運搬具	3,550		3,430		3,430		
減価償却累計額	2,452	1,097	1,890	1,539	2,149	1,280	
工具、器具及び備品	1,957,948		1,958,322		1,961,828		
減価償却累計額	1,748,492	209,455	1,780,744	177,577	1,812,900	148,927	
リース資産	53,793		53,793		53,793		
減価償却累計額	29,048	24,744	33,889	19,903	38,731	15,062	
建設仮勘定		17,784		9,657		2,950	
有形固定資産合計		21,465,555		20,984,047		20,477,481	
無形固定資産							
電話加入権		577		577		577	
商標権		62		50		37	
無形固定資産合計		640		627		615	
投資その他の資産							
出資金		3,000		3,000		3,000	
その他投資その他の資産		22,264		22,264		22,264	
投資その他の資産合計		25,264		25,264		25,264	
固定資産合計		21,491,459		21,009,939		20,503,360	
流動資産							
預金		1,080,688		1,257,643		1,458,807	
特定預金		57,172		60,333		59,114	
未収金							
営業未収金	27,122		27,174		33,036		
営業外未収金	2,881		7,114		2,994		
その他未収金	2	30,006	50,872	85,161	11	36,042	
流動資産合計		1,167,867		1,403,137		1,553,964	
資産合計		22,659,326		22,413,076		22,057,325	

負債の部						
固定負債						
企業債		8,583,652		7,801,382		7,115,737
リース債務		13,133		7,163		1,152
引当金		133,262		108,242		90,102
固定負債合計		8,730,048		7,916,788		7,206,992
流動負債						
企業債		1,221,706		1,199,269		1,180,644
リース債務		5,930		5,970		6,011
未払金						
営業未払金	87,209		84,094		82,258	
営業外未払金	1,673		2,523		1,653	
その他未払金	17,470	106,353	291,249	377,867	403,651	487,563
預り金		1,580		1,705		1,087
保証金		55,592		58,628		58,027
引当金		15,855		16,680		16,698
流動負債合計		1,407,017		1,660,120		1,750,031
繰延収益						
長期前受金						
国庫補助金	7,267,923		7,267,923		7,267,923	
収益化累計額	4,354,463	2,913,459	4,481,827	2,786,096	4,608,192	2,659,731
道補助金	2,596,086		2,596,086		2,596,086	
収益化累計額	1,280,428	1,315,658	1,376,122	1,219,964	1,474,458	1,121,628
一般会計補助金	208,167		208,167		208,167	
収益化累計額	140,924	67,242	144,172	63,994	147,419	60,747
受贈財産評価額	477,388		478,828		478,828	
収益化累計額	166,314	311,073	189,710	289,117	213,081	265,746
長期前受金合計		4,607,434		4,359,174		4,107,853
繰延収益合計		4,607,434		4,359,174		4,107,853
負債資本合計		14,744,500		13,936,083		13,064,878
資本の部						
資本金		12,371,540		12,982,393		13,575,528
剰余金						
資本剰余金						
国庫補助金	3,774		3,774		3,774	
道補助金	1,628		4,813		44,813	
資本剰余金合計		5,402		48,588		48,588
利益剰余金						
当年度未処理欠損金	4,462,116		4,553,988		4,631,669	
利益剰余金合計		4,462,116		4,553,988		4,631,669
剰余金合計		4,456,714		4,505,399		4,583,081
資本合計		7,914,826		8,476,993		8,992,447
負債資本合計		22,659,326		22,413,076		22,057,325

(出典：令和元年～令和3年度札幌市中央卸売市場決算書)

イ．損益計算書の推移

令和元年度から令和3年度までの損益計算書は、以下の通り推移している。

	令和元年		令和2年		令和3年	
	(単位：千円)					
営業収益						
売上高割使用料	333,265		312,478		327,126	
施設使用料	823,245		824,734		845,572	
雑収益	256,020	1,412,531	232,619	1,369,832	245,949	1,418,648
営業費用						
市場管理費	989,759		959,409		982,660	
減価償却費	1,022,766		951,874		965,151	
資産減耗費	146	2,012,672	998	1,912,282	—	1,947,812
営業損失		600,141		542,449		529,163
営業外収益						
受取利息及び配当金	83		22		11	
補助金	324,624		317,941		297,396	
長期前受金戻入	276,335		249,700		251,320	
雑収益	59,542	660,586	43,740	611,404	35,797	584,525
営業外費用						
支払利息及び配当金						
企業債取扱諸費	172,892		150,019		131,382	
雑支出	144	173,036	10,806	160,826	1,661	133,043
経常損失		487,549		450,578		451,482
当年度純損失		112,591		91,871		77,681
前年度繰越欠損金		4,349,525		4,462,116		4,553,988
当年度未処理欠損金		4,462,116		4,553,988		4,631,669

(出典：令和元年～令和3年度札幌市中央卸売市場決算書)

ウ．キャッシュフロー計算書の推移

令和元年度から令和3年度までのキャッシュフロー計算書は、以下の通り推移している。

令和元年度札幌市中央卸売市場事業キャッシュ・フロー計算書			
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)			
			(単位：千円)
	令和元年	令和2年	令和3年
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純損失	112,591	91,871	77,681
減価償却費	1,022,766	951,874	965,151
固定資産除却費	146	998	—
退職給付引当金の減少額	15,589	25,019	18,139
賞与引当金の減少額	181	825	452
長期前受金戻入額	276,335	249,700	251,320
受取利息及び受取配当金	83	22	11
支払利息	172,892	150,019	131,382
未収金の減少額	4,472	55,154	49,118
未払金の減少額	35,892	270,851	109,336
預り金の減少額	474	3,160	1,218
小 計	759,128	955,961	906,164
利息及び配当金の受取額	83	22	11
利息の支払額	172,892	150,019	131,382
業務活動によるキャッシュ・フロー	586,319	805,964	774,794
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	284,235	469,251	457,742
国庫補助金等による収入	1,628	50,832	—
	—	7,646	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	282,607	426,065	457,742
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	324,000	417,000	495,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	1,425,330	1,221,706	1,199,269
他会計からの出資による収入	712,665	610,853	593,134
リース債務の支払による支出	5,889	5,930	5,970
財務活動によるキャッシュ・フロー	394,554	199,783	117,105
資金減少額	90,842	180,115	199,945
資金期首残高	1,228,703	1,137,861	1,317,976
資金期末残高	1,137,861	1,317,976	1,517,922

(出典：令和元年～令和3年度札幌市中央卸売市場決算書)

工. 収益的収支の推移

決算の推移			
			(単位：千円)
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収益的収支			
収益的収入	2,199,527	2,117,246	2,143,648
収益的支出	2,284,197	2,169,825	2,176,039
差引	84,670	52,579	32,391
資本的収支			
資本的収入	1,038,293	1,078,605	1,088,135
資本的支出	1,744,341	1,744,489	1,709,104
差引	706,048	665,884	620,969
当年度分損益勘定留保資金等	730,947	678,112	695,651
過年度分内部留保金	1,042,327	982,556	942,286
総計	982,556	942,205	984,577
(各年度の「札幌市中央卸売市場事業会計決算書」を基に監査人が作成)			

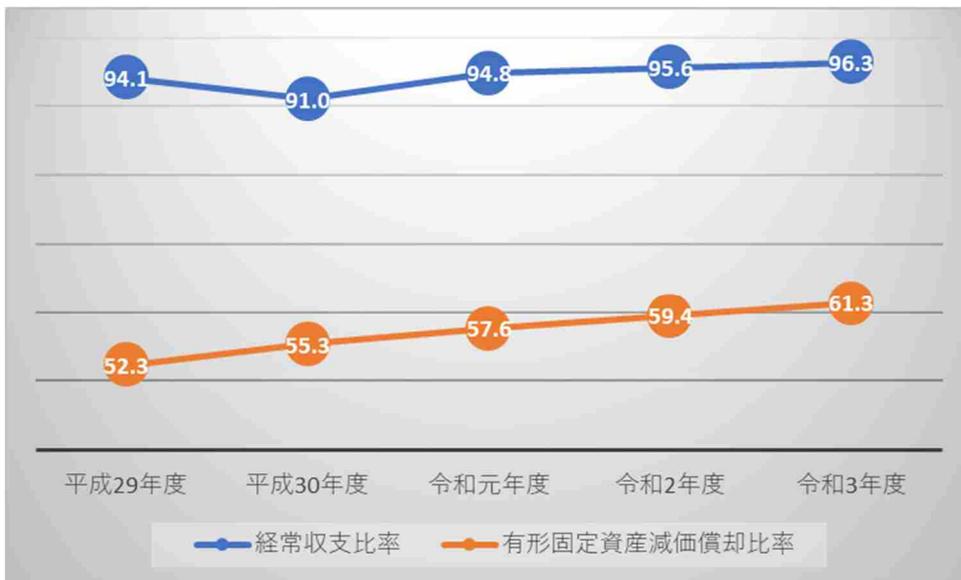
令和3年度決算では、収益的収入支出差引において、予定不足額 64,000 千円に対し、決算では 32,391 千円の不足額で、差引 31,609 千円の好転となった。

(出典：令和3年度 札幌市中央卸売市場事業会計決算書)

オ．経営指標の推移

過去5年間の経営指標の推移は、以下のとおりである。

					(単位：%)
区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収支比率	94.1	91.0	94.8	95.6	96.3
有形固定資産 減価償却比率	52.3	55.3	57.6	59.4	61.3
(出典：令和3年度 札幌市中央卸売市場事業会計決算書)					



(「令和3年度札幌市中央卸売市場事業会計決算書」を基に監査人が作成)

(以下文言は、決算書より 出典：令和3年度中央卸売市場事業決算書)

本年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率（経常収益 / 経常費用）は、営業費用が増加したものの、売上高割使用料等の営業収益も増加したことに伴い、前年度比 0.7% 増の 96.3% となっているが、事業の効率化を図り、引き続き経常収支比率の改善に努める必要がある。

償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比 1.9% 増の 61.3% であり、施設の老朽化が進んでいる。更新時期や更新費用を的確に把握し、計画的に施設更新を進めていく必要がある。

(ア) 経常収益の推移

区分	(単位：千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業収益	1,412,531	1,369,833	1,418,649
営業外収益	660,586	611,405	584,526
計	2,073,117	1,981,238	2,003,175

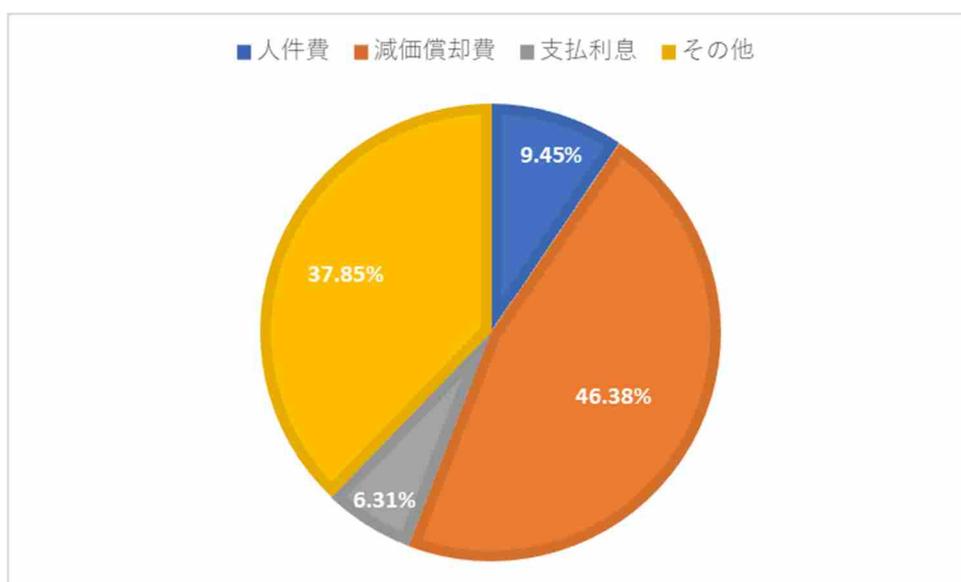
(各年度の「札幌市中央卸売市場事業会計決算書」を基に監査人が作成)

(イ) 経常費用の推移

	(単位：千円)		
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業費用	2,012,672	1,912,282	1,947,813
営業外費用	173,037	160,826	133,044
計	2,185,709	2,073,108	2,080,857

(各年度の「札幌市中央卸売市場事業会計決算書」を基に監査人が作成)

a . 費用の構成



	(単位：千円)				
区分	人件費	減価償却費	支払利息	その他	計
金額	196,621	965,152	131,382	787,701	2,080,856
比率	9.45%	46.38%	6.31%	37.85%	100%

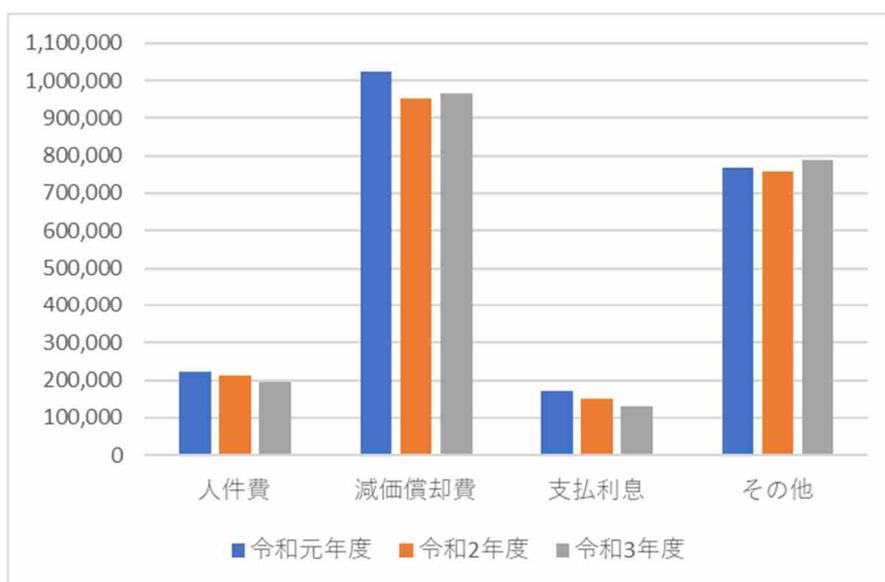
(出典：札幌市中央卸売市場事業令和3年度決算書)

b . 費用の推移

過去3年間の費用の推移は以下の通りである。

	(単位：千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費	221,278	211,925	196,621
減価償却費	1,022,766	951,875	965,152
支払利息	172,892	150,020	131,382
その他	768,773	759,290	787,701
計	2,185,709	2,073,110	2,080,856

(各年度の「札幌市中央卸売市場事業会計決算書」を基に監査人が作成)



3 . 農業の概要について

北海道農業の技術供給拠点として、大きな発展を遂げてきた札幌市。都市化により、宅地の需要が増大するにつれ、農地面積の縮小を余儀なくされたものの、新鮮かつ安全、良質な農畜産物を市民に提供する都市型農業として重要な役割を果たしている。

現在、市では、水稻・果樹・果実・野菜・花き・酪農・養豚・養鶏など、あらゆる農畜産物が生産されている。

(出典：JAさっぽろホームページ)

3.1 札幌市の農業の概要

3.1.1 自然

市は石狩平野の南西部にあって、東西 42.3km、南北 45.4km、市域面積 1,121.26 km² を有している。地形的には南西部に位置する緑豊かな山岳部が市域の大半を占め、主な都市活動は、市内を貫流する豊平川によって形成された扇状地及びこれに連なる石狩低地帯、並びに南東の月寒台地、野幌丘陵を中心として展開されている。

地質はおおむね第 4 紀の沖積層で、砂・小石・粘土からなる豊平川（札幌）扇状地は良好な地盤を備えているが、石狩低地帯は埴土及び泥炭からなっている。

土壌は、山地は火成岩及びその残積土または崩壊土が大部分を占め、台地は火山灰に由来する洪積土壌で、埴土または埴壤土である。平野部は河川流域の沖積土地帯及び石狩川流域低平部に広く分布する泥炭地帯や、河口部に分布する砂土地帯に大別され、いずれも農業に適しますが、全般的に排水不良地が多いのが特徴である。

気候的には日本海型気候に属し、大陸の気候に左右されることが多く、夏は一般にさわやかで、冬は積雪寒冷を特徴としている。また、農耕期（4～9月）の平均気温は 17 前後であり、農耕に適している。

(出典：令和 4 年度版さっぽろの農業 札幌市経済観光局農政部発行)

気象概況 (1)

年・月次	平均気温	平均相対湿度	平均気圧 (海面)	降水量	日照時間	平均雲量	平均風速	天気日数 ²⁾		
								快晴	曇天	降水
	℃	%	hPa	mm	h		m/s			
平年値 ¹⁾	9.2	69	1012.4	1146.1	1718.0	7.4	3.6	13.3	165.7	175.1
平成28年	9.3	66	1013.3	1360.0	1818.5	7.4	3.7	16	158	177
29年	9.1	67	1011.6	1158.0	1819.9	7.4	3.3	12	160	177
30年	9.5	69	1012.8	1282.0	1741.6	7.5	3.3	10	176	197
令和元年	9.8	69	1012.7	814.0	1987.7	7.0	3.5	18	148	172
2年	10.0	71	1013.0	905.0	1764.3	7.5	3.3	13	162	174
令和2年										
1月	-2.3	71	1017.2	51.5	93.8	8.1	2.9	0	16	19
2月	-2.1	73	1017.6	157.0	99.6	8.4	2.8	0	18	23
3月	3.3	67	1012.0	107.5	174.2	7.3	3.5	1	15	16
4月	6.8	65	1011.9	52.5	187.3	7.2	3.9	2	13	15
5月	13.7	66	1009.9	45.5	205.3	7.0	3.6	3	11	9
6月	18.3	73	1007.2	51.5	142.4	8.3	3.8	0	20	12
7月	21.2	77	1009.4	56.5	200.0	7.3	3.2	3	14	6
8月	23.3	76	1010.0	134.0	189.5	7.0	3.4	1	11	13
9月	20.1	76	1014.8	53.5	140.1	8.0	3.4	0	16	13
10月	13.1	69	1015.9	66.0	152.9	6.6	3.3	2	7	17
11月	6.3	69	1016.6	113.0	84.0	8.1	3.3	1	16	19
12月	-1.6	65	1013.8	26.5	95.2	7.0	2.9	0	5	12

注：1) 1991年から2020年までの30年間の平均値である。

2) 「快晴」は日平均雲量1.5未満、「曇天」は日平均雲量8.5以上、「降水」は日降水量0.5mm以上の日数。

<資料> 札幌管区気象台

3.1.2 農業の役割

市の農業は、市民への新鮮で安全・安心な農産物の供給を始め、教育やレクリエーションの機会の提供、緑地空間の保全など都市農業としての重要な役割を担っている。しかしながら、農産物価格の低迷に加え、農産物の輸入自由化による農業経営の圧迫など農業を取り巻く環境は厳しさを増している状況であり、農業者の高齢化や後継者不足により営農の継続が困難となることによって遊休農地の増加が懸念される。また、地域によって営農形態や規模、担い手の状況などが大きく異なることから、地域の実態にあった農業振興が求められている。

3.2 札幌農業の歴史

札幌の農業のあゆみ（出典：札幌市ホームページ）

年代		できごと
慶 応	2年	大友亀太郎「御手作場」(幕府の直営農場)を開き、大友堀(後の創成川)を掘る
明 治	2年	開拓使が設置され、島判官が札幌本府建設に着手
	3~4年	札幌、苗穂、丘珠、円山、月寒、篠路、平岸、白石、手稲などを開拓
		アメリカ農務長官ケプロンらを迎え入れたことにより農業技術が飛躍的に発展
	6年	タマネギの種子をアメリカより輸入し試作を開始
	7年	リンゴ、ナシ、ブドウなどの苗木をアメリカより輸入
	9年	屯田兵制度制定、札幌官園で牛、馬、羊などを飼育
	15~16年	札幌農学校開校、教頭としてクラークが着任
	「酪農の父」エドウィン・ダン札幌官園に着任	
	19年	バッタ多量発生、大干ばつ
	34年	札幌に北海道庁設置 北海道農業試験場設置(北18条)
大 正	5年	手稲区山口地区でスイカ栽培開始
	7年	開道50年記念北海道博覧会開催
	9年	戦争成金景気の反動で農産物価格大暴落、農村の不況
	11年	札幌に市制施行
昭 和	1~10年	冷害、病虫害の大発生 畑作から園芸農業への転換進行
	13年	農地委員会発足(現農業委員会)
	21年	自作農創設特別措置法公布(農地改革)
	24年	札幌玉ねぎ販売農業協同組合連合会(札玉販連)設立
	27年	農地法公布
	39年	札幌市農業センター開設
	44年	農業振興地域の整備に関する法律公布
45年	米の生産調整始まる	



クラーク博士の像

	47年	札幌冬季オリンピック開催 政令指定都市へ移行	
	49年	札幌農業振興地域整備計画策定	
	52年	実験農場開設	
	60年	酪農団地造成開始	
	61年	花と緑の博覧会開催	
	63年	札幌市農業基本計画策定 本市育成イチゴ「サトホロ」種苗登録、生産開始	
	平成	7年	「サッポロさとらんど」開設 札幌市農業支援センター開設
8年		新札幌市農業基本計画策定	
10年		「さっぽろとれたてっこ」販売開始 市内5農協合併	
13年		市民農業講座「さっぽろ農学校」開講	
17年		さっぽろ都市農業ビジョン策定	
24年		さっぽろ都市農業ビジョンの今後の重点的取組策定	
29年		第2次さっぽろ都市農業ビジョン策定	

(1) 開拓初期

市は、明治の開拓初期から屯田兵が入り、水田や畑の開墾が盛んに行われるとともに、明治9年には北海道大学の前身である札幌農学校が設置されるなど、北方農業の技術供給の拠点として、常に北海道の農業において重要な役割を担ってきた。

(2) 戦後

市は、近隣市町村を合併しながら本道の中心都市として急速に発展してきたため、都市基盤の整備が急務となり、これらの用地として農地などの転用が行われた。

この結果、農地、農家戸数の減少が進んだものの、大都市の有利性を生かし、野菜や花きなどの集約的な栽培、中小家畜などの飼育を中心とする農業への転換を図り、市民に対する新鮮かつ良質な農畜産物の供給という重要な役割を果たしている。

3.3 農業生産の現状

(1) 農家戸数と経営耕地面積

農林業センサス調査による令和2年の農家戸数は627戸であり、平成22年の993戸と比較すると、約36%の減少となっている。

また、令和2年度の経営耕地面積は1,480haであり、平成22年の2,002haと比較すると約26%の減少となっている。

(2) 農家戸数と農業就業人口（販売農家）

平成27年の市の総農家戸数は807戸で、そのうち販売農家戸数は461戸、自給的農家戸数は346戸となっている。総農家戸数は年々減少しており、平成17年の1,121戸と比較すると、約3割の減少となっている。

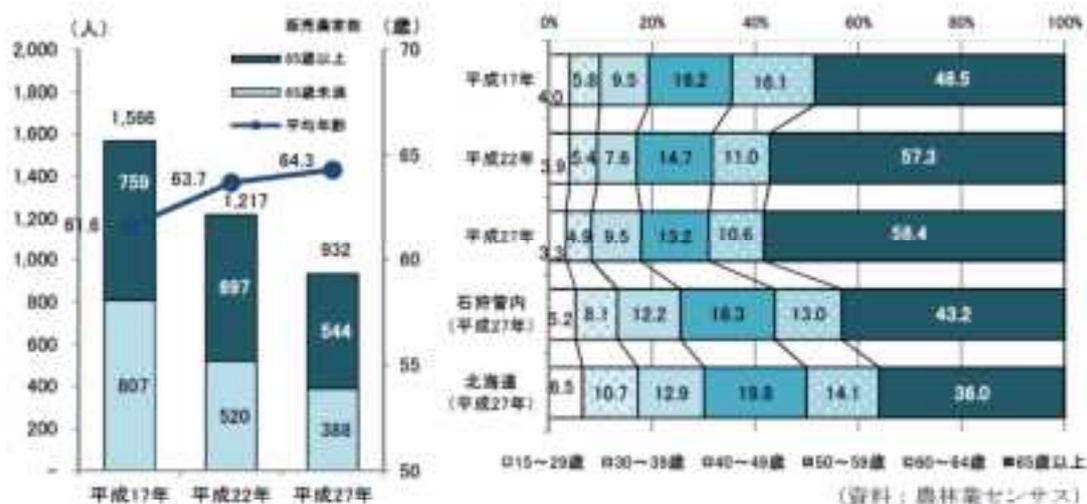
また、販売農家の農業就業人口をみると、平成27年は932人で、平成17年の1,566人と比べると約4割減少している。平均年齢は、64.3歳で、平成17年と比べ2.7歳上昇している。

農業就業人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は、58.4%であり、石狩管内の43.2%、北海道の36.0%と比べて、高齢化が進んでいる。

総農家数の推移



農業就業人口の推移と年齢階層別農業就業人口



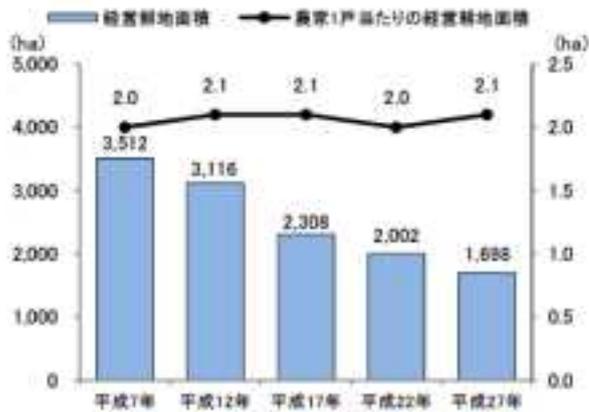
- ※3 農家：経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または、経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯。
 ※4 販売農家：経営耕地面積が30a以上または調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。
 ※5 自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家。

(3) 農地面積（経営耕地 6面積）

平成27年の市の市域面積は1,121.26km²（112,126ha）で、そのうち経営耕地面積は、1,698haであり、市域面積の約1.5%を占めている。

経営耕地面積は年々減少しており、平成17年の2,284haと比較すると約26%の減少となっている。一方、農家1戸あたり経営耕地面積は大きな変化はなく、約2haで推移している。耕地種類別農地面積の構成をみると、畑が96.3%を占めている。

経営耕地面積の推移と耕地種類別農地面積の構成



(資料：農林業センサス)

(資料：課税地目面積 (平成27年1月1日現在))



東区のタマネギ畑



北区のレタス畑

※6 経営耕地：調査期日現在で、農業経営体が経営している耕地。自家で所有し耕作している耕地(自作地)とよそから借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計。

3.4 農業生産の特徴

市では、北東部の平野部を中心として、清田区、南区の山間丘陵地帯、手稲区の砂質土地帯など、それぞれの立地条件に合わせた農業生産が行われている。

そのため生産品目が多種多様に分かれているのが特徴である。

3.4.1 園芸

(1) 野菜

野菜生産は、市の農業の基幹となるもので、多様な作物が栽培され、市場や農協などを通じて市内のほか道外にも出荷されている。特に生産量が多い作物は、次のとおりである。

ア. タマネギ

タマネギは、日本での食用としては、1871年（明治4年）に札幌で試験栽培されたのが最初とされ、後に札幌農学校において本格的な生産が開始された。現在の市における主な生産地は、東区の丘珠地区から北区篠路地区にかけての伏古川流域と白石区東米里地区の旧豊平川流域に分布している。

近年は、在来品種の「札幌黄」や改良品種の「さつおう」を作付するなど特色ある品種の生産振興や販路開拓が行われている。市内の作付面積は約270haで、主に京浜市場をはじめとする全国に流通する市の主要農産物である。

イ. レタス（玉レタス、リーフレタス、サニーレタス）

レタスは、北区太平・篠路・茨戸地区を中心に作付けされている。市内の作付面積は約54haで道内でも有数の産地となっている。

ウ. ホウレンソウ・コマツナ

ホウレンソウは、主に清田区真栄・有明地区、南区滝野・常盤地区で生産され、「ポーラスター」のブランドで販売されており、市を代表する特産葉物野菜である。市内の作付面積は約7haで、生産者は、連作による土壌病害を克服し、品質向上に向けた努力を続けている。

コマツナは、東区丘珠・東雁来地区のタマネギ育苗ハウスの有効利用として昭和62年から生産が始まり、現在は南区藤野・簾舞地区や西区小別沢地区でも生産されている。市内の作付面積は約13haとなっており、道内でも有数の産地となっている。

エ. スイカ・カボチャ

手稲区手稲山口地区は、「サッポロスイカ（山口スイカ）」の産地であり、スイカの冷害対策として作付けが始まったのが「みやこカボチャ」である。隣接する大浜海水浴場（現：おたるドリームビーチ）の名から、昭和56年に「大浜みやこ」と命

名され、栽培管理の統一など品質の向上に努めることで、市場から高い評価を得ている（作付面積約 19ha）。

（２）果樹

果樹栽培は、南区藤野地区から定山溪地区までの豊平川沿いに集中している。主要品目はサクランボとリンゴで、市全体の果樹栽培面積約 28ha のうち、２品目で全体の約 50%を占めている。

近年、市民が自然とのふれあいを求めるニーズが高まる中で、都市近郊の有利性を生かして、もぎ取り農園や直売など観光農業への転換が図られ、モモ、ウメ、ブドウ、プラム、プルーンなど多品目の果樹栽培が行われるようになってきている。また、南区や東区中沼地区では、ブルーベリー等の小果樹の栽培も行われている。

（３）花き

花き栽培は、清田区真栄・有明地区や手稲区手稲山口地区などで行われているが、生産者の高齢化などにより、栽培戸数は減少傾向にある。

花き類の栽培面積は約 10ha である。切花はバラ、スイートピー、ワレモコウなどが栽培されており、夏季冷涼な気候を生かした栽培で都府県にも出荷されている。鉢花はシクラメン、ペゴニア、ポインセチアなどが栽培されるほか、ガーデニングや家庭菜園ブームによる需要に応じ、各種苗もの類の生産も行われている。

3.4.2 水稲・畑作

（１）水稲

水稲は、北区篠路・茨戸地区、南区藤野・簾舞・小金湯地区を中心に生産されている。平成 29 年度で生産調整は終了したが、平成 30 年度から道及び地域の農業再生協議会が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」に沿って水稲の作付面積は調整されており、現在の作付面積は約 25ha である。

作付品種は良質・良食味米へのニーズが一層高まる傾向にあるなか、「ななつぼし」を主力品種として「ゆめぴりか」、「きたくりん」等が栽培されている。

（２）畑作物

畑作物は、主に小麦が北区方面を中心に作付けされており、市内の作付面積は約85haである。品種は、秋まき小麦は「きたほなみ」が、春まき小麦は「春よ恋」が主に作付けされている。そのほか、そばの栽培を行っている生産者が数件いる。

3.4.3 畜産

畜産業は、都市化に伴う周辺住宅地との環境問題、生産者の高齢化・後継者不足、畜産物の輸入増加による価格低迷などにより、ここ20年ほどの間で飼養戸数・頭数とも大幅に減少している。

(1) 酪農

酪農家は7戸(うち1戸は育成専門)で、北区篠路・屯田地区、東区中沼地区、手稲区手稲前田地区などで営農しており、総飼育頭数は657頭、平均飼養頭数は94頭の小・中規模経営が主体となっている。また、肉用牛生産農家は1戸のみで、飼養頭数は60頭である。

牧草の作付面積は、市内の全耕地面積の3割近くを占めており、粗飼料のほとんどを自給飼料で賄っているが、濃厚飼料については、輸入飼料に依存している。近年は、輸入飼料、諸資材、輸送費等の生産コストの急騰等により、経営環境は厳しい状況が続いているが、飼育管理技術や飼料作物の栽培管理技術の改善により、乳質の改善や生産性の向上、良質な粗飼料の安定確保などの経営努力が払われている。

(2) 養豚

養豚農家は、南区、西区で2戸(うち養豚専業は1戸)が営農し、総飼養頭数は520頭である。全国的な豚熱の発生に伴う防疫対策措置が必要なほか、飼料価格の高騰や輸入豚肉製品の増加など、依然として経営環境は厳しい状況にあり、飼育管理技術の向上や経営管理の合理化などの経営努力が払われている。

(3) 養鶏

養鶏農家(100羽以上飼養)は清田区、西区などで3戸が営農し、総飼養羽数は3,436羽である。そのうち1,000羽以上飼養する中規模農家は1戸のみとなっている。養鶏は、他の畜産業と同様に飼料価格などが高騰しており、厳しい経営状況が続いている。近年は、平飼いや有精卵といった商品の差別化や自動販売機の利用、

宅配サービスなど都市近郊の有利性を生かした販売を行う小規模養鶏家が増えている。(農家戸数、飼養頭数は令和4年2月1日現在)

さっぽろ農畜産物マップ (出典: JAさっぽろホームページ)



主に生産されているもの

北区	<ul style="list-style-type: none"> 野菜(タマネギ・レタス・バレイショ・ブロッコリー・スイートコーン・アスパラ) 小麦 水稻 酪農
東区	<ul style="list-style-type: none"> 野菜(タマネギ・コマツナ) 酪農
中央区	<ul style="list-style-type: none"> 野菜(バレイショ・スイートコーン)

白石区	<ul style="list-style-type: none"> 野菜（タマネギ・バレイショ・スイートコーン）
厚別区	<ul style="list-style-type: none"> 野菜（レタス・シュンギク・ミツバ・バレイショ・ニラ） 花き（鉢物）
豊平区	<ul style="list-style-type: none"> 野菜（スイートコーン・バレイショ） 花き（切花）
清田区	<ul style="list-style-type: none"> 野菜（ハウレンソウ・バレイショ・スイートコーン） 花き（切花・鉢物）
南区	<ul style="list-style-type: none"> 野菜（コマツナ・チンゲンサイ・キュウリ・イチゴ） 果樹（リンゴ・サクランボ・プルーン・ナシ・ブドウ） 水稻 養豚 花き（切花・鉢物）
西区	<ul style="list-style-type: none"> 野菜（コマツナ・シロナ・ミニトマト・ダイコン菜） 花き（切花）
手稲区	<ul style="list-style-type: none"> 野菜（カボチャ） 果実（スイカ・メロン） 花き（切花） 酪農

3.5 市民農園について

(1) 市民農園

「市民農園」とは、都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培・高齢者の生きがいづくり、地域交流の場、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことをいう。

こうした小面積の農地を利用したい人が増えていることから、農家のみならず、JA（農協）・企業・NPOなどが市民農園を開設できるようになっている。（出典：札幌市ホームページ）



写真：滝野市民農園（札幌市南区滝野 157）

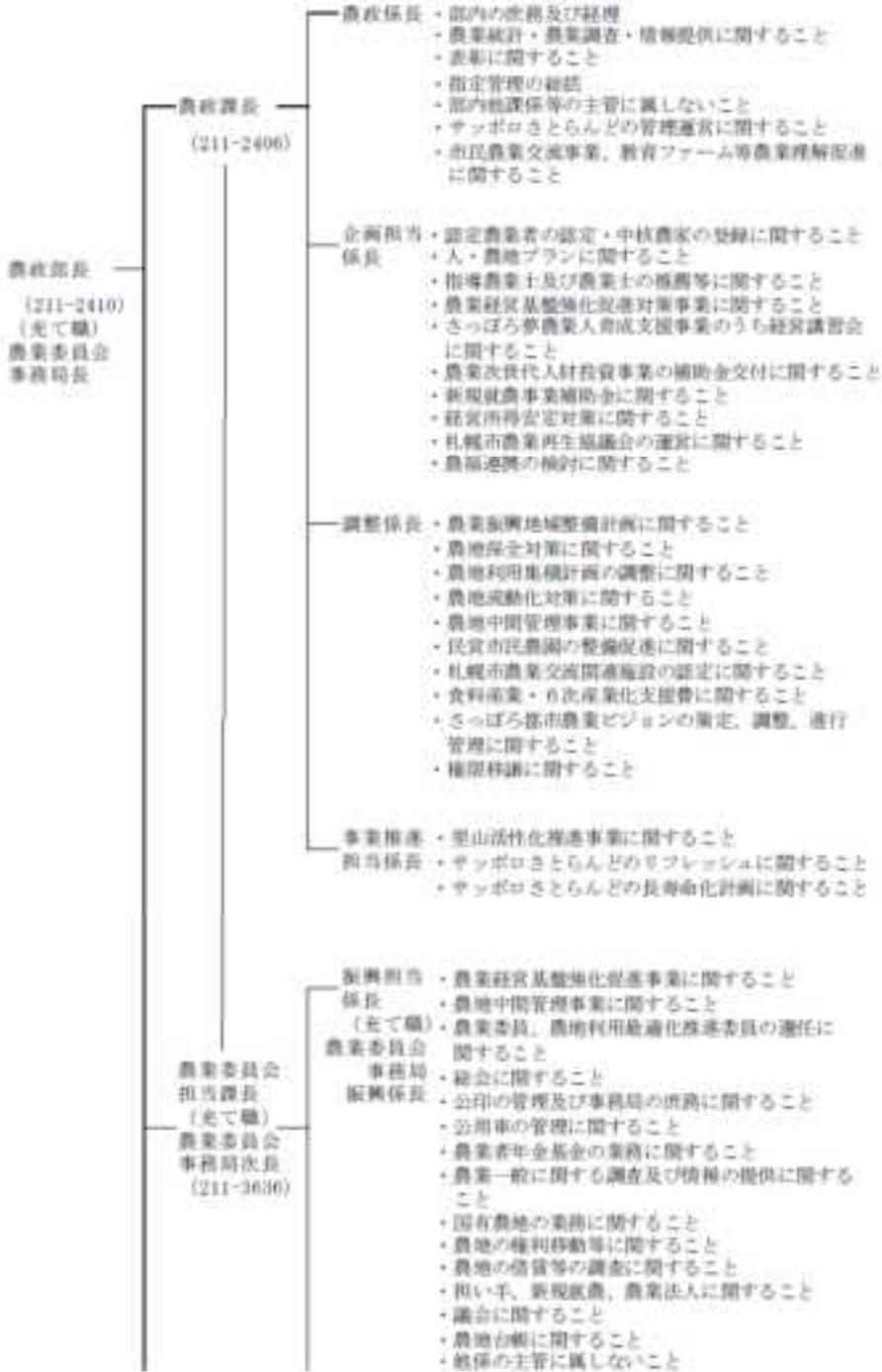
(2) 農家等が開設する認定市民農園

(農園利用方式・市民農園整備促進法によるもの) 23カ所

名称等	(所在地)	利用区画数	1区画の面積 (平方メートル)	問合せ先
市民農園 Vegetable Farm	札幌市北区新川731-1	98区画	100	市民農園 Vegetable Farm 電話050-5374-8275 受付時間 平日9時～15時
札幌北とれた ふじい農園	札幌市北区篠路町上篠路280-14	60区画	50	札幌市農業北経済センター 電話011-771-2113
市民農園ひばり	札幌市北区篠路町上篠路339-2	174区画	50	札幌市農協北札幌経済センター 電話011-781-7393
市民農園おかだま	札幌市東区丘珠町712-82	80区画	50	札幌市農協北札幌経済センター 電話011-781-7393
ふれあい農園北札幌	札幌市東区丘珠町499-33	72区画	50	札幌市農協北札幌経済センター 電話011-781-7393
市民農園こめの里	札幌市白石区東米里2062-1	48区画 19区画	50 100	札幌市農協 白石支店 電話011-861-0333
市民農園斉藤	札幌市白石区東米里2060-1	60区画	50	
市民農園郷の秋	札幌市白石区北郷2347-32	134区画	50	
市民農園いまい	札幌市厚別区厚別西733-2	217区画	50	札幌市農協 厚別支店 電話011-891-2154
市民農園佐々木	札幌市清田区真栄216-1	234区画	50	市民農園佐々木 電話011-881-0974
市民農園松田	札幌市清田区有明45-1	143区画	50	札幌市農協東経済センター
有明市民農園	札幌市清田区有明147-5	95区画	50	電話011-883-2570
白旗山市民農園	札幌市清田区真栄487-1	73区画	50	
滝野市民農園 (わたなべ)	札幌市南区滝野157-2	87区画	50	
滝野窪田市民農園 (くぼた)	札幌市南区滝野236-1	31区画	100	
市民農園いこいの村	札幌市南区白川1814-5	78区画	50	札幌市農協南経済センター
白川あらい農園	札幌市南区白川1814-37	80区画	50	電話011-591-4141
市民農園伊部	札幌市西区小別沢61-1	159区画	60	札幌市農協 琴似支店 電話011-611-4261
市民農園久保	札幌市手稲区手稲前田673	180区画	50	札幌市農協西経済センター 電話011-682-7161
山口ふれあい農園	札幌市手稲区手稲山口789-1	119区画	50	山口ふれあい農園 電話011-681-3964
市民農園うまそ	札幌市手稲区手稲前田452-1	155区画	50	市民農園うまそ 電話090-2697-6482
市民農園かっこう	札幌市手稲区手稲山口731-1	120区画	50	市民農園かっこう 電話070-6650-5221
市民農園こぼん	札幌市手稲区手稲前田585	107区画	100	市民農園こぼん 電話090-9754-7518

3.6 組織と事務分掌

(1) 組織図





(2) 予算内訳

令和4年度農政部予算内訳(当初予算)(単位:千円)

(千円)

事業名	予算額	主な事業計画
農業振興費	120,188	
農業振興推進費	58,508	
さっぽろ夢農業人育成支援費	14,000	農業の新たな担い手を育成するための研修機会の提供や、新規就農者に対する資金の貸付、経営研修の実施
市民農業講座「さっぽろ農学校」運営費	5,200	「さっぽろ農学校」の運営や市民の農業参加機会の創出
その他農業振興推進費	39,308	農業振興組合企画費等事務費
農業支援センター等運営管理費	61,680	
農業活性化関係費	30,532	
農用地利用促進対策費	10,937	
農地保全・利用促進費	6,237	農地の保全と利用促進にむけた農地の流動化を支援
里山活性化推進費	4,700	里山の森林と森林に連なる農地の一体的な保全・活用策についての調査・支援等の実施
農業生産基盤整備費	19,595	
札幌市農業基盤整備補助金	16,000	栽培管理や有害鳥獣対策の施設等整備費に対する補助
環境調和型農業推進費	3,595	環境に配慮した有機物利用による農業の促進
サッポロさとらんど運営管理費	394,011	さとらんどの運営管理、老朽化した施設の更新等
農業委員会費	25,696	委員報酬、事務局運営費
合 計	570,427	

3.7 各委員会等

3.7.1 札幌市農業委員会

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」及び「地方自治法」に基づき、一定の面積の農地がある市町村に必ず置かなければならない独立した行政機関である。

農業生産力の増進及び農業経営の合理化に寄与するために設けられる機関で、市長が議会の同意を得て任命した農業委員で構成された合議体の行政委員会である。

(1) 農業委員会の役割と業務

ア．役割

農業委員会は、農業者の代表で構成する行政委員会である。農地の権利調整や転用、遊休農地対策等を進めたり、北海道農業会議を通じ農業・農業者に関する課題について国などに要望するなどの活動を行っている。

イ．業務

- (ア) 農地法に基づく農地の所有権の移転、権利設定に関する事務
- (イ) 農地法に基づく農地の転用に関する事務
- (ウ) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定事務
- (エ) 農業者年金に関する事務
- (オ) 農業委員会だよりの発行、ホームページの運営などの情報提供活動

(2) 農業委員

農業委員は、農業委員会の総会における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定、農業者からの相談対応及び農業者への助言指導等の業務を担っており、推薦、公募の実施に基づき、市長が議会の同意を得て任命し、現在 11 人の委員で構成されている。委員の任期は 3 年で、現在の委員の任期は、令和 2 年 6 月 24 日から令和 5 年 6 月 23 日までとなっている。

3.7.2 農地利用最適化推進委員

農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進のため、農地の利用状況調査や、農業委員会の総会における活動報告等の業務を担っており、推薦、公募の実施に

基づき、農業委員会が委嘱している。

現在の農地利用最適化推進委員の任期は、令和2年6月24日から令和5年6月23日までとなっており、定数及び担当区域ごとの内訳は下表のとおりである。

(1) 定数及び担当区域

担当区域定数 17人第1地区(北区)5人第2地区(東区)3人第3地区(白石区・厚別区・豊平区・清田区)3人第4地区(南区)4人第5地区(中央区・西区・手稲区)2人

(2) 事務局

農業委員会の事務を補助するため事務局が置かれており、事務局長以下10人の職員を配置している。

3.7.3 札幌市農業再生協議会

(1) 設立 平成23年5月11日

(2) 趣旨

本協議会は、農業経営の安定等を図ることにより、食料自給率の向上と、農業の多面的機能を維持するため、経営所得安定対策や担い手の育成と確保及び農地の保全と有効利用などに関する取組を総合的に推進することを目的として設立した団体である。

(3) 会員組織

- 札幌市
- 札幌市農業委員会
- 札幌市農業協同組合
- サツラク農業協同組合
- 北海道農業共済組合
- 札幌市生産者組織連絡協議会

(4) 組織図



(5) 事務局

札幌市、札幌市農業協同組合

(6) 主な活動内容

- 経営所得安定対策等の普及推進等
- 担い手の育成・確保・支援
- 荒廃農地又は遊休農地の再生利用
- 農地の保全と有効利用
- 農地の利用集積
- 6次産業化・地産地消の推進

(出典：札幌市ホームページ)

3.8 農業支援センター

(1) 目的と役割

市の地域特性に即した都市型農業の推進を図るため、基幹作物である野菜・花きなどの園芸作物を中心に、生産現場に対して直接的な生産振興事業及び関連業務を総合的に実施する拠点施設として、平成7年度に開設された。

農業支援センターでは、産地の育成・支援やブランド化の推進、環境に配慮した農業の育成を図っており、農業の新たな担い手づくりにも取り組んでいる。また、市民農業講座「さっぽろ農学校」の実習の場として、研修機能の役割も担っている。

(2) 位置と環境

市の北東部、東区丘珠町にある『サッポロさとらんど』の一角に位置し、付近には豊平川やモエレ沼公園がある。洪積地帯と泥炭地帯の境界部分にあり、年中風が強いことが特徴である。

(3) 施設の概要

敷地総面積：8.3ha			
試験ほ場 (2.9ha) / 施設敷地 (0.2ha) / 道路、緑地帯等 (5.2ha)			
主要施設		(延べ床面積 m ²)	
・事務所 (RC 2階建)	1,373	・馴化ガラス温室 (1棟)	168
・作業管理棟 (2階建)	1,033	・ガラス温室 (4棟)	1,315
・馴化作業室	205	・ビニールハウス (10棟)	1,770
・機械格納庫	395		
・堆肥舎	275		

(4) 主な業務内容

市内の基幹作物である野菜などの試験栽培を行い、良質な農産物を市民に提供するための栽培法や品目・品種の選定等を提案する。また希望する農家ほ場の土壌分析・診断を行い、適正な施肥や土づくりに役立てる。また、「さっぽろとれたてっこ」マークの表示により地域ブランドをつくり、地産地消の推進の拡大につなげる。

この他、市内で新たに農業を営む多様な担い手の育成や、経営の早期安定化を図るための支援を行っており、また、農業に関する知識や栽培技術を学ぶ、市民農業講座「さっぽろ農学校」(専修コース)の運営や、一般市民の見学受入れも行っている。

3.9 サッポロさとらんど（農業体験交流施設）

（１）目的

「人と農業・自然とのふれあい」、「都市と農業の共存」をテーマとして、市民が農業や自然とふれ親しみ、体験しながら憩い、楽しむことができる田園空間と市の都市型農業の振興拠点を創出するものである。

（２）概要

位 置 札幌市東区丘珠町 584 番地 2 他

管理体制 平成 18 年度から指定管理者制度を導入

管理面積 55.8ha（農業支援センター敷地、ミルクの郷エリア、丘珠縄文遺跡事業エリア、元大志塾事業エリア、 期末整備エリアを除く）

オープン 平成 7 年 7 月 22 日

主要施設

	(㎡)		(ha)
・さとらんどセンター (2階建)	3,849.58	・市民農園 50㎡×196区画	3.00
・レストハウスまきばの家	82.21	・体験農園	4.70
・家畜舎	221.13	・子ども学習農園	0.37
・観舎	434.16	・ふれあい牧場	1.10
・堆肥舎(家畜舎北東)	150.00	・さとらんどガーデン	1.60
・堆肥舎(観舎北)	115.50	・ラベンダーの丘	1.10
・堆肥舎(市民農園横)	115.50	・パークゴルフ場 27ホール(1,246m)	1.70
・機械格納庫	334.14	・風のほらっば	4.10
・車庫	112.36	・ときの広場	0.90
・トイレ(4カ所)	156.44	・ハルニレ広場	0.40
・貸し自転車場	136.08	・伏事広場	1.40
・S.L.バス格納庫	298.53	・さとの広場	3.10
・クラブハウス	118.26	・さとの池	0.20
・資材格納庫	40.37	・四季の森	1.10
・ポンプ室二カ所	68.96		
・貸し農具庫	29.16		
・さとらんど交流館	1,993.01	・駐車場7カ所 (約1,800台収容)	
・機械格納庫(水田横)	227.25		

さとらんど市民農園

名称・所在地	区画数 (1区画の面積)	利用料金 (1区画)	問合せ先

サッポロさとらんど (札幌市東区丘珠町 584-2)	196 区画 (50 平方メー トル)	11,000 円	さとみらい プロジェクトグループ 電話 011-787-0223
-------------------------------	---------------------------	----------	--

(3) 事業実績 (令和2年度)

ア. さとらんどセンター

- ・手づくり体験 (バター、ソーセージ、アイスクリーム、生キャラメル)
- ・各種講座
- ・ファーマーズマーケット (生産者による農畜産物の対面販売)

イ. 体験農園

農産物収穫体験 (ジャガイモ、トウモロコシ、ミニトマト等)

ウ. 市民農園

市民農園貸出

エ. 子ども学習農園

小学校等向け栽培、収穫、調理体験学習
(ジャガイモ、サツマイモ、トウモロコシ等)

オ. ふれあい牧場

引き馬及び馬車の運行、小家畜とのふれあい広場

カ. さとらんどガーデン

各種ハーブや宿根草等の栽培展示

キ. 広場等 (炊事施設や木製遊具などを設置)

農業に関するイベントなどの会場として利用

R2 ~ 新型コロナウイルス感染症の影響により炊事広場の利用を休止。

ク. パークゴルフ場

ケ. さとらんど交流館

さとの収穫市等の開催、手づくり体験 (アイスクリーム)

コ. その他

S Lバス、貸自転車、ふわふわドーム

(4) サッポロさとらんど全体図



3.10 農業交流関連施設

農業交流関連施設とは、市街化調整区域で、農産物の地産地消や農業経営の6次産業化を行う直売・加工販売所に限定して規制緩和する認定制度により開設した施設である。(出典：札幌市ホームページ)

- (1) 農園の四季(ソバ等の加工販売)
- (2) そばと旬菜の農園「花見月」(野菜等の直売、ソバの加工販売)
- (3) 農家の直売「とれたす。」(野菜の直売)
- (4) 農家の茶屋「自然満喫倶楽部」(イチゴ、トマト等の直売、イチゴパフェ等の加工販売)
- (5) アルシェフェルム(野菜、果樹類の直売)
- (6) COCCOterrace(卵の直売、シフォンケーキ、プリン等の加工販売)
- (7) 豊滝自然農園(野菜の直売)
- (8) おうちごはん「野の」(定食類、米、野菜等の加工販売)
- (9) ピリカ札幌(トマト、ベビーリーフの直売)
- (10) AGRISCAPE(レストラン、野菜、卵、肉類の直売、加工販売)
- (11) ones fruits farm(カフェ、野菜類、果樹の直売、加工販売)
- (12) 八剣山キッチン&マルシェ(レストラン、ワイン、野菜類、果樹の直売、加工販売)
- (13) ファームレストラン「ベジタベール」(レストラン、米、野菜、花の直売、加工販売)

3.11 地産地消の推進

- (1) さっぽろとれたてっこ制度について

さっぽろとれたてっこ制度は、札幌の農業者が生産する農産物を対象とした産地表示制度で、地域ブランドを目指すものである。

‘さっぽろとれたてっこ’のマーク(下図)(以下、「マーク」という。)の表示を行い、札幌の農産物を広く消費者に知っていただき、販売を促進することで、地産地消の拡大につなげる。また、‘さっぽろとれたてっこ’の生産者は、環境に配慮し、安全・安心の向上に努める。

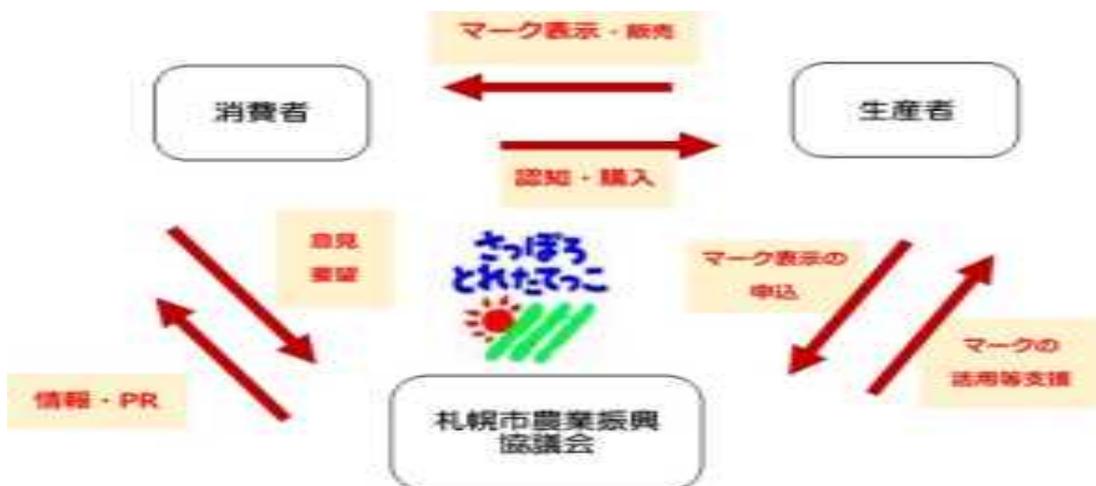
取組目標:「3ヵ年以内毎の土壌診断」と「生産履歴に基づく、肥培管理と防除管理」



さっぽろとれたてっこマーク

ア. 制度の仕組み

- 札幌市内の生産者もしくは市内で農産物を生産している生産者が、申込により、マークを表示できる。
- 札幌市農業振興協議会が運営する。
協議会の構成団体・・・札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、北海道石狩振興局石狩農業改良普及センター、公益社団法人札幌消費者協会、札幌市経済観光局農政部
- 札幌市農業振興協議会は、生産者からのマークの表示申込書について、内容を確認し、受理する。



3.12 農業の現状

(1) 区別農家戸数及び農地面積

区別農家戸数及び農地面積

	農家戸数 (戸)	農地面積 (ha)			
		計	田	畑	樹園地
市内総数	627	1,480	103	1,322	55
中央区	10	111	9	95	7
北区	108	473	52	420	1
東区	116	420	24	396	0
白石区	48	43	4	39	-
厚別区	49	105	0	102	3
豊平区	27	35	-	34	1
清田区	46	34	-	32	2
南区	151	155	13	104	38
西区	33	33	-	31	1
手稲区	39	71	1	68	2

※農地面積については、項目ごとに小数点以下を四捨五入しているため合計と市内総数が一致しない場合あり。

(2) 年齢別農業従事者数

年齢別農業従事者数

	計 (人)	30歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上
市内総数	782	26	46	77	97	192	210	134
中央区	18	3	1	0	2	5	3	4
北区	150	4	9	15	16	43	39	24
東区	158	8	11	17	25	43	39	24
白石区	42	1	4	7	3	9	17	1
厚別区	41	1	0	5	7	10	9	9
豊平区	29	0	2	4	6	2	10	5
清田区	41	0	3	4	3	10	15	6
南区	203	5	10	16	25	45	60	42
西区	33	2	1	3	4	7	5	11
手稲区	67	2	5	6	6	18	19	11

<資料>農林業センサス (令和2年2月1日現在)

(出典：さっぽろの農業 令和3年度)

3.13 「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」について

3.13.1 「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」について

(1) 改定の趣旨

市では、平成18年に「次世代の市民に引き継ぐさっぽろ型農業の確立」を基本理念とした「さっぽろ都市農業ビジョン」を策定し、さっぽろの農業を「次世代を担う子供たち」に残していくために取り組んできた。しかし、この10年間に農業者の高齢化や後継者不足で、農家戸数の減少がさらに進み、高齢化も進んでいる。また、国の施策や国際情勢の変化にも柔軟に対応することが必要となっている。これらを踏まえ、概ね10年後を見据えた「第2次さっぽろ都市農業ビジョン(案)」を取りまとめ、パブリックコメントを実施し、市民等からいただいた意見を参考に「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」を策定した。

「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」は、平成28年度からの概ね10年後の市を見据え、前計画と同様に、地産地消を基本とした持続的農業の推進や都市農業に対する市民意識の向上の観点等を踏まえつつ、担い手への支援や新規就農者の育成、確保に加え、企業や市民の農業参入など多様な担い手の確保や、女性農業者や高齢農業者が活躍できる環境づくりを促進することにより生産現場の喫緊の課題に積極的に対応するとともに、農地の持つ多面的な機能を最大限に発揮できるよう、地域の実状に応じた農地の保全と活用を重要な視点として、市の農業を持続的に発展させるための方向性を示すものである。

(2) ビジョンの位置づけと計画期間

「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」は、平成34年を目標年次とする「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画とし、これから10年間の市の都市農業を展望した、農業分野における基本的な取組の方向性を示す計画として位置づけている。

3.13.2 「第2次さっぽろ都市農業ビジョン」実現に向けた施策の展開

(1) 主な施策や制度について

取組の指針	主な施策
多様な農業の担い手の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○中核的な担い手のさらなる経営の安定強化 ○小規模経営農業者の持続的営農の確保 ○新規就農者の育成・確保 ○多様な担い手の農業参入の促進 ○女性農業者や高齢農業者が活躍できる環境づくり
農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○農地の利用集積、集約の促進 ○遊休農地の利活用の促進 ○市街化区域内及び周辺農地の活用
農業経営の安定強化 (生産力と販売の強化)	<ul style="list-style-type: none"> ○特色ある農産物の生産振興 ○安全・安心向上の取り組みや環境保全型農業の推進 ○地産地消による流通拡大支援
地区ごとの農業の個性を生かした 多様な取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特性を生かした農業の推進
市民の農業に対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の農的体験活動の推進 ○市民と農業者の交流機会の創出 ○農業者、関係機関、消費者の相互理解の促進

(2) 多様な農業の担い手の育成・確保

ア．地域計画（人・農地プラン）

地域における農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域について協議する場を設け、その結果を踏まえ農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」(人・農地プラン)の策定に向けた検討を行う。

イ．さっぽろ夢農業人育成支援事業（農業担い手育成・支援事業）

札幌の農業を支える担い手に対し、各種補助制度や研修機会等の活用を通じて経営の改善を図り、生産環境を維持する。

- ・新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業、経営開始資金）
- ・札幌市新規就農支援事業

ウ．認定・登録制度

（ア）中核農家登録制度

経営に意欲的な農業者を中核農家として登録し、種々の事業を優先的に実施して、地域農業の担い手を育成するために創設した市独自の制度である。申請書を提出していただき、市から登録を受けた農業者を「中核農家」と言う。

（イ）認定新規就農者制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等が作成した「青年等就農計画」を市に提出し、その計画の認定を受けた者を「認定新規就農者」と言う。

（ウ）認定農業者制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」（5年後の経営目標）を市に提出し、その計画の認定を受けた農業者を「認定農業者」と言う。

エ．農地所有適格法人

農地法に基づき、農地や採草放牧地の所有権等を取得して農業経営を行うことができる法人であり、農業委員会では、農業経営の安定化や新たな農業の担い手を育成するため、農業経営の法人化をサポートしている。農業とその関連事業が3か年で売上高の過半を占めること（「事業要件」という。）などの要件を満たす必要がある。

オ．市民農業講座「さっぽろ農学校」

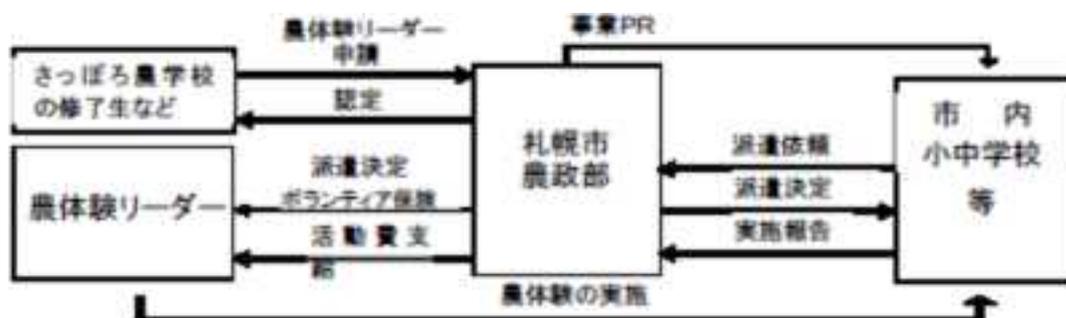
市民を対象に、農業に関する知識や栽培技術の習得を通じて、新たな農業の担い手と農業応援団を育成する市民農業講座「さっぽろ農学校」を開講している。Uターン後継者など農家の子弟も受講することができる。

カ.札幌市農体験リーダー制度

市では、市民に対し農業に関する多様な体験の機会を積極的に提供するとともに、そのような場面において活躍できる人材の育成に取り組んでいる。「札幌市農体験リーダー制度」は、一定の農業技術や知識を有した者を「農体験リーダー」として認定し、市内小中学校の農業に関する「総合的な学習の時間」やクラブ活動等に派遣し、農業体験の支援をする制度である。認定の要件は、以下の3点をすべて満たした者である。

- ・市民農業講座「さっぽろ農学校」を修了した者、又は同等の知識技術を有すると市長が認めた者
- ・市民の農業体験等の機会で積極的に活動している者、又は活動しようとしている者
- ・指導者としてふさわしいと判断できる者

農体験リーダーは、派遣先の依頼に基づき、野菜の栽培などの農業体験のデモンストラーションや指導などを行う。



3.13.3 農業経営に関する各種支援

(1) 農地の賃借に係る助成

札幌市農地流動化奨励金制度		農政課 Tel. 211-2406
札幌市では、農振農用地区域内の農地の円滑な流動化を促進するため、利用権設定により農地を貸借した際に奨励金を交付する「札幌市農地流動化奨励金制度」を実施しています。		
対 象 農 地	札幌市内の農振農用地区域内で過去に農地流動化奨励金等の交付対象となっていない農地	
貸借の権利の種類	利用権設定による賃借権 (農地中間管理機構への貸付を除く)	
貸 借 期 間	6年以上	
貸し手の要件	農地所有者(農家・非農家、札幌市民か否かは問いません。)	
借り手の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者、札幌市中核農家、認定新規就農者等 ・本市に住所がある方 	
交 付 額 (10a当たりの基準額) ※貸し手・借り手双方に 交付	普通畑	20,000円
	牧草畑	5,000円

(2) 新規就農者に対する助成

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入等の取組を支援します。

交付対象者の要件	<p>(1) 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。</p> <p>(2) 当該年度中に、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をする者であること。</p> <p>ア 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること。</p> <p>イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。</p> <p>ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。</p> <p>エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。</p> <p>オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。</p> <p>(3) 青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）であること。</p> <p>(4) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始する者であり、継承する農業経営の現状の所得、売上もしくは付加価値額を10%以上増加させる、または生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると認められること。</p> <p>(5) 札幌市の「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられ、もしくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。</p> <p>(6) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。</p> <p>※ 上記の他にもいくつかの要件があります。詳細はお問い合わせください。</p>
助成対象	<p>(1) 助成の対象となる事業内容は、次に掲げる取組であって交付対象者が自らの経営においてそれらを使用するものであること。</p> <p>ア 機械・施設等の取得、改良又はリース</p> <p>※ 事業費が整備等内容ごとに50万円以上であること等、他にもいくつかの要件があります。詳細はお問い合わせください。</p> <p>イ 家畜の導入</p> <p>ウ 果樹・茶の新植・改植</p> <p>エ 農地等の造成、改良又は復旧</p> <p>(2) 本事業以外の国の助成事業の対象として整備するものではないこと。（融資に関する利子の助成措置を除く。）</p>
助成額	<p>補助対象事業費（上限額は500万円）の3/4を超えない範囲とする。</p> <p>※ 夫婦で農業経営を開始する場合や複数の青年就農者が農業法人を設立する場合について、別の規定を設けています。詳細はお問い合わせください。</p>

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）		農政課 Tel. 211-2406
次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する資金を交付します。		
交付対象者の要件	(1) 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。 (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。 ア 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること。 イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。 ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。 エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。 オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。 (3) 青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）であること。 (4) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると認められること。 (5) 札幌市の「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられ、もしくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 (6) 平成31年4月以降に農業経営を開始した者であること。 ※ 上記の他にもいくつか要件があります。詳細はお問い合わせください。	
交付金額及び交付期間	12.5万円/月（150万円/年）を最長3年間 ※ 夫婦で農業経営を開始する場合や複数の青年就農者が農業法人を設立し共同経営する場合については、別の規定があります。詳細はお問い合わせください。	

(3) 経営所得安定対策

畑作物の直接支払交付金		農政課 Tel. 211-2406
単収や品質の向上に向けた農業者の努力が反映されるよう、生産量と品質に応じて交付する数量払を基本としつつ、営農を継続するために必要最低限の額を面積払（営農継続支払）として交付します。		
数量払の作物別平均交付単価（令和2～4年産）	○小麦 6,710円/60kg ○二条大麦 6,780円/50kg ○六条大麦 5,660円/50kg ○はだか麦 9,560円/60kg ○でん粉原料用ばれいしょ 13,560円/㎡	○大豆 9,930円/60kg ○てん菜 6,840円/㎡ ○そば 13,170円/45kg ○なたね 8,000円/60kg
面積払の交付単価	20,000円/10a（そばは13,000円/10a）	
交付対象者	認定農業者、集落営農及び認定新規就農者	

水田活用の直接支払交付金		農政課 Tel. 211-2406
水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。		
戦略作物助成交付単価(10a当たり)	○麦・大豆 35,000円 ○WCS用稲 80,000円 ○米粉用米・飼料用米 収量に応じ、55,000円～105,000円	○飼料作物 35,000円 ○加工用米 20,000円
産地交付金交付単価(10a当たり)	○タマネギ・レタス・ホウレンソウ・コマツナの作付け 29,000円 ○馬鈴薯(種子用・でん粉原料用を除く)・一般野菜の作付け 19,000円 ○花き作付け 9,500円 ○草地更新 19,000円 ○スマート農業推進(野菜・花き・果樹) ○飼料用米作付け ○地力増進作物助成	○果樹作付け 9,500円 ○そば作付け 20,000円 10,000円 15,000円 5,000円
※交付メニュー及び交付単価は変動する場合があります。	高収益作物定着促進支援 20,000円(※)×5年間 ※ 加工・業務用野菜等の場合は30,000円 高収益作物畑地化支援 175,000円 ※ 令和5年度までの時限措置とし、その他の転換作物に係る畑地化も同様の単価で支援 子実用とうもろこし支援 10,000円	
交付対象者	販売目的で対象作物を交付対象水田で生産(耕作)する販売農家・集落営農	

収入減少影響緩和交付金		農政課 Tel. 211-2406
農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょの農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。		
交付対象者	認定農業者、集落営農及び認定新規就農者	
内 容	農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計(当年産収入額)が、過去の平均収入(標準的収入額)を下回った場合に、その差額の9割を補填。	

農業経営基盤強化準備金制度		農政課 Tel. 211-2406
経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の建物・機械等の取得）を図る取り組みを支援する制度です。		
対象交付金	経営所得安定対策交付金等	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定農業者・認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金（畑作物の直接支払い交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、水田活用の直接支払交付金）を、農業経営改善計画などに従い農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入可能。 ○ また、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて農用地、農業用の建物・機械等の固定資産を取得したりした場合、圧縮記帳可能。 	

(4) 日本型直接支払

多面的機能支払（農地維持支払）		農政課 Tel. 211-2406
交付対象者（活動組織）	農業者のみで構成される活動組織又は農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織等	
対象活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の基礎的保全活動 ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動 	
交付単価	○田：2,300円/10a ○畑：1,000円/10a ○草地：130円/10a	
対象農地	農振農用地区域内の農用地 地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地	

多面的機能支払（資源向上支払）		農政課 Tel. 211-2406
交付対象者（活動組織）	地域住民を含む活動組織	
対象活動	<ul style="list-style-type: none"> ①地域資源の質的向上を図る共同活動 ②施設の長寿命化のための活動 	
交付単価	<ul style="list-style-type: none"> ①田：1,920円/10a 畑：480円/10a 草地：120円/10a ②田：3,400円/10a 畑：600円/10a 草地：400円/10a ※ ①は農地維持支払と併せて取り組むことが基本 ※ 農地維持支払と併せて①、②に取り組む場合は、①の単価は0.75を乗じた額に減額。 	
対象農地	農振農用地区域内の農用地	

環境保全型農業直接支払		農業支援センター Tel. 787-2220
交付対象者 (活動組織)	国際GAPを実施している複数の生産者により構成される任意組織	
対象活動	化学肥料、化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うカバークロップ(緑肥)の作付けや堆肥の施用及び有機農業	
交付単価 (全国共通)	○カバークロップ(緑肥)の作付け 6,000円/10a ○リビングマルチ 5,400円/10a ○堆肥の施用 4,400円/10a ○有機農業 12,000円/10a(そば等雑穀・飼料作物 3,000円/10a) ○草生栽培 5,000円/10a ○不耕起播種 3,000円/10a ○長期中干し 800円/10a ○秋耕 800円/10a ※全国の申請額が国の予算額を上回る場合、単価の調整が行われます。	
対象農地	農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地	

(5) 施設・設備等の整備に対する助成

札幌市新規就農支援事業		農政課 Tel. 211-2406
本市農業の新たな担い手となる新規就農者等の経営の早期安定を図るために必要な機械・施設の整備等の経費に対して助成します。		
対象者	人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられているか、位置づけられることが確実と見込まれる者及びそれらの者で組織する団体で次の各号のいずれかに該当する者 ア 新たに独立・自営により経営を開始してから5年以内の者(三親等以内の親族から経営を継承する場合を除く) イ 農業に従事してから5年以内の者が役員を過半を占める法人 ウ ア、イの者が2名以上含む農業者で組織する団体であり、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体	
対象事業	1) 農畜産物の生産、加工、流通、販売に関する農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設、資材等の取得等 2) 農地等の改良、造成等	

札幌市農業基盤整備事業		農業支援センター Tel. 787-2220
<p>国・道費補助事業の採択要件に満たない事業を対象に、市内農家が組織的に取り組む農業生産基盤の整備に要する経費の一部を補助しています。(土地基盤整備については、国・道費補助事業に対する市費上乘せ補助も実施しています。)</p> <p>土地基盤整備のほか、「人と環境にやさしい農業」や地元で取れた農産物を地元で消費する地産地消を基本理念とした生産施設や加工施設、直売所整備等による地域活性化の推進や有害鳥獣対策などを重点的に進めています。</p>		
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合 ・農地所有適格法人 ・札幌市の農業生産振興対策に寄与する生産者であって、札幌市が認める農業者（認定農業者・認定新規就農者・札幌市中核登録農家等） 	
事業費	50万円以上の事業（ソフト事業、有害鳥獣対策事業などは除く）	
補助金の額	一つの事業主体に対する補助金は、市長が認める場合を除き3カ年合計で300万円を限度とする。（これは、一事業実施者への補助金の偏りをなくすためのものです。）	

(6) 地産地消の推進に係る助成

札幌市地産地消推進事業		農業支援センター Tel. 787-2220	
安全・安心な農畜産物の生産供給体制づくりについての取り組みを支援し、地産地消を推進することを目的として、札幌市地産地消推進事業補助制度を設けています。			
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・「さっぽろハーベストランド」についての事業に取り組む農業協同組合などの団体 ・札幌市の農業振興地域内で農業を行っている生産者で、「さっぽろハーベストランド」農畜産物の生産・出荷に取り組むもの、又は生産履歴等を記録している良質な農業生産活動の振興に寄与するもの 		
区分	対象	補助率	下限額
地産地消啓蒙普及	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットなど作成費 ・消費者交流など経費 (委託費、交通費、会場費など) 	1/2 以内	3 万円
農畜産物の生産・流通情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・生産履歴など商品情報管理に関する機器・システム ・説明会、マニュアルの作成など経費 		
農畜産物の審査・認証	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の審査・認証に係る経費 ・研修費(受講費、講師謝礼、会場費など) ・その他経費(水質検査費、残留農薬検査費など) 		
機 器	<ul style="list-style-type: none"> ・静電噴口を用いた防除機器(静電噴口本体及び付随する機器) ・捕虫器(捕虫器本体及び一体で使用する送風機) ・作業農業散布機(本体及び周辺機器、播種一体型可) ・除草機(本体及び周辺機器) ・ドリフト対策機材(ドリフト防止ノズル、防風ネット・支柱など) ・局所施肥機(局所施肥本体及び周辺機器) ・上記機器区分の6項目のほか、化学合成農薬及び化学合成肥料の削減に繋がる機器 		
	※ただし、機器の単価は50万円未満に限る。また、中古品は対象外とする。		
その他、市長が特に定めるもの			

札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業） 農政課 Tel. 211-2406	
一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組を支援するため、加工・販売施設等の整備に対して交付金を交付します。（市を経由して補助金を交付する国の間接補助事業です。）	
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・六次産業化・地産地消法に基づく認定（認定総合化事業計画）を受けた農林漁業者の組織する団体 ・農商工等連携促進法に基づく認定（認定農商工等連携事業計画）を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者
交 付 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・交付対象事業費に充てるために規定された資金の貸付又は出資を受けていること
交 付 率	交付対象事業費の3/10以内 ただし、次のいずれかに該当する事業は1/2以内 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村戦略に基づき実施する事業 ・事業計画の開始から2年以内に障害者雇用を行う事業
交 付 金 の 額 の 算 出	次のアからウまでに掲げる額のうち最も低い額の範囲内 ア 交付対象事業費に3/10（交付率が1/2以内の場合は1/2）を乗じて得た額 イ 交付対象事業費に充てるために貸付等を行う資金の額 ウ 交付対象事業費からイの額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額

（7）農業金融制度

農業経営基盤強化資金（スーパーJ資金）	
効率的・安定的な経営体を育成するため、農業経営改善計画の認定を受けた農業者への優遇措置として、農地の取得、機械・施設の投資などの長期運転資金として融資するものです。	
対 象	認定農業者
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	農地の改良・復旧、農地の取得、農地等における貸貸借及び使用収益権等の権利金の支払、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、農業経営の改善費用、施設等の改良・造成等、災害復旧・負債整理等
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付限度額＝個人3億円、法人10億円 ○償還期限＝25年以内

農業近代化資金	
農業の担い手の育成を中心に広く農業経営の近代化に資することを目的とする民間原資の資金制度で、施設等改良・取得資金、長期運転資金として融資するものです。	
対 象	認定農業者、認定新規就農者など
融 資 機 関	農協等民間融資機関
使 途	農地の改良・復旧、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、農業経営の改善費用、機械・施設の取得等
内 容	○貸付限度額＝個人1,800万円、法人2億円 ○償還期限＝資金用途によって7～20年以内

経営体育成強化資金	
認定農業者以外の担い手農業者に対して前向きに経営改善を行うための資金と、負債の償還負担を軽減するための資金との双方を融資する資金です。	
対 象	認定新規就農者など
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	農地等の取得、施設等の造成等、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、運転資金の一部等
内 容	○貸付限度額＝個人1億5,000万円、法人5億円 ○償還期限＝25年以内

農業改良資金	
新作物の進出・加工や新技術の導入等にチャレンジする農業者を支援するための資金を融資します。	
対 象	エコファーマー(※)など ※エコファーマー・・・「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」第4条第1項の認定農業者(持続農業法第4条第2項の認定導入計画に従って持続農業法第2条に掲げる持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る)です。
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	施設の改良・造成・取得、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、品種の転換、機械の取得等
内 容	○貸付限度額＝個人5,000万円、法人1億5,000万円 ○償還期限＝12年以内 ○金利＝無利子

青年等就農資金	
就農段階から農業経営の改善・発展まで一貫した担い手の育成支援ができるように融資するものです。	
対 象	認定新規就農者
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	施設の造成等、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、 運転資金等
内 容	○貸付限度額=3,700万円 ○償還期限=17年以内 ○金利=無利子

クイック融資	
500万円以下の貸付けは、無担保・無保証により融資の可否を最速1週間で審査します。	
対 象	認定農業者
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	※スーパーL資金の融資条件と同じ（負債整理等は含まない）
内 容	○貸付限度額=500万円 ○償還期限、金利などは、スーパーL資金の融資条件に基づきます。

農林漁業セーフティネット資金	
不慮の災害や社会的・経済的環境の変化、民間金融機関による対応が困難な不測の事態により、経営の維持安定が困難となった場合、経営維持安定に必要な資金を融通するものです。	
対 象	認定農業者、認定新規就農者など
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	災害（台風、冷害、干ばつ等）により被害を受けた経営の再建、行政指導（家畜の殺処分・移動制限等）、社会的・経済的環境の変化による経営状況の悪化等
内 容	○貸付限度額=600万円 ○償還期限=15年以内

3.14 農政改革

(1) 都市農業振興基本法の制定

人口減少や高齢化が進む中で都市農地に対する開発圧力が低下していることに加え、東日本大震災を契機として防災の観点からも都市農地を保全すべきとの機運が高まってきていることなどを背景に、都市農業の安定的な継続を図ることなどを目的として平成27年4月、「都市農業振興基本法」が成立した。

この基本法では、1)都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全、2)良好な市街地形成における農との共存、3)国民の都市農業の有する機能等の理解を基本理念としており、今後この基本法に基づき平成28年3月に国が策定した「都市農業振興基本計画」に則し、都市農業における農産物の供給機能の向上、防災機能の発揮、的確な土地利用計画の策定等のための施策が推進されるとともに、税制上の措置の検討が進められることとなる。市においても都市部に残る農地の在り方・活用について検討を進めていくことが求められる。

(2) 平成27年農業委員会法改正

平成27年農業委員会法改正では、農業委員会の主たる使命である農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)を推進するため、1)農業委員の業務の重点は農地利用の最適化の推進であることを明確化、2)農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更、3)農地利用最適化推進委員の新設、4)農業委員会ネットワーク機構の指定、などの改正が行われた(平成28年4月1日から施行)。市では、法改正を踏まえ、今後さらに農地利用の最適化が図られるように取り組んでいくことが求められる。

(3) 平成27年改正農地法

平成27年8月に「平成27年改正農地法」が成立し、平成28年4月に施行された。今回の改正は、農地を所有できる法人が6次産業化等を図り経営を発展しやすくするための要件を見直すとともに、農地を所有できる法人の要件を明確にするため、農地法上の法人の呼称を「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更するものである。「食」と関わりのある企業が多く立地する市においては、企業参入を見据え、関係機関との連携調整による農地の適正利用の方策を検討していくことが求められる。

(4) 農業を取巻く国際情勢

日本は、平成 28 年 6 月現在、16 の国や地域と EPA⁷ を締結・署名しており、WTO 交渉の行方が不透明な中、世界的に EPA・FTA⁸ が拡大し、貿易を始めとする自由化が進展するなど、農業を取り巻く国際情勢は、グローバル化が急速に進んでいる。そうした中、日本の農業に今後大きな影響を及ぼすことが予想されている動きとして、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）が挙げられる。TPP 協定は、知的財産管理などルールの一掃を旨るとともに、貿易関税の撤廃を目指すものである。

北海道では、TPP による農産物の価格低下や生産の減少など、北海道としての不安や懸念が払拭されることが不可欠であることから、北海道の農林水産業が確実に再生産を続けることができ、担い手が将来に希望と意欲を持って取り組めるよう万全な対策を講じるよう国に求めている。

⁷ EPA(経済連携協定): 貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素などを含む幅広い経済関係の強化を目的とする協定のこと ⁸ FTA(自由貿易協定): 特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁などを削減・撤廃することを目的とする協定のこと

4 監査の結果及び意見（中央卸売市場）

4.1 卸売市場の一般的な経営課題

卸売市場は、生鮮食料品等の流通を担う基幹的な社会インフラとして、国民へ安定的かつ効率的に生鮮食料品等を供給する使命を有しており、今後とも、生鮮食料品等の流通における中核として健全に発展し、その期待に応えていくことが必要である。

一方で、我が国の食品流通を取り巻く情勢は、少子高齢化に伴う人口減少の進展等による食料消費の量的変化、社会構造の変化に伴う消費者・実需者ニーズの多様化、農林水産物の国内生産・流通構造の変化、生鮮食料品等流通の国際化、さらには、東日本大震災の経験を踏まえた防災機能強化等の社会的要請の高まりなど、大きく変化している。このような中で、出荷者や実需者が卸売市場に期待する役割や機能が多様化しているものの、それらに卸売市場流通が十分に対応できていない点が指摘されている。

4.1.1 食品流通を取り巻く情勢の変化

少子高齢化に伴う食料消費の量的変化、消費者・実需者ニーズの多様化、生産・流通構造の変化等が進展する一方で、意欲ある生産者等により国産農林水産物の輸出などの新たな取組が各地で展開されるなど、食品流通を取り巻く情勢は大きく変化している。

（１）少子高齢化に伴う人口減少等による食料消費の量的変化

我が国の人口は、少子高齢化に伴って平成 22 年以降長期的な減少過程に入るとされており、平成 22 年の 12,806 万人から令和 22 年（平成 52 年）には 10,728 万人に減少すると推計されている一方で、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、平成 22 年の 23.0%から令和 22 年（平成 52 年）には 36.1%と大きく上昇すると推計されている。現状でも、高齢化を背景に国民 1 人当たりの食料消費（供給熱量）は近年減少傾向にあり、今後も食料消費の量的な減少が進むとみられている。

（２）社会構造の変化に伴う消費者・実需者ニーズの多様化

我が国の世帯構造は、単独（単身）世帯が増加する中で、65 歳以上の高齢者の単

独世帯も増加しており、今後も、単独世帯が増加すると推計されている。また、女性の労働参加の進展に伴い、女性の労働力率も上昇傾向にある。このような中、食料品の消費段階では、食の外部化や加工品消費等が進展するとともに、インターネットによる食料品の購買も増加傾向にあり、食料品の安全性や鮮度に対する志向も強い傾向にあるなど、消費者の食品に対するニーズは多様化している。これを受けて小売店、外食、加工業者等の実需者においても、個食向けや少量パック等の加工・調製した農林水産物や、有機栽培農産物等の特徴ある食料品への需要増など、そのニーズが多様化している。

(3) 農林水産物の国内生産、流通構造の変化

生鮮食料品等の供給基盤となる国内農林水産業においては、従事者の減少・高齢化等に伴い、生産量・生産額は減少傾向にある。その一方、農業協同組合及び漁業協同組合は、合併等により1組合当たりの販売取扱高が増加し産地の大型化・集約化が進展している。また、産地市場と消費地市場をつなぐ水産流通・加工業者においては、その寡占化と高次加工体制への転換、それに伴う販売チャネルの多様化が進展しているとみられる。小売段階においても、食料品専門店・中心店における商品販売額が減少している一方、食料品スーパー・コンビニエンスストアでは増加するなど、その構造が変化している。

(4) 生鮮食料品等の流通における国際化、国際環境の変化

生鮮食料品等の流通において、輸入品が全流通量に占める割合は青果、花きで増加傾向で推移しており、水産物では横ばいにあるものの、国際的な需要拡大に伴う単価上昇により輸入金額は増加傾向にあるなど、その国際化が進展しており、国際的な水産物の資源管理の強化、国際マーケットにおける価格競争、為替レートの変動など流通をめぐる国際環境の動きを考慮する必要性も増している。また、流通の国際化に伴い、GLOBALG.A.P.やEU-HACCPの認証取得等を通じた農林水産物の生産・流通・加工工程における品質・衛生管理の徹底や、MSC認証取得等を通じた資源管理への対応について、その重要性が増している。

(5) 社会的な要請の高まり

国民の環境問題に対する意識は高く、社会的責任の観点から、企業に対して、省

エネルギーや廃棄物排出量の低減など環境問題への対応が求められている。また、食品に関する不適切な表示や製造等が未だ発生しており、食品を扱う事業者に対して、コンプライアンスの徹底・企業倫理の確立が、改めて求められている。さらに、東日本大震災の経験を踏まえ、社会インフラに対して、災害等の緊急事態発生時に、その役割や機能を可能な限り維持し、また早期にその機能を回復するなど、緊急事態発生時における対応力の強化を期待する声が高まっている。

(6) バリューチェーンの構築に向けた農林水産業の新たな動き

国産農林水産物の価値を見だし、またその価値を高めるため、近年、海外の需要の取り込みを目指した国産農林水産物の輸出や、農林漁業者が主体となって、生産だけでなく2次産業及び3次産業の加工・販売等を行う6次産業化の取組が、意欲ある農林漁業者により各地で展開されている。

(出典：「卸売市場流通の再構築に関する検討会」報告平成27年3月)

4.1.2 具体的な卸売市場の現状

(1) 市場を通過しない取引

卸売市場は生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラとしての役割を果たしており、青果の5割強、水産物の5割弱が卸売市場を経由している(国産青果物では約8割)。

市場経由率は、加工品など卸売市場を経由することが少ない物品の流通割合の増加等により、総じて低下傾向で推移している(農林水産省 - 卸売市場をめぐる情勢について(令和4年8月))。

卸売市場経由率の推移

(単位:%)

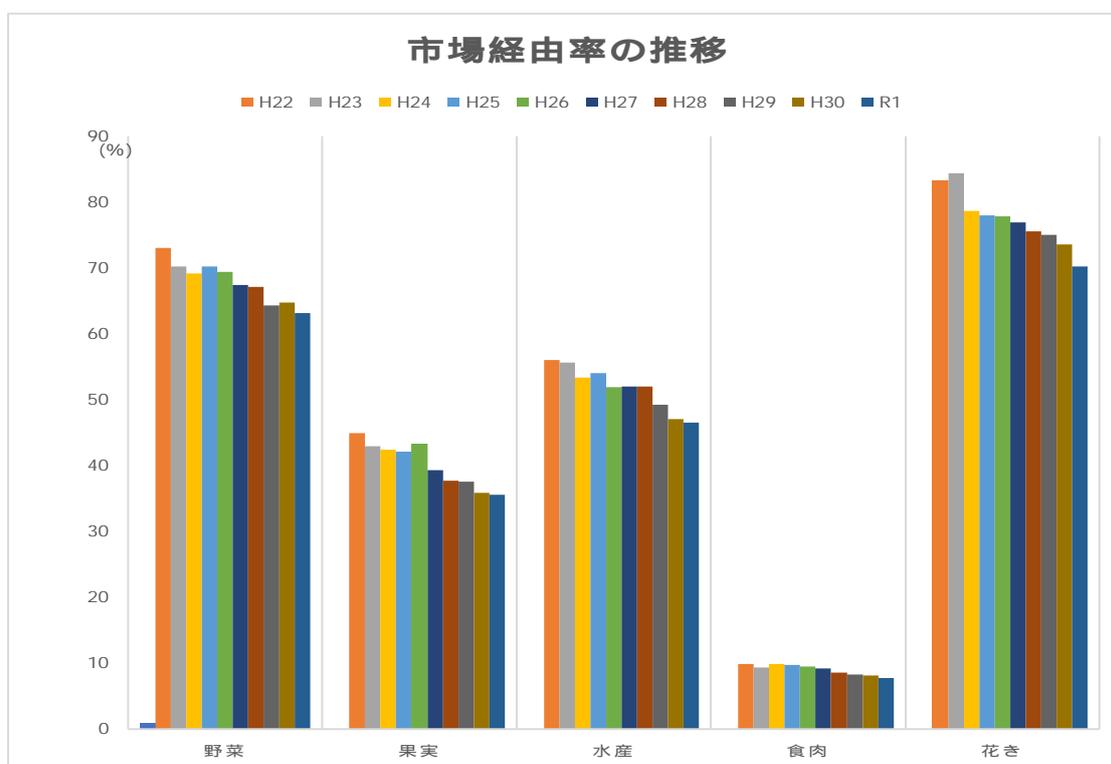
項目 年度	青果		水産			食肉	花き	
		野菜	果実		鮮魚			冷凍
H3	80.3	82.5	76.2	76.7	19.6	34.1	12.3	86.6
4	79.4	85.1	69.9	75.6	17.9	28.8	11.7	83.1
5	79.8	84.5	72.0	70.2	16.3	22.7	12.1	85.8
6	74.5	82.4	62.8	70.2	16.0	22.5	11.5	85.1
7	74.0	80.5	63.4	67.6	15.5	21.5	11.1	81.9
8	74.6	82.3	61.7	69.4	14.9	21.5	10.6	84.1
9	74.6	82.8	61.6	71.0	15.1	20.4	11.2	85.5
10	74.3	81.8	61.7	71.6	15.5	20.3	12.1	85.6
11	70.9	79.4	57.2	68.6	16.7	22.5	12.8	83.7
12	70.4	78.4	57.6	66.2	17.1	23.3	12.6	79.1
13	68.9	78.7	54.1	62.5	14.3	18.5	11.8	79.6
14	69.6	79.1	55.0	61.2	13.4	17.7	11.0	79.7
15	69.2	78.9	53.7	63.4	12.2	15.8	10.3	80.9
16	66.1	77.3	49.0	62.9	11.6	17.3	9.0	82.6
17	64.5	75.2	48.3	61.3	10.3	16.4	7.5	82.8
18	64.6	75.8	46.6	62.5	10.1	15.5	7.3	85.4
19	61.7	73.2	43.6	60.0	10.2	15.8	7.4	83.0
20	63.0	73.8	45.7	58.4	9.8	15.8	7.0	84.0
21	64.6	75.5	47.1	58.0	10.3	15.7	7.5	85.1
22	62.4	73.0	45.0	56.0	9.9	15.1	7.2	83.4
23	60.0	70.2	42.9	55.7	9.4	14.4	6.9	84.4
24	59.2	69.2	42.4	53.4	9.9	15.2	7.1	78.7
25	60.0	70.2	42.2	54.1	9.8	14.6	7.3	78.0
26	60.2	69.5	43.4	51.9	9.5	14.8	6.9	77.8
27	57.5	67.4	39.4	52.1	9.2	14.3	6.8	76.9
28	56.7	67.2	37.7	52.0	8.6	12.9	6.6	75.6
29	55.1	64.3	37.6	49.2	8.3	12.3	6.4	75.0
30	54.4	64.8	35.8	47.1	8.2	11.7	6.4	73.6
R1	53.6	63.2	35.6	46.5	7.8	11.3	6.0	70.2

資料：農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産及び輸入青果物、水産物、食肉、花きのうち、卸売市場(水産物についてはいわゆる産地市場を除く)を経由したものの数量割合(花きについては金額割合)の推計値

(農林水産省 - 卸売市場データ集(令和3年度))

前ページの表の通り、特に果物の卸売市場経由率は低下が著しい。平成3年度の約76%から、令和元年度には約36%と半分以下にまで低下している。



以上のグラフは、上記の表のうち、直近10年間を抽出したものである。図を見る通り、野菜・果実・水産・食肉・花きとも卸売市場経由率は低下を続けている。

卸売市場経由率の低下には、様々な要因が考えられる。生産者による直売所、小売業による直売といった市場外流通が増えている。しかし、大手小売業は直売だけでは品ぞろえを確保できないという理由から、卸売市場を使う場合が多いとみられている。また、消費者の外出傾向が高まった結果、加工・業務用向けの割合が高まっている。加工・業務用向けについては、市場を通さないことが多い。さらに、輸入品の割合が増加していることも大きな理由と考えられる。

また、平成元年度からの総流通量・中央卸売市場の取扱量・中央卸売市場のシェア等の5年ごとの推移は以下の通りである。

(単位:千トン、花きは億円)

年度、項目	区分	畜産			水産物	食肉			花き
		野菜	果実			牛肉	豚肉		
H1	総流通量(A)	23,661	15,113	8,548	8,744	3,179	1,059	2,120	5,247
	市場経由量(B)	19,558	12,888	6,670	6,520	745	460	286	4,355
	市場経由率(B)/(A)	82.7%	85.3%	78.0%	74.6%	23.5%	43.4%	13.5%	83.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	11,597	7,645	3,952	5,651	366	243	124	539
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	49.0%	50.6%	46.2%	64.6%	11.5%	22.9%	5.8%	10.7%
5	総流通量(A)	23,313	14,380	8,728	8,240	3,493	1,405	2,088	6,465
	市場経由量(B)	18,602	12,322	6,280	5,789	571	319	252	5,549
	市場経由率(B)/(A)	79.8%	84.5%	72.0%	70.3%	16.3%	22.7%	12.1%	85.8%
	中央卸売市場の取扱量(C)	11,222	7,556	3,666	4,764	247	147	101	1,220
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	48.1%	51.8%	42.0%	57.8%	7.1%	10.4%	4.8%	19.0%
10	総流通量(A)	23,249	14,541	8,707	8,029	3,600	1,505	2,090	6,790
	市場経由量(B)	17,295	11,897	5,368	5,751	509	306	253	5,819
	市場経由率(B)/(A)	74.3%	81.9%	61.7%	71.6%	15.0%	20.3%	12.1%	86.6%
	中央卸売市場の取扱量(C)	10,382	7,241	3,141	4,780	245	148	97	1,373
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	44.7%	49.8%	36.1%	59.5%	6.8%	9.8%	4.6%	20.1%
15	総流通量(A)	23,094	14,236	8,858	8,042	3,667	1,248	2,419	5,925
	市場経由量(B)	15,980	11,230	4,756	5,099	447	197	250	4,791
	市場経由率(B)/(A)	69.2%	78.9%	53.7%	63.4%	12.2%	15.8%	10.3%	80.9%
	中央卸売市場の取扱量(C)	9,903	7,062	2,841	4,395	224	135	89	1,563
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	42.9%	49.6%	32.1%	54.7%	6.1%	10.8%	3.7%	26.4%
20	総流通量(A)	22,699	14,009	8,690	7,007	3,658	1,189	2,407	4,880
	市場経由量(B)	14,307	10,333	3,974	4,090	360	188	172	4,100
	市場経由率(B)/(A)	63.0%	73.8%	45.7%	58.4%	9.8%	15.8%	7.0%	84.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,963	6,590	2,373	3,506	217	137	80	1,431
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	39.5%	47.0%	27.3%	50.0%	5.9%	11.5%	3.2%	29.3%
25	総流通量(A)	22,019	13,977	8,042	6,100	3,695	1,271	2,424	4,680
	市場経由量(B)	13,302	9,900	3,596	3,300	362	186	176	3,655
	市場経由率(B)/(A)	60.0%	70.2%	42.2%	54.1%	9.8%	14.6%	7.2%	78.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,091	6,174	1,917	2,615	219	136	82	1,264
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	36.7%	44.2%	23.8%	42.9%	5.9%	10.7%	3.4%	27.0%
27	総流通量(A)	21,475	13,899	7,576	5,891	3,662	1,171	2,491	4,745
	市場経由量(B)	12,352	9,360	2,983	3,072	308	168	170	3,647
	市場経由率(B)/(A)	57.5%	67.4%	39.4%	52.1%	8.2%	14.3%	6.8%	76.9%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,556	5,830	1,726	2,328	195	117	78	1,228
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	35.2%	41.9%	22.8%	39.5%	5.3%	10.0%	3.1%	25.9%
28	総流通量(A)	21,080	13,397	7,483	5,615	3,782	1,215	2,567	4,689
	市場経由量(B)	11,959	9,136	2,823	2,936	326	156	170	3,547
	市場経由率(B)/(A)	56.7%	67.2%	37.7%	52.0%	8.6%	12.9%	6.6%	75.6%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,349	5,697	1,652	2,190	194	115	79	1,197
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	34.9%	41.9%	22.1%	38.8%	5.1%	9.5%	3.1%	25.5%
29	総流通量(A)	21,393	14,177	7,416	5,561	3,917	1,288	2,629	4,560
	市場経由量(B)	11,896	9,110	2,786	2,737	327	159	168	3,420
	市場経由率(B)/(A)	55.1%	64.3%	37.6%	49.2%	8.3%	12.3%	6.4%	75.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,406	5,757	1,649	2,058	195	117	78	1,176
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	34.3%	40.6%	22.2%	37.0%	5.0%	9.1%	2.9%	25.8%
30	総流通量(A)	21,757	13,981	7,776	5,470	3,988	1,362	2,626	4,451
	市場経由量(B)	11,838	9,057	2,781	2,576	327	159	168	3,276
	市場経由率(B)/(A)	54.4%	64.8%	35.8%	47.1%	8.2%	11.7%	6.4%	73.6%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,072	5,329	1,544	1,935	196	117	79	1,137
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	32.5%	39.5%	19.9%	35.4%	4.9%	8.6%	3.0%	25.5%
H1	総流通量(A)	21,399	13,962	7,437	5,428	4,051	1,361	2,690	4,341
	市場経由量(B)	11,472	8,827	2,646	2,522	314	154	160	3,047
	市場経由率(B)/(A)	53.6%	63.2%	35.6%	46.5%	7.8%	11.2%	6.0%	70.2%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,055	5,521	1,534	1,834	188	112	75	1,092
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	33.0%	39.5%	20.6%	33.8%	4.6%	8.3%	2.8%	25.2%

(農林水産省 - 卸売市場データ集 (令和3年度))

前ページの表から平成元年度と令和元年度との比較をすると、総流通量では、野菜が15,113千トンから13,962千トンと1,151千トン(約8%)減少となっている。水産物は8,744千トンから5,428千トンと3,316千トン(約38%)減少となっている。

市場経由率についても、野菜22%、果実42%、水産物28%の減少となっている。

また、中央卸売市場のシェアについてみると、果物では平成元年度の約46%から令和元年度には約21%、水産物では平成元年度の約65%から令和元年度には約34%と約30年間で中央卸売市場のシェアが半分以下にまで低下している。

総流通量(千トン)						
	青果	野菜	果実	水産物	食肉	花き
H1	23,661	15,113	8,548	8,744	3,179	5,247
R1	21,399	13,962	7,437	5,428	4,051	4,341
減少率(%)	10%	8%	13%	38%	-27%	17%
*減少率は、(H1総流通量-R1総流通量)/H1総流通量(%)で計算						
市場経由率(%)						
	青果	野菜	果実	水産物	食肉	花き
H1	83%	85%	78%	75%	24%	83%
R1	54%	63%	36%	47%	8%	70%
減少率(%)	29%	22%	42%	28%	16%	13%
*減少率は、H1市場経由率(%) - R1市場経由率(%)で計算						
中央卸売市場のシェア(%)						
	青果	野菜	果実	水産物	食肉	花き
H1	49%	51%	46%	65%	12%	11%
R1	33%	40%	21%	34%	5%	25%
減少率(%)	16%	11%	26%	31%	7%	-15%
*減少率は、H1シェア(%) - R1シェア(%)で計算						

(2) 人口の減少

我が国の総人口が減少傾向にあり、また、少子高齢化も急速に進展する中で、国民の食料総消費量、国民1人当たり食料消費量はともに減少傾向にある。



(厚生労働省 - 令和3年(2021)人口動態統計(確定数)の概況、2025年以降は将来推計)

戦後、我が国の総人口は増加を続け、1967年には初めて1億人を超えたが、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じた。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、我が国の人口は2048年に9,913万人と1億人を割り込み、2060年には8,674万人まで減少すると見込まれている。(国土交通省-国土交通省白書2013年)

(3) 食料消費の変化(第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト)

ア. 魚介類の消費量の推移

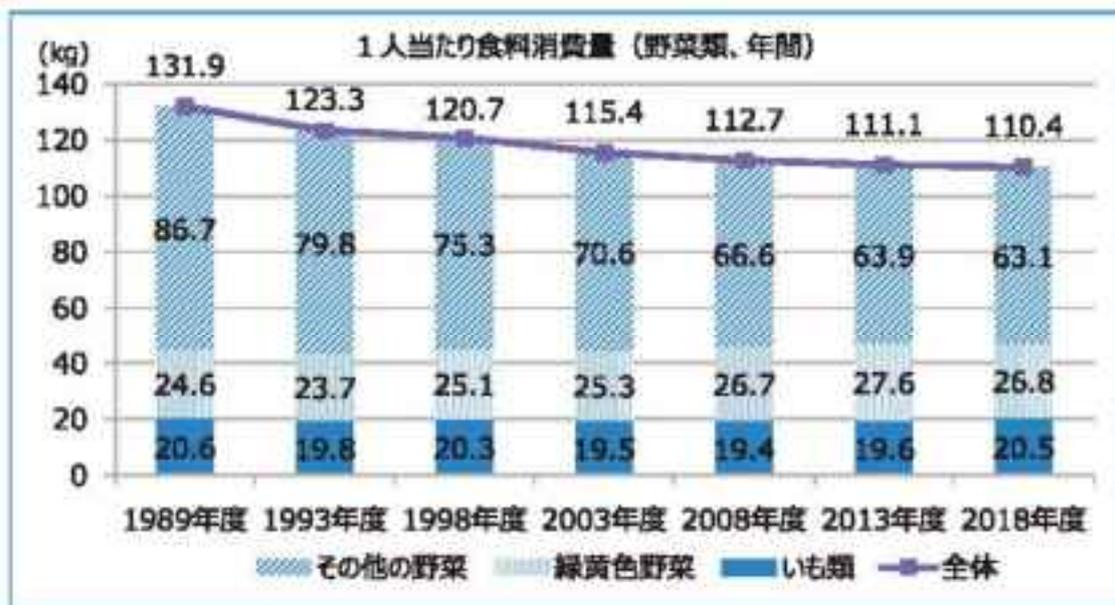
国民1人当たりの魚介類の年間消費量は減少傾向にあり、平成元年度(1989年度)と平成30年度(2018年度)を比較すると、「生鮮・冷凍」では約38%に当たる5.3kg、「塩干、くん製、その他」では約37%に当たる8.0kg減少しており、全体としても約36%に当たる135kg減少している。



資料：農林水産省「食料需給表」の供給純食料の重量による。2018年度は概算値

イ．野菜の消費量の推移

国民1人当たりの野菜の年間消費量は減少傾向にあり、平成元年度(1989年度)と平成30年度(2018年度)を比較すると、全体では約16%に当たる21.5kg減少している。



資料：農林水産省「食料需給表」の供給純食料の重量による。2018年度は概算値

ウ．果実の消費量の推移

国民1人当たりの果実の年間消費量は微減で推移しており、平成元年度(1989年度)と平成30年度(2018年度)を比較すると、全体では約9%に当たる3.7kg減少している。



資料：農林水産省「食料需給表」の供給純食料の重量による。2018年度は概算値

(4) 卸売市場の数及び取扱金額

ア. 卸売市場の数

以下の表の通り、中央卸売市場及び地方卸売市場とも数が減少傾向にある。

区分 年度	中央卸売市場	地方卸売市場	地方卸売市場		
			公 設	第三セクター	民 設
H18	84	1,259	151	37	1,071
19	81	1,237	155	38	1,044
20	79	1,207	156	39	1,012
21	76	1,185	156	38	991
22	74	1,169	153	37	979
23	72	1,159	151	37	971
24	72	1,144	155	38	951
25	70	1,105	154	36	915
26	67	1,092	157	37	898
27	64	1,081	156	38	887
28	64	1,060	151	37	872
29	64	1,037	151	35	851
30	64	1,025	149	33	843
R1	64	1,009	147	31	831
2	65	908	142	31	735
3	65				

(資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ)

(注) 各年度末の数値である。ただし、地方卸売市場については平成 24 年度までは各年度当初の数値である(24 年度末の地方卸売市場は 1,126(うち公設 154、第三セクター 37、民設 935))。

イ．取扱金額

(単位：億円)

区分 年度	中央卸売市場計			地方卸売市場計		
		青 果	水産物		青 果	水産物 (消費地)
H18	46,796	20,685	21,779	35,457	13,957	8,657
19	45,762	20,294	21,107	34,013	13,673	7,616
20	44,021	19,960	20,014	31,953	13,690	7,387
21	41,208	19,102	18,275	30,295	13,258	7,085
22	41,444	20,032	17,597	30,445	13,660	6,743
23	39,476	19,132	16,758	30,265	13,050	6,925
24	38,017	18,295	16,039	30,241	12,198	6,665
25	39,163	19,178	16,014	31,869	12,543	6,964
26	39,110	19,104	15,839	31,329	12,770	7,270
27	40,263	20,001	15,921	31,919	13,317	7,257
28	40,162	20,404	15,490	32,472	14,049	7,106
29	38,950	19,813	15,059	31,566	13,433	6,857
30	37,481	18,829	14,504	29,529	12,429	6,185
R1	35,767	18,112	13,725	27,845	12,002	6,347
2	34,994	18,707	12,475	27,619	12,547	5,667

(資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ)

(5) トラック等搬入業者の人手不足

トラックドライバーの人手不足と労働環境が問題視される中、国土交通省は平成29年11月に、標準貨物自動車運送約款を改正した。この改正により、運賃（運送の対価）と料金（運送以外の役務等の対価）の区別を明確にするとされた。農水産品は他の品目に比べて荷役時間が長く、物流費が増大する可能性がある（農林水産省 - 卸売市場をとりまく環境変化と課題）。

卸売市場における輸送はその大半がトラックによって行われている。トラック輸送を担う運送業者の雇用状況について、近年人手不足が常態化している。



(出典：場内物流改善の必要性について - 農林水産省大臣官房
新事業・食品産業部食品流通課)



資料：公益社団法人日本トラック協会「トラック運送業界の状況感（速報）」より抜粋。各年10月から12月の業況判断指数を集計。指標は、不足+2、やや不足+1、横ばい0、やや過剰-1、過剰-2の点数を与え、1事業者当たりの平均を100倍することにより算出。

（6）卸売市場法の改正

食品流通の中で卸売市場が今まで果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、今後も食品流通の核として堅持したうえで、農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に responding していくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要である。このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進するため、卸売市場法の改正がなされた。

（法律の概要）

第3条において、業務の運営に関する事項、施設に関する事項、その他重要事項を規定し、第4条から第14条において基本方針等に即し、生鮮食料品等の公正な取引の場として、以下のアからカの共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定・公表し、指導・検査監督する。

ア．売買取引の方法の公表

イ．差別的取扱いの禁止

ウ．受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ）

エ．代金決済ルールの策定・公表

オ．取引条件の公表

カ．取引結果の公表

その他の取引ルール（第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致等）を公表し、卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができる。

新たな卸売市場法は、2020年6月21日に施行され、83ある条文が19に削減され、大幅に改正された。特に大きな変更点は「第三者への販売禁止の廃止」「直荷引き禁止の廃止」「中央卸売市場を民間業者も開設可能になる」「商物一致の廃止」の4つである。

「第三者への販売禁止の廃止」は、これまで卸売業者の販売先は、原則として市場内の仲卸業者に限定されていた。それが法改正により、この原則が緩和され、卸売業者が市場外の小売業者や飲食店などに直接卸すことが可能になった。

「直荷引き禁止の廃止」は、これまで仲卸業者は、原則として市場内の卸売業者を通して商品を仕入れることが義務付けられていた。それが法改正により、仲卸業者が産地やメーカーと直接やり取りをして商品を仕入れることが可能となった。

「商物一致の廃止」は、これまで商品は、原則として卸売市場以外の場所で卸売りをすることが禁じられていた。このため、農産物や海産物は、すべて産地からいったん卸売市場に搬入する必要があった。それが法改正により、この規制が廃止され、商品を産地で卸売りをすることも可能になった。

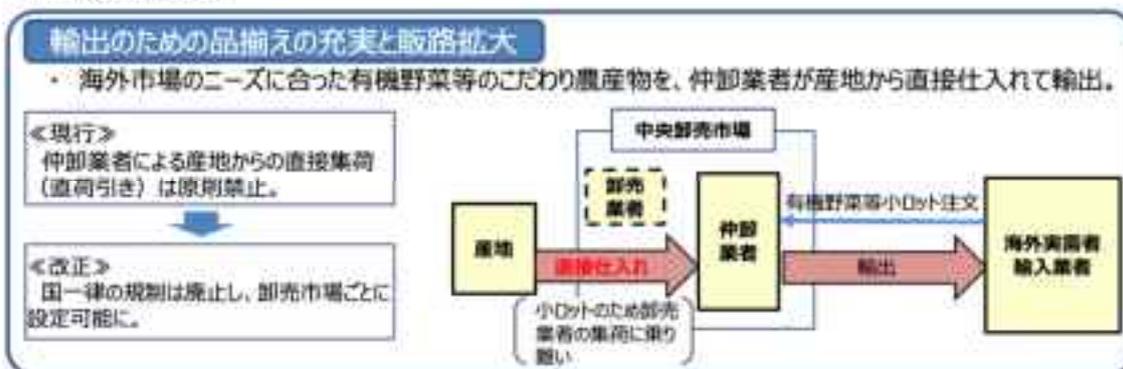
また、これまで中央卸売市場を開設することができるのは、都道府県や人口20万人以上の都市の自治体のみだった。それが法改正により、「中央卸売市場を民間業者も開設可能」になった。そのため、一般の法人であっても、認定基準や認定要件を満たせば、農林水産大臣が開設者として認定し、中央市場を開設することが可能

になった。

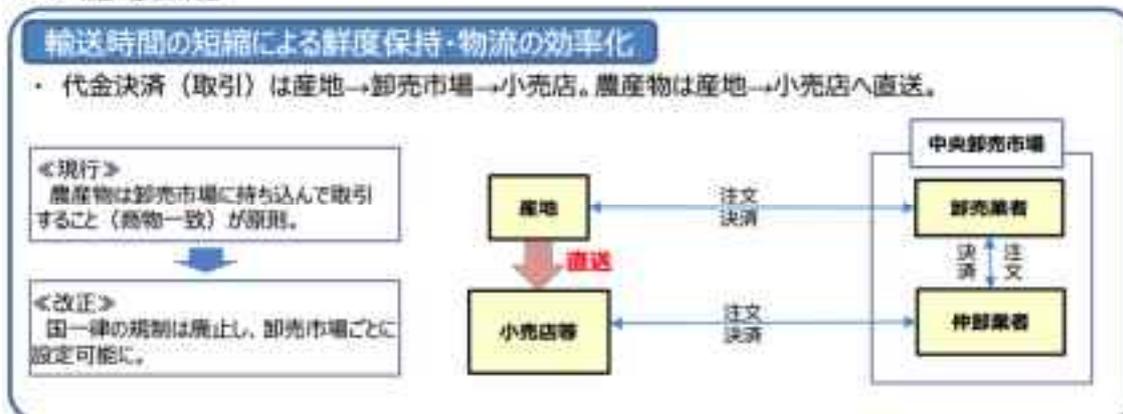
今回の法改正の中で「商物一致の廃止」は卸売市場に大きな転換をもたらす可能性がある。物流の整備や輸送方法の変化、物流の効率化の点から商物一致原則の廃止は避けられず、また、それをサポートするITの高度化などにより、産地から小売店へ直接商品を納品したり、これまで取引できなかった産地と取引したりできるようになることで新しい取引を創出するチャンスが生まれ、卸売市場の「流通拠点」としての重要性が高まる可能性もある。

以下には、農林水産省が想定している卸売市場法改正により期待されているビジネスモデルを掲載している。

1. 輸出促進



2. 産地直送



(単位：億円、%)

	青果	水産	食肉	花き
取扱高	18,707 (18,112)	12,475 (13,725)	2,672 (2,663)	1,028 (1,105)
売上総利益	6.57 (6.57)	5.41 (5.00)	4.27 (4.28)	9.73 (9.77)
委託手数料	4.38 (4.54)	0.65 (0.71)	3.24 (3.22)	7.51 (7.62)
買付収益	1.93 (1.69)	3.59 (3.22)	0.50 (0.46)	0.84 (0.87)
兼業収益	0.25 (0.34)	1.17 (1.06)	0.53 (0.60)	1.38 (1.28)
販売費・一般管理費	6.16 (6.56)	5.05 (4.88)	4.20 (4.28)	9.88 (9.83)
うち 市場使用料	0.49 (0.51)	0.37 (0.36)	0.19 (0.42)	0.28 (0.78)
出荷奨励金	0.71 (0.74)	0.02 (0.02)	0.91 (0.87)	0.09 (0.08)
完納奨励金	0.85 (0.87)	0.20 (0.20)	0.19 (0.18)	0.07 (0.05)
人件費	2.74 (2.52)	2.89 (2.39)	2.13 (1.77)	6.40 (5.62)
集荷販売費	0.56 (0.86)	0.59 (0.62)	0.07 (0.11)	0.69 (0.91)
営業利益率	0.41 (▲0.01)	0.36 (0.12)	0.07 (▲0.01)	▲0.15 (▲0.06)

資料：中央卸売市場卸売業者の事業報告書による。

(注) 1. () 内は前年度

2. 取扱高は兼業を含まない。

3. 人件費は「役員報酬」、「従業員給料手当」、「福利厚生費」、「退職給付金」、「退職給付引当金繰入」、「役員賞与」、「退職金(役員)」、「役員退職慰労引当金繰入」、「その他人件費」の合計である。

4. 集荷販売費は「旅費交通費」、「通信費」、「運搬費」、「受託品事故損」、「会議費」、「交際費」の合計である。

イ．中央卸売市場卸売業者のうち営業損失・経常損失を計上した企業の割合(令和2年度)

	青果	水産物	食肉	花き
営業損失	17.9%	41.8%	70.0%	55.6%
経常損失	13.4%	16.4%	30.0%	33.3%

資料：農林水産省大臣官庁新事業・食品産業部食品流通課調べ

ウ．中央卸売市場仲卸業者数の推移

平成22年度と令和2年度と比較すると、全ての区分で仲卸業者の数は減少しているが、特に水産物においては、令和2年度の仲卸業者の数が平成22年度の約60%程度に減少している。

区分	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
青果	1,586	1,322	1,498	1,453	1,394	1,337	1,304	1,279	1,267	1,235	1,249
水産物	2,406	2,293	2,193	2,036	1,854	1,782	1,706	1,646	1,550	1,512	1,495
食肉	78	79	79	79	69	67	63	59	58	54	54
花き	100	97	88	88	85	80	76	77	76	74	74
その他	49	48	46	45	44	42	42	40	40	9	3
計	4,168	4,009	3,874	3,665	3,413	3,279	3,161	3,071	2,957	2,884	2,875

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ

(注) 各年度末現在の業者数である。

エ．中央卸売市場仲卸業者の経営動向（1事業者当りの平均、法人企業）

(単位:億円、%)

区分	項目	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2
青果	売上高	12.2	12.4	12.5	13.2	13.5	14.2	16.5	16.8	16.8	16.1	18.3
	粗利益率	11.7	11.9	11.9	12.0	12.1	12.0	12.0	12.2	12.7	13.1	12.8
	人件費率	6.1	6.0	5.9	5.8	5.8	5.6	5.4	5.5	5.6	5.8	5.7
	営業経費率	5.6	5.7	5.9	6.0	6.0	5.9	6.0	6.2	6.5	6.6	7.5
水産物	営業利益率	-0.0	0.2	0.1	0.2	0.2	0.5	0.7	0.5	0.6	0.6	-0.4
	売上高	7.1	7.2	7.2	6.7	7.2	7.6	7.8	8.0	8.2	8.2	7.7
	粗利益率	12.5	12.3	12.3	12.6	12.5	12.2	12.3	12.7	12.5	12.9	13.2
	人件費率	6.7	6.6	6.9	7.0	6.8	6.6	6.7	6.7	6.6	6.9	7.4
水産物	営業経費率	5.8	5.7	5.8	5.6	5.5	5.5	5.5	5.6	5.8	6.0	6.2
	営業利益率	-0.0	-0.0	-0.4	0.0	0.0	0.1	0.1	-0.1	0.0	0.0	-0.5

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ

(注) 1. 各比率は売上高に対する構成比である。

2. 営業経費率は、人件費を除いたその他の営業費の割合である。

3. 令和元年までは法人企業及び個人企業である。

4. 令和2年度からは、法人企業のみデータであるため令和元年度までとは連続しない。

オ．中央卸売市場仲卸業者の法人企業のうち営業損失・経常損失を計上した企業の割合(令和2年度)

水産物・花きで70%前後、青果でも50%超の仲卸業者が営業損失を計上している。

	青果	水産物	食肉	花き
営業損失	56.6%	68.7%	25.8%	70.1%
経常損失	39.5%	54.5%	19.4%	55.2%

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ

(8) 空室解消対策の実施

市場の取扱量・取扱高の減少等に伴い、市場内に入居する仲卸業者及び関連業者等が、市場施設から退去したため事務室等に空きが発生している。この状況は、多くの中央・地方卸売市場とも同様である。このため、これまでは市場に関連する事業者のみを誘致していたが、市場の関連事業者だけでなく、様々な業態の事業者に対する入居の募集を行っている。

(9) 環境に配慮した市場

市場運営に伴う環境負荷の低減に関して、環境負荷低減に係る目標・方針を策定している中央卸売市場開設者は、全体の約 4 割にとどまっており、約 5 割については策定予定もないとしていた。

目標等を策定しない理由としては財政的な理由をあげている開設者が多い。

実際の実組としては、リサイクル施設や太陽光発電施設の導入が多くなっている。

(出典：農林水産省 - 卸売市場をめぐる情勢について (平成 26 年 7 月))

卸売市場はその経済活動に伴ってエネルギーを大量に消費し、食品廃棄物やプラスチック廃容器等を大量に排出する施設である。そのため、市場運営に伴う環境負荷の低減に関して、積極的に取り組むことが求められる。

多くの卸売市場では、廃棄物のリサイクル施設、太陽光発電施設、市場内の車両の電動化、LED照明の導入等の様々な取組が進められてきている。

卸売市場においては、関連施設の整備、運用が市場経営に及ぼす影響等も考慮しつつ、二酸化炭素の排出量や廃棄物の削減など環境負荷の低減に係る具体的な数値目標や方針等を策定した上で、市場関係者がそれぞれ適切な役割を果たし、市場全体として重点的かつ計画的な取組を推進することが必要である。

(10) 修繕等の必要性

主要建築物の老朽化・物流動線の煩雑化などにより、多くの卸売市場の市場内の施設の修繕等の必要性が高まっている。

(11) 品質衛生管理の徹底への取り組み

食品衛生法の改正により、原則としてすべての食品等事業者が一般衛生管理に加え、H A C C Pへの対応が求められる。卸売市場内の卸売業者、仲卸業者も食品流通業に関わる者として制度の対象となっており、「H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理」に取り組む必要がある。

卸売市場で扱う生鮮食料品は、管理に適した温度帯が異なることなど、さまざまな特性を有している。こうした商品の特性に合わせた品質衛生管理を行うために、売場や保管施設における温度帯管理や荷さばき時の衛生管理等について体制を強化していく必要がある（出典：「第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト」を一部修正）。

また、品質管理向上のためには、コールドチェーンを確立するための施設整備が必要である。コールドチェーンとは、輸送も含め生産地から卸売市場等中間物流拠点及び消費地まで、一貫して低温を保ったまま流通させる仕組みのことである。既に整備済みの市場においては、引き続き、施設の適正、有効活用を図り、未整備の市場においては、必要に応じて施設整備をする。

(12) 他の中央及び地方卸売市場との連携

「立地、機能に応じた市場間での役割分担と連携強化（農林水産省：平成26年12月）」では、各市場の役割に応じた市場間連携のあり方について、以下のような課題があるとされている。

- ・各市場が取引する生産者や実需者のニーズに的確に対応しつつ、かつ、それぞれの地域内に生鮮食料品等を安定的に供給するため、双方向での集荷共同化や、販売の相互連携など効果的な市場間連携を推進する必要があると考えられる。

- ・大都市の中央卸売市場と地方都市の卸売市場の連携においては、地方都市市場は大都市市場からの荷を受けるだけでなく、特色ある地域産品や差別化が可能な商品などの強みを活かした集荷・販売により、相互の共存共栄関係を築くことが重要である。

4.1.3 札幌市中央卸売市場の現状

(1) 札幌市が抱える強み・弱み

第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトによる、札幌市中央卸売市場の現状把握や課題等の整理を行うためのS W O T分析に記載されている札幌市中央卸売市場の強み・弱みは以下の通りである。

<強み>

- 食料自給率 200%を誇る北海道の産地市場としての位置づけ
- 全国的な北海道産品のブランド力の認知
- 道内唯一の中央卸売市場
- 市場周辺に営業冷蔵庫、倉庫が集積
- 決済機能の充実
- 食の情報に関する集積基地
- 見学者通路の完備など、一般見学者に優しい施設

<弱み>

- 取扱数量の減少
- リテールサポートを含む営業力不足
- 商品開発力不足
- 市場関係事業者(開設者含む)の経営悪化
- 厳しい労働環境による人材確保の困難化
- 市場関係事業者の高コスト体質
- 場内の物流動線が未整備、集荷、配送、転送に対応した施設の未整備
- 加工施設の未整備
- 市場施設の低い稼働効率
- 品質管理棟に関する施設整備が不十分
(H A C C P対応、コールドチェーン化等の遅れ)

(2) 札幌市の人口



札幌市の人口は2040年には183万人になり、2015年の195万人から12万人減少することになる。年齢別では、65歳以上の高齢人口が2015年の48万人(全体の約25%)から2040年には69万人(全体の約38%)になっている。

(出典：第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト)

(3) 札幌市の取扱高推移

ア．青果部

青果部の取扱数量及び金額は、増減を繰り返しほぼ横ばいに推移していたが、ここ数年は減少傾向にある。



イ．水産部

水産部の取扱数量は、若干の増減はあったものの減少傾向にあり、取扱金額についても、数量と同様に減少傾向にあったが、ここ数年は単価高の影響により、取扱金額はほぼ横ばいになっている。



(4) 空室解消対策の実施

札幌市中央卸売市場においても、市場の弱みに記載されている通り事務室等に空きが発生している。そのため、これまでは市場に関連する事業者のみを誘致していたが、市場の関連事業者だけでなく、様々な業態の事業者に対する入居の募集を行っている。

(5) 環境に配慮した市場

市は、環境方針を設定している。具体的には以下の事項について積極的に取り組むこととしている。

取組内容の具体例	取組項目 具体例
自動車利用の抑制	公共交通機関の優先利用、自転車の活用、自動車の相乗り、効率的な輸送手段へ転換（モーダルシフト）、走行ルートの短縮化、共同運行、その他
エコドライブの推進	アイドリングストップの推進、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす、日常点検の実施、その他
みどりの推進	事業実施で排出するCO ₂ を吸収・固定(カーボンオフセット)させるため植樹等緑化活動の実施、地域団体の植樹等緑化活動への参加・支援、その他
グリーン購入の推進	必要最小限の購入、環境に配慮した原材料・部品・製品・サービス等の優先的購入・調達、環境配慮に取り組む事業者からの優先的購入・調達、その他
省エネルギーの推進	省電力設備・製品の利用、エネルギーの高度利用（ヒートポンプ、コージェネレーション等）、施設の省エネルギー改修（ESCO 事業等）、その他
新エネルギー、自然エネルギーの導入	太陽熱・バイオマス熱・地中熱・雪氷熱等の利用、太陽光発電・風力発電・バイオマス発電等の実施・利用、その他
廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再生利用、適正処理	使い捨て商品の利用抑制（詰め替え商品や繰り返し使える製品の選択など）、過剰包装の抑制（包装紙・袋の削減、レジ袋の削減、梱包資材の削減・再使用など）、ごみ分別の徹底、不要となった紙類の資源化、廃棄物の適正処理、その他
環境法令の遵守	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、札幌市生活環境の確保に関する条例等の環境法令の適用確認及びそれら法令に基づく届出提出や規制基準・作業基準の遵守
自然環境の保全	事業に伴うみどりの減少の抑制、その他

環境産業の育成	地産地消の流通・消費拡大、間伐材残材の活用、その他
美化活動の推進	イベントに関わる清掃活動、その他

札幌市中央卸売市場においては、リサイクル施設や太陽光発電施設の導入を図り、以下のような取り組みを行っている。

ア．太陽光発電施設の整備・運用

【取組概要】

太陽光発電施設発電出力 327kW

(整備年度平成 23～24 年度)

- ・太陽光パネル 1,440 枚(設置面積 1,434.4 m²)
- ・市場のセンターヤードのトップライトに設置
- ・整備費用約 464,000 千円

【施設の活用】

全量を電力会社に売電。

災害時、非常用電源として、市場業務の継続や周辺住民等への給水として活用

発電状況や実績について確認モニターを市場内に設置し、市場来場者等への環境教育に活用

【効果 (R 3 年度実績)】

発電量 342,378kWh 売電収入 15,065 千円/年

Co 削減効果 205,769kg Co /年

北海道電力(株)の Co 基礎排出係数(2022 年 2 月改定)により算定

イ．資源リサイクル施設の整備・運用

【取組概要】

資源リサイクル施設

- ・ 野菜・果物くずを破碎・圧搾・乾燥し、飼・肥料化
- ・ 乾燥機燃料木質パレット等の木質系廃棄物を利用
- ・ 処理能力野菜・果物くず 7.0 t /日

木質パレット 3.0 t /日

製造物 0.6 t /日

- ・ 整備費用 438,727 千円

【効果（R 3年度）】

野菜・果物くず 719 t 削減

木くず 426 t 削減

ウ．発泡スチロール減容設備の整備・運用（市場協会による運用）

【取組概要】

発泡スチロール減容機（2台）

- ・ 廃発泡スチロールを減容、インゴット化し、売却
- ・ 処理能力

（ア）120kg/時

（イ）100kg/時

- ・ 整備費用

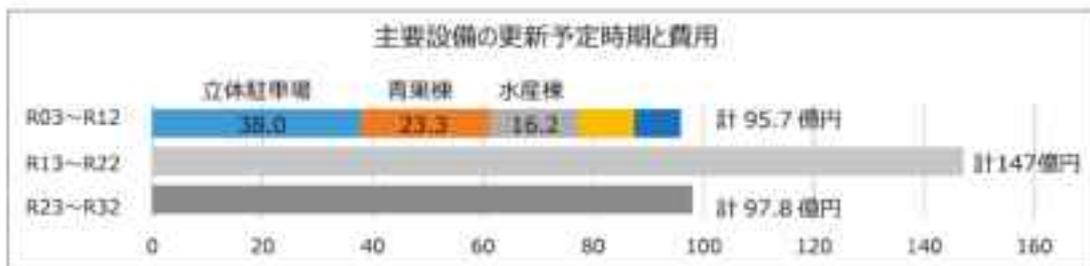
(ア) 令和3年リース先より買取 615,366円(税込・耐用年数2年)

(イ) 令和2年更新(購入) 11,971,300円(税込・耐用年数8年)

廃発泡インゴット処理数 137t(令和4年度見込)

(6) 修繕費の増加が見込まれる市場施設

令和3年度以降水産棟の受配電設備や劣化の進んでいる立体駐車場の防水工事などを実施予定。令和13年度からは、水産棟と青果棟の給排水設備や各エレベーターの更新時期が到来するなど、修繕費の増加が見込まれている。



4.1.4 監査結果

(1) せり売割合の基準について

ア. 概要

札幌市中央卸売市場業務規程第42条第1項において、

第42条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

と規定されている。また、同第42条第1項2号により

(2) 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である物品として市長が別に定めるものとして、毎日の卸売予定数量のうち市長が別に定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）

と規定されている。なお、農林水産省によるせり・入札取引の割合(金額ベース)は以下の通りである。

せり・入札取引の割合(金額ベース)

項目 年度	青果			水産				食肉	花き
		野菜	果実		鮮魚	冷凍	塩干加工		
H15	26.5	26.2	27.7	24.6	40.8	16.6	6.6	90.7	58.0
16	25.3	24.9	26.4	23.1	38.1	16.3	6.2	90.7	50.8
17	24.9	24.1	26.4	23.2	37.8	16.3	6.5	91.3	47.5
18	21.6	20.6	23.8	21.6	36.0	15.0	4.7	90.9	43.8
19	20.3	18.8	23.5	21.3	35.5	14.2	4.9	87.3	40.3
20	18.7	17.3	21.4	20.8	34.7	13.9	4.5	85.8	37.5
21	17.7	16.7	19.8	20.2	33.5	13.9	4.5	86.0	35.9
22	17.1	15.9	19.9	19.8	32.4	13.5	4.9	86.1	31.7
23	14.9	13.4	18.0	19.9	32.5	15.8	3.5	84.7	29.7
24	12.6	10.6	16.8	19.0	31.4	12.5	5.0	86.1	28.8
25	11.6	9.8	15.7	17.9	29.5	12.1	4.5	86.6	27.0
26	11.2	9.4	15.2	17.6	28.8	11.2	4.9	86.3	25.0
27	10.6	8.8	14.6	17.1	27.6	11.0	5.0	87.2	23.0
28	10.5	8.9	14.4	16.2	26.2	10.5	4.6	86.1	21.5
29	10.0	8.4	13.6	15.5	24.8	9.8	5.1	84.7	19.8
30	9.4	7.7	13.0	15.0	23.4	9.8	5.2	85.6	19.8
R1	8.8	7.0	12.4	14.6	23.1	9.7	4.5	86.2	18.0
2	8.5	6.8	11.9	12.5	21.5	7.2	3.5	86.6	16.6

(出典：卸売市場データ集(令和3年度版) - 農林水産省)

これに基づき、札幌市中央卸売市場ではそのせり・入札取引の割合について一定の基準を決めている。今般の新型コロナウイルスによる対面での取引を避けるため、相対取引の割合が高くなり、その一定の基準に満たないケースもあったが、これを例外として認めていた。これについては、札幌市中央卸売市場業務規程第42条第3項に規定されている。

- 3 前2項の規定にかかわらず、卸売業者は、第1項各号に掲げる物品について、次に掲げる場合であって市長が指示したときは、市長が指示した取引方法によらなければならない。
- (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
 - (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合
 - (3) 災害の発生により生鮮食料品等の円滑な流通が阻害されるおそれのある場合

- | |
|--|
| (4) 感染症等の発生又は拡大を防止するために取引参加者間の接触を軽減する必要がある場合 |
| (5) 市場施設の損壊等により取引参加者の安全の確保が困難となるおそれがある場合 |
| (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示することが適切と判断した場合 |

イ．監査結果（意見）

今回の新型コロナウイルスの状況下での取引については上記第3項4号に基づいており、特に問題とは思われない。

一方、この一定の基準について、市においては長い間変更されていない。これについては、大型需要者のニーズに応じて相対取引が増加するなど市場の環境が大きく変化しており、一定の基準の見直しについて随時検討する必要があると思われる。市場の経営展望や取扱物品の需給動向等も踏まえて、柔軟かつ戦略的に設定することが必要であると思われる。

(2) 仲卸業者、卸売業者の市場使用料の負担について

ア．概要

札幌市中央卸売市場において、仲卸業者、卸売業者等の市場使用料は、各業者の売上高に応じて課される売上高割使用料と、施設使用料、光熱費等にわかれている。

特に、売上高割使用料については各業者の売上高に応じて課されるものであり、売上高の把握が必要となる使用料である。

イ．監査結果（意見）

卸売業者、仲卸業者等の売上高の把握は、上記の通り売上高割使用料の決定に欠くことにできないものである。

この点、札幌市中央卸売市場では、卸売業者の売上高は、毎月報告される月報により把握しているとのことであり、また仲卸業者の売上高割使用料は、直荷引きと呼ばれる、いわゆる市場外仕入の金額に応じて賦課しており、直荷引き金額については、毎月10日までに各社から報告を受けて把握をしているとのことであった。

しかし、売上高の把握については、各社からの報告だけに依存するのではなく、管理者からも売上高や仕入れ金額に過誤、不適切な報告がなされていないかチェック体制の構築が望まれる。

(3) 市場内で各業者が使用する運搬車両について

ア．概要

卸売業者や仲卸業者をはじめとする札幌市中央卸売市場を利用する業者は、市場内でフォークリフトやトラック、ターレット式運搬自動車などの運搬車両を使用することとなるが、場内を走行する運搬車両については、市が定める業務規程、秩序保持要領等に基づき、市場協会が構内運搬車両及び運転者登録規則を定め、市場協会が登録証等（構内運搬車両登録証及び構内運転許可証）を発行して管理している。

イ．規程等

市場内の運搬車両に関する規程等は、以下のとおりである。

業務規程（抜粋）

（市場秩序の保持等）

第 82 条 市場への出入、市場施設の使用、物品の搬入、搬出、場内の運搬並びに車両の通行及び駐車については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用、物品の搬入、搬出並びに車両の通行及び駐車を禁止することができる。

第 83 条 取引参加者及び市場入場者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、取引参加者又は市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置を採ることができる。

札幌市中央卸売市場秩序保持等に関する要領（抜粋）

（目的）

第 1 条 この要領は、札幌市中央卸売市場業務規程（以下「業務規程」という。）

第 82 条及び第 83 条に規定する事項の細目を定め、市場内における公共の利益及び秩序の保持を図りもって市場における業務の適正かつ円滑な運営を確保すること

を目的とする。

(交通規制)

第2条 業務規程第82条第1項に規定する市場に出入りする車両の通行及び駐車にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一般社団法人札幌市中央卸売市場協会入場車両登録規則(以下「入場車両登録規則」という。)により登録した車両以外は市場内に入場及び駐車をすることができない。ただし、中央卸売市場長(以下「市場長」という。)が特に許可した場合はこの限りではない。

業務規程第4条で定める休市日及び休市日以外の日に開場しないことと定めた日における車両の入場及び駐車は禁止する。ただし、市場長が特に許可した場合はこの限りではない。

2 市場長は、市場業務の適正な運営を確保するため必要と認めるときは、入場車両登録規則に定める入場車両登録証(以下「ステッカー」という。)の発行区分により、入場及び駐車を制限することができる。

(禁止行為)

第3条 業務規程第83条第1項に規定する市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為とは次に掲げるものをいう。

他人の売買行為を故意に妨害すること。

他人の物品を棄損し、又は搾取すること。

「ごみ」及び「残し」類を持ち込み投棄すること。

暴行、傷害、詐欺、横領、賭博、脅迫等の行為を行うこと。

市長の許可なく、市場において物品及び食品類の販売を行うこと。

第2条に定める交通規制に違反すること。

市職員、青果部運営協議会若しくは水産協議会の秩序保持に係る委員又は当該委員から委嘱された者及び一般社団法人札幌市中央卸売市場協会(以下「市場協会」という。)職員(以下「市職員等」という。)の指示に従わず、又は反抗的な言動をすること。

札幌市庁舎管理規則(昭和51年2月23日規則第6号)に定める禁止事項及びその他法令に違反する行為を行うこと。

その他前各号に類似すると市場長が認める行為を行うこと。

(違反行為の報告等)

第4条 市職員等は前条に掲げる行為があったと認めるときは、必要な措置を講ずるとともに必要に応じてその旨を市場長に報告するものとする。

(違反者に対する措置)

第5条 市場長は第3条に規定する禁止行為を行った者に対して、業務規程第83条第2項に定めるところにより、入場の制限その他必要な措置を採ることができる。

2 市場長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市場協会に対し、交付したステッカーを無効とし、没収するよう指示するとともに、没収した日の翌日から14日以内の期間を定めてステッカーの再交付を禁止することを指示しなければならない。

ステッカーを他人に譲渡し、又は貸与していたとき。

申請内容を偽ってステッカーの交付を受けたとき。

他人が交付を受けたステッカーを使用したとき。

第3条に定める禁止行為を行ったとき。

3 次の各号に該当した場合、速やかにステッカーを返還しなければならない。

登録した車両を使用しなくなったとき。
登録の資格がなくなったとき。
附 則（略）

札幌市中央卸売市場構内運搬車両運転者登録規則（抜粋）

（目 的）

第 1 条 この規則は、札幌市中央卸売市場（以下「市場」という。）における構内運搬車両（以下「運搬車」という。）を運転するもの（以下「運転者」という。）の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（運転者の登録）

第 2 条 運転者は、一般社団法人札幌市中央卸売市場協会会長（以下「会長」という。）の行う登録を済ませ、構内運搬車両運転者登録証（以下「運転者証」という。）の交付を受けなければならない。

（運転者の登録資格）

第 3 条 運転者の登録を受ける者は、道路交通法に定める自動車運転免許取得者で、次の各号の一に所属するものとする。

卸売業者

仲卸業者

関連事業者

前各号のほか市場長が特に必要と認めた者

第 4 条以下 略

札幌市中央卸売市場入場車両登録規則（抜粋）

（目 的）

第 1 条 この規則は、札幌市中央卸売市場（以下「市場」という。）に入場する車両の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入場車両登録証及びその発行区分）

第 2 条 入場車両登録証（以下「ステッカー」という。）は様式 1 によるものとし、その発行区分及び負担金の額は別表 1 のとおりとする。

（登録申請の手続き）

第 3 条 この規則に基づきステッカーの交付を受ける者は、次の各号に掲げる書類等を添えて一般社団法人札幌市中央卸売市場協会会長（以下「会長」という。）あて申請しなければならない。

入場車両登録申請書（様式 2）

車両検査証または軽自動車届出済証の写。

第三者の車両を借上げ使用するものは車両借上げ証明 書（様式 3）

別表 1 に定める負担金及び別表 2 に定める交付料

（ステッカーの交付）

第 4 条 会長は登録申請のあった場合、この規則に基づく審査及び必要な調査を行い、適合すると認めたときはステッカーを交付する。

第 5 条乃至第 7 条 略

（ステッカーの貼付する位置）

第 8 条 交付を受けたステッカーは、フロントバックミラーの裏面に貼付するものとする。
(ステッカーの譲渡及び貸与の禁止)
第 9 条 ステッカーは第三者に譲渡し、または貸与してはならない。
(ステッカーの有効期限)
第 10 条 ステッカーの有効期限は 1 年間とし、1 年毎に登録の更新を行うものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この期限を変更することができる。
第 11 条以下 略

以上の規程、規則等の通り、市場内で使用する車両及び車両を運転する者は、市場協会が定める構内運搬車両規則及び運転者登録規則に基づき、市場協会から構内運搬車両登録証及び構内運転許可証の交付を受け、車両の使用及び運転をすることとなる。

なお、これらの規則に違反して未登録の車両を走行させたり、運転許可証の交付を受けずに市場内で車両の運転をした場合には、札幌市中央卸売市場秩序保持等に関する要領第 3 条及び第 5 条により、ステッカーの没収、入場の制限その他必要な措置を採ることとなる。

ウ．監査結果

(ア) 市場内で使用する運搬車両登録証について (指摘)

施設損壊届の報告書によれば、市場内で使用するフォークリフトのうちの 1 台が事故を起こした際、場内運搬車両登録証が 6 年も期限切れとなっていたことが判明した。この件に関し、担当課からは、場内運搬車両の登録確認について、市場の出入り口で市場協会の交通防犯職員がステッカーの有効期限を確認しているが、遠方からの目視のために発見できなかったものであり、場内パトロールでも有効期限を確認している、との回答がなされた。

しかし、市場内に多数存在するフォークリフトをはじめとする運搬車両すべてについて貼付されているステッカーを市場出入口において目視で確認することは事実上不可能であり、パトロールで場内すべての車両の登録証の期限を確認することにも人員、時間上限界がある。

しかも、札幌市中央卸売市場入場車両登録規則第 10 条の通り、ステッカーの有

効期限は1年間であり、1年毎に更新が必要であるうえ、第2条に定める負担金、交付料を支払う必要があるのであるから、市場内の運搬車両が登録および更新が適正になされていること及びその管理は強く要請されているといえる。

そのため、登録車両を一元的にデータベース等で管理し、登録期限が切れた車両については再登録を催告するなどの仕組みの導入を検討すべきである。

(イ) 場内での交通事故について(意見)

場内での事故報告書によれば、フォークリフト運転による交通事故が複数発生しており、事故を起こした運転者が構内運搬許可証を取得していないケースが散見される。

上記札幌市中央卸売市場構内運搬車両運転者登録規則により、市場協会によって構内運搬車両運転者登録証の交付を受けていない者は市場内での運転が禁止されており、これが遵守されていないケースが複数あり、事故の原因となっている可能性がある。

市場内でのフォークリフト等の運搬車両の運転については、許可証のない者の運転を禁止することを徹底すると共に、許可証の交付を受けていない者が運転していた場合には札幌市中央卸売市場秩序保持等に関する要領第5条により、「必要な措置」として雇用主である卸売業者、仲卸業者その他の業者に対して何らかのペナルティーを科して、許可証の実効性を担保することが望ましいと考える。

また、許可証の取得および更新時には、市場内で発生している交通事故の状況の説明をするなどして注意喚起するとともに、講習会などを実施して、事故の防止につながる施策を講じることが望ましい。

(ウ) 市場内での施設損壊事故について(意見)

市場内で発生した事故に関連して、市場の施設が損壊した場合には、当該事故を発生させた業者に対して施設損壊届を提出させている。しかし、施設の修理状況については報告書が添付されておらず、修理状況や修理完了の確認状況などが把握できない状態となっている。

修理を実施した場合には、修理を実施した業者又は損壊した業者に修理状況報告書を提出させることが望ましい。

(4) 市場内の防災管理点検について

ア．概要

札幌市中央卸売市場では、外部事業者には防災管理点検の実施を委託しているが、防災管理の点から市場の設備及び体制、組織上に複数の不備が指摘されている。

イ．監査結果（指摘）

防災管理点検で指摘された具体的内容は、消防計画が現状に即して変更されていない点、自衛消防組織が設置されていない点、地震避難訓練がなされていない点、転倒防止措置や備品落下の防止措置がなされていない点、避難経路に物がおかれている点、などである。

また、監査人らが実施した施設視察でも、消火設備設置個所の前に商品が山積みされているなどの不適切な状況が見られた。

いずれの項目についても、災害、火災発生時には直ちに人命の危険に直結する問題である。また、防災訓練の不実施は被害の拡大を生じさせるもので、いつ発生するかわからない地震災害、また火災等に現状では対応できない可能性があり、これらの不備の指摘の改善は急務である。直ちに不備の指摘があった点を改善すべきである。

(5) 市場における警備員の配置について

ア．概要

札幌市中央卸売市場では、複数の出入り口があり、市場協会の職員である警備担当者が入退出者の管理を実施しているが、警備員が常駐していない時間帯もあり、警備上、衛生上問題がある。

イ．監査結果（意見）

市場構内の警備を行っている警備担当者は、市場協会の職員である。市場の主な出入り口に警備員詰所があり、市場で取引が行われ、関係者の出入りが活発である早朝から午前中にかけては警備員が常駐しているのに対して、関係者の出入りが希薄となる午後の時間帯には警備員が常駐しておらず、事実上誰でも市場に出入りが可能な状態となっている。

市場は生鮮食品等を取り扱い、衛生管理を徹底する必要があるところ、このような状況では警備上、衛生上問題があるというべきである。

この点については、開設者と場内事業者で長い時間かけて議論してきた経緯があり、警備員の配置のほかにも管理センターの位置変更も含む出入口の集約、E T Cのようなシステム導入による車両入退場管理の徹底、自動認証システムの導入による入退場者の管理などについて、様々な機会をとらえて場内で議論してきた経過があるとのことであるが、いずれの方策も費用面や運用面での課題を多く抱えており、結論には至っていないとのことであった。

24 時間体制ですべての出入り口に警備員を常駐させることは費用・運用の面から困難であるが、効果的な方法の検討を継続して、実効性のある警備体制の構築をすることが望ましい。

(6) 水産検査員の人選について

ア．概要

札幌市中央卸売市場では、卸売業者・仲卸業者等の生鮮食料品の取扱い等について検査員を配置して、日々の取引・流通状況の検査を実施している。なお、検査員は会計年度任用職員として水産・青果合わせて6名の係員が検査を実施している。

イ．監査結果（意見）

水産の検査員3名について、履歴書等を確認したところ3名とも札幌市中央卸売市場の卸売業者である曲々高橋か丸水の出身者である。

専門性の高い職種であるため、やむを得ない部分もある旨は承知するが、検査員は中立厳正に検査を実施する必要があることから、本来的には検査を受ける側であ

る卸売業者の出身者が検査員となることは利益相反の問題を生じると考える。札幌市中央卸売市場の卸売業者出身者以外の者も登用する努力をすることが望ましい。

(7) 市場の事業継続計画 (BCP) について

ア. 概要

第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトにおいて市場の事業継続計画については以下の取組を検討している。

○ 日々の備え

課 題		取 組
全 般	事業継続のための 人員体制の検討	○市場全体の事業継続計画 (BCP) の策定や各事業者の BCP 策定に関する啓発 ○策定した計画の適宜見直し
地 域	非常時に使用する 設備等の使い方の 周知と訓練の実施	○災害に対する意識向上や BCP の確実な運用のための防災訓練等の実施 ○緊急時の連絡体制の整備
備 蓄	市場の電源維持体 制の構築	○保管施設や輸送手段を確保するための災害に強い設備体制の検討 (各施設間で電気を融通する仕組みの構築、多様なエネルギーの導入検討)
感 染 症	感染症拡大防止に 必要な物資の備蓄	○災害発生時に必要となるマスクやアルコール等の物資の計画的な備蓄

○ 発生時の対応

課 題		取 組
全 般	被害の状況や取引 方法の変更等を関 係者に周知する体 制の構築	○緊急災害対策連絡会議等により、迅速かつ統一的な情報共有 ○BCP に基づき、関係事業者の安否確認や施設の安全確認の実施 ○状況に応じて、全国中央卸売市場協会災害時相互応援協定等へ支援要請
	安全の確保と市場 機能維持との調整	○災害の種別、被害状況及び被災の期間等に応じた対応 (取引手法の変更など) ○商品の適切な管理のため、市場内及び周辺の数地内に保管場所を確保

令和4年10月の豊洲市場にある屋外駐車場で車13台が焼ける火事があった。東京消防庁によると、屋外駐車場でトラックなど計10台以上が燃えたとみられ、約1時間後にほぼ消し止めた。けが人はなかった。また警視庁によると、荷受けに来たとみられる50代男性のトラックが火元で、男性がエンジンをかけたまま車を離れた

際に出火し、付近の車も焼けたという。市場建物への延焼はなかった。今回のケースでは、市場の取引に影響は少なかったとみられる。

イ．監査結果（意見）

今回のケースのように、卸売市場外では通常の活動が行われているが、卸売市場エリア内で取引ができない状況になった場合等の代替地による卸売市場の一時的な開設及び一時保管施設についての検討等がされていないようである。そのため、このようなケースも織り込んだ事業継続計画の検討が必要である。

（８）市場外のトラックの待機について

ア．概要

札幌市中央卸売市場の青果棟に接している環状通（市場側）に市場関係トラックが違法な駐車あるいは一時停止をしているのが散見される。同時に、市場内の北側屋外駐車場を見ると、一般車両とともにトラックがほぼ満車状態で駐車され、また、水産棟や青果棟横にも数多くのトラックが横付けされている。



イ．監査結果（指摘）

この原因は、場内における輸送動線の錯綜、複雑な仕分け作業の発生など荷物の搬入・搬出するトラックが一時的に市場に入りきれなくなっていることを原因としていると思われる。

事故を未然に防ぐためにも、車両の動線の再検討や車両の一時的退避エリアを確保する等の対策が必要と思われる。

（９）市場と農政との関係強化の必要性

ア．概要

札幌市中央卸売市場の第２次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトにおける札幌市中央卸売市場活性化の取組の地域経済に貢献する市場において、取引の強化として販売力・集荷力の強化が挙げられ、市場関係事業者による新たな取り組みとして、「生産者と実需者を結ぶコーディネート機能の強化（生産者支援）- 規格外品や未利用魚等を活用した生産者支援や生産者との実需者のマッチング」、「一次加工や中食等のニーズに対応した商品開発 - 川上、川下からの情報が集まる場の利点を活かした商品開発」「北海道産品の道外での販売強化 - 北海道産品を首都圏や海外などへの販売を強化していくための取組」等が取組事業例とされている。

また、札幌市農政部の第２次さっぽろ都市農業ビジョン（平成 29 年 1 月）におけるアクションプランにおいても、市民に信頼される持続可能な「さっぽろ農業」の農業経営の安定化（生産力と販売の強化）への特色ある農産物の生産振興の施策は、「消費者ニーズに沿った生産支援 - 消費者や実需者のニーズに的確に対応した農産物を選定し、地域に適合した作物・品種の生産普及に努める」あるいは「地域資源のブランド化推進 - 地域の特性を生かした農産物のブランド化を推進する」等が取組内容とされている。

イ．監査結果（意見）

両者には、消費者ニーズに沿った生産支援、農産物のブランド化あるいは食育の観点等共通の取組が掲げられているが、監査をする中で、現状では市場と農政部での連携が十分とられているとの認識には至らなかった。

札幌の魅力ある市場づくりのためには、市場関係者(卸売業者、仲卸業者及び市場開設者等)が連携、情報交換し、これまで集荷していなかった産品について、産地にアプローチし市場出荷へ誘導する。また、これから増産、ブランド力強化を目指す産品について市場の流通網を活かして販売拡大を図る必要がある。

また、実需者の要望に基づく販路開拓販売店など川下が持つ意見、情報等を収集し、新たな品目、生産方法、ブランド化の検討など、産地にフィードバック、提案するなど産地との連携を図り、実需者が求める品揃えを目指す必要もある。

この際には、農業関係者(ＪＡや農業従事者)だけでなく、札幌市の農政部も一緒になって実需者が求める品揃えを整えられるよう農業従事者のサポートをする。

また、食育の観点から、小中学校の給食への地場産品の供給をさらに進めるとともに、魅力ある市場及び札幌の農業を知る機会として札幌市中央卸売市場の見学とさっぽろさとらんどの見学をパッケージで行う等も検討する必要があると思われる。

このような連携した取り組みができれば、食育だけではなく札幌の農産物のブランド化などにも寄与できると思われる。

(10) ITを活用した市場の活性化

ア．ITを活用した市場のスリム化・集約化について

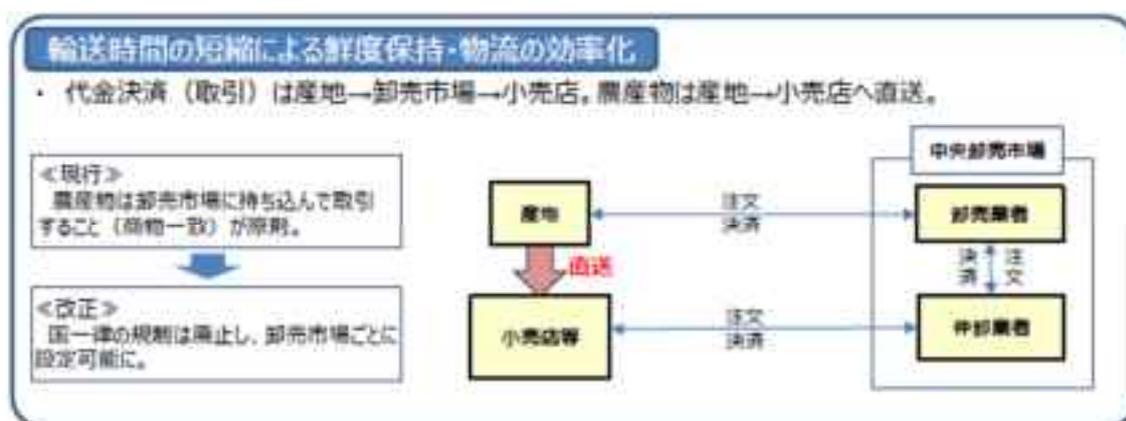
(ア) 概要

2020年6月に卸売市場法の改正が行われ商物一致の原則が廃止された。商品は卸売市場に持ち込んで取引すること(商物一致)が原則であったが、商物一致の原則の廃止により、現物を市場に搬入しないまま取引方法は卸売市場ごとに設定できるようになり、代金決済(取引)は産地 卸売市場 小売店、商品は産地 小売店へ直送することができる。

商物一致原則の廃止のひとつのメリットとしては、商品について卸売市場を通さずに済むため、輸送時間の短縮・輸送コストの削減等が期待されており、早くかつ新鮮に消費地に商品を届けることが可能になると考えられる。

しかし、上記撤廃により、各市場で一律に商物一致取引が禁止されたわけではなく、商物一致の原則を維持する場合には、各市場において条例等で規定することとなった。

札幌市中央卸売市場では、市場内事業者との協議により、従前の体制を維持することが適当と判断したため、商物一致原則は引き続き条例で規定することとし、例外的に一部商物分離取引を認めることとした。



（参考）卸売市場法改正により期待されるビジネスモデル（農林水産省）

一方で、札幌市中央卸売市場では、取扱数量の減少、市場施設の低い稼働効率、品質管理等に関する施設整備が不十分（第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトSWOT分析）などを弱みとして認識している。また、市場内の動線等についても経営展望策定委員会施設利用WGでは、場内における輸送動線の錯綜、複雑な仕分け作業の発生、品質管理等に関する施設整備が不十分であること等を問題点として認識している。

（イ）監査結果（意見）

札幌市中央卸売市場においては、前述のとおり、市場内事業者との協議を踏まえて商物一致原則を引き続き条例で規定することと判断しているが、一部の商品では商物一致の原則の廃止により、卸売市場を通さずに済むため、流通ルートの効率化や輸送時間の短縮、輸送コストの削減、市場の混乱の解消などが期待され、整然たる取引が可能となり、卸売市場に係るコストが相当削減される可能性もある。

しかし、商物分離取引においては、卸売市場の機能である価格形成機能（需要と供給を反映した生鮮品の価格を決定する公正で透明性の高い価格決定の機能）の明瞭性・適時性の維持に十分な配慮が必要であり、これに対応するためITの活用が不可欠と考えられる。

今後は、ITを活用した市場のスリム化・業務のスリム化についての検討が強く求められると思われる。

イ．事務処理の簡素化

（ア）概要

中央卸売市場においては、公正な取引を確保するため、卸売業者及び仲卸業者に対して、各種の申請、報告等の開設者への提出が課されており、開設者が業務規定により独自に課しているものもある。

（イ）監査結果（意見）

次ページの通り、札幌市中央卸売市場においては、法令の規定のない多くの届け出については、不要あるいは随時としており、他の市場以上に事務処理の簡素化を図っている。

監査において各簿冊を通査したが、各提出書類は、大変ボリュームがあり、提出頻度が随時（実際は毎日）となっているものもある。これらは、ほぼ書面による届けとなっている。必要性・重要性について検討し、電子データでの提出を認める等さらなる事務処理の簡素化を図るべきであると思われる。

届出内容	法令による規定	業務規程(提出頻度)		
		A市場	B市場	札幌市
上場順位変更届出	なし	必要(随時)	不要	不要
支払猶予特約承認申請	なし	必要(随時)	不要【保存義務のみ】	不要【保存義務のみ】
仕切書・仕切金特約の届出	なし	不要	不要【保存義務のみ】	不要
販売条件等承認申請	なし	必要(随時)	不要	必要(随時)
販売担当者届出	なし	必要(随時)	不要【保存義務のみ】	不要(販売担当課は必要)
市場外施設設置届出	なし	必要(随時)	不要	不要
出荷・完納奨励金承認申請	なし	必要(随時又は年1回包括)	不要	必要(随時又は年1回包括)
販売原票の副本提出	なし	必要(毎日)	必要(毎日)	必要(毎日)
せり開始時刻前の卸売承認申請	なし	必要(随時)	不要	不要(該当なし)
せり開始時刻前の卸売結果報告	なし	必要(月1回)	不要	不要(該当なし)
相対品の予約相対取引に係る承認申請	なし	必要(随時)	不要	必要
相対品の予約相対取引に係る結果報告	なし	必要(月2回)	不要	必要(月1回及び年間報告)
売上高月計表	なし	必要(月1回)	必要(月1回)	必要(月1回)
卸売の代行の承認・休止届	なし	必要(随時)	不要	不要
卸売の代行の取扱高報告	なし	必要(月1回)	不要	不要
開設区域内販売(承認申請又は届出)	なし	必要(随時)【承認制】	必要(随時)【届出制】	必要(随時)【承認制】
事故品等検査申請	なし	必要(随時)	必要(随時)	必要(随時)
せり物品の相対取引に係る承認申請	なし	必要(随時)	必要(随時)	不要(届け出は必要)
せり物品の相対取引に係る結果報告	なし	必要(月2回)	不要	不要
第三者販売許可申請	なし	必要(随時)	必要(随時)	必要(随時)
第三者販売結果報告	なし	必要(月2回)	不要	必要(月1回)
市場間連携・業者間連携承認申請	なし	必要(随時)	必要(随時)	必要(随時)
市場間連携・業者間連携結果報告	なし	必要(月1回)	必要(月1回)	必要(月1回)
場外保管場所指定申出	なし	必要(随時)	必要(随時)	必要(随時)
電子商取引承認申請	なし	必要(随時)	必要(随時)	不要
電子商取引結果報告	なし	必要(月1回)	不要	不要
卸売予定数量・卸売結果報告	なし	必要(毎日)	必要(毎日)	必要(毎日)
直荷引き許可申請	なし	必要(随時)	必要(随時)	必要(随時)
直荷引き結果報告	なし	必要(月1回)	必要(月1回)	必要(月1回)
受託契約約款承認申請	なし	必要(随時)	必要(随時)	必要(随時)
せり人登録申請	なし	必要(随時)	必要(随時)	必要(随時)
委託手数料率届出	なし	必要(随時)	必要(随時)	必要(随時)

(出典：農林水産省-H26.12 「公正かつ効率的な売買取引の確保」
(札幌市中央卸売市場は監査人により加筆))

(11) 公共施設としての地域への貢献

ア．概要

札幌市中央卸売市場は、全国から集まった生鮮食料品などを、小売店（スーパーなど）、外食事業者（レストランなど）、加工業者へ販売する拠点である（札幌市中央卸売市場ホームページ）。一方、市場関係者（開設者、卸業者、仲卸業者等）の取引のための施設としての性格から札幌市民にとって身近な存在とは言い難い側面がある。

イ．監査結果（意見）

卸売市場は食品物流拠点としての機能だけでなく、他の社会的な役割を果たしていくことも求められている。

まず、食品を扱う施設という性質から、食育や食文化の継承に関する取組が必要である。旬を感じることができる卸売市場は食文化の拠点であり、卸売市場での食育の取組には、市場見学会、市場内での料理教室、市場に関する印刷物の配布・ホームページにおける情報発信が挙げられる。札幌市中央卸売市場においても、市場見学会、市場内での料理教室、市場に関する印刷物の配布・ホームページにおける情報発信を行っている。

また、卸売市場はその運営に伴って大量にエネルギーを消費するとともに、食品廃棄物等を大量に排出する施設であることから、卸売市場の運営に伴う環境負荷の低減も社会的役割として対応する必要がある。

さらに、卸売市場の敷地の広さや物流機能を活かした災害時の対応拠点や非常時のライフラインとしての役割も市民生活の安全・安心を担保する上で重要である。札幌市中央卸売市場の近くには、札幌競馬場や北海道大学など敷地が広い施設もある。特に冬は建物がある札幌市中央卸売市場は重要であり、災害時の対応拠点や非

常時のライフラインとしての役割を果たすことができる。

こうした社会的な役割を果たしていくとともに、札幌市中央卸売市場の社会インフラとしての重要性を市民に発信し、理解を得ていく取組も必要である。

4.2 第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトに関する事務執行について

4.2.1 監査概要

(1) 第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト

札幌市中央卸売市場では、平成23年度(2011年度)から令和2年度(2021年度)を計画期間とする第1次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト(以下「第1次プロジェクト」という。)が策定され、同プロジェクトに従い、開設者及び市場関係事業者によって、社会情勢の変化に対応しながら、真摯に取り組まれてきている。

第1次プロジェクトは令和2年度までの計画期間とされたが、期間満了後においても、今後「持続可能な強い市場」であり続けるため、第1次プロジェクトを継承する、令和3年度(2022年度)から令和12年度(2030年度)までを計画期間とする第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト(以下「第2次プロジェクト」という。)を策定した。

本監査は、新たに始まった第2次プロジェクトの初年度にあたる令和3年度の事務執行状況を確認し、適法性、有効性、経済性の観点に加え、進捗率、達成可能性等も含め監査を実施した。

(2) 実施した監査手続

保管されている簿冊を中心に査閲し、第2次プロジェクトの推進体制に関わる各ワーキンググループ(以下「WG」という。)の担当者への質問、簿冊外の内部検討資料等の閲覧により、監査を実施した。

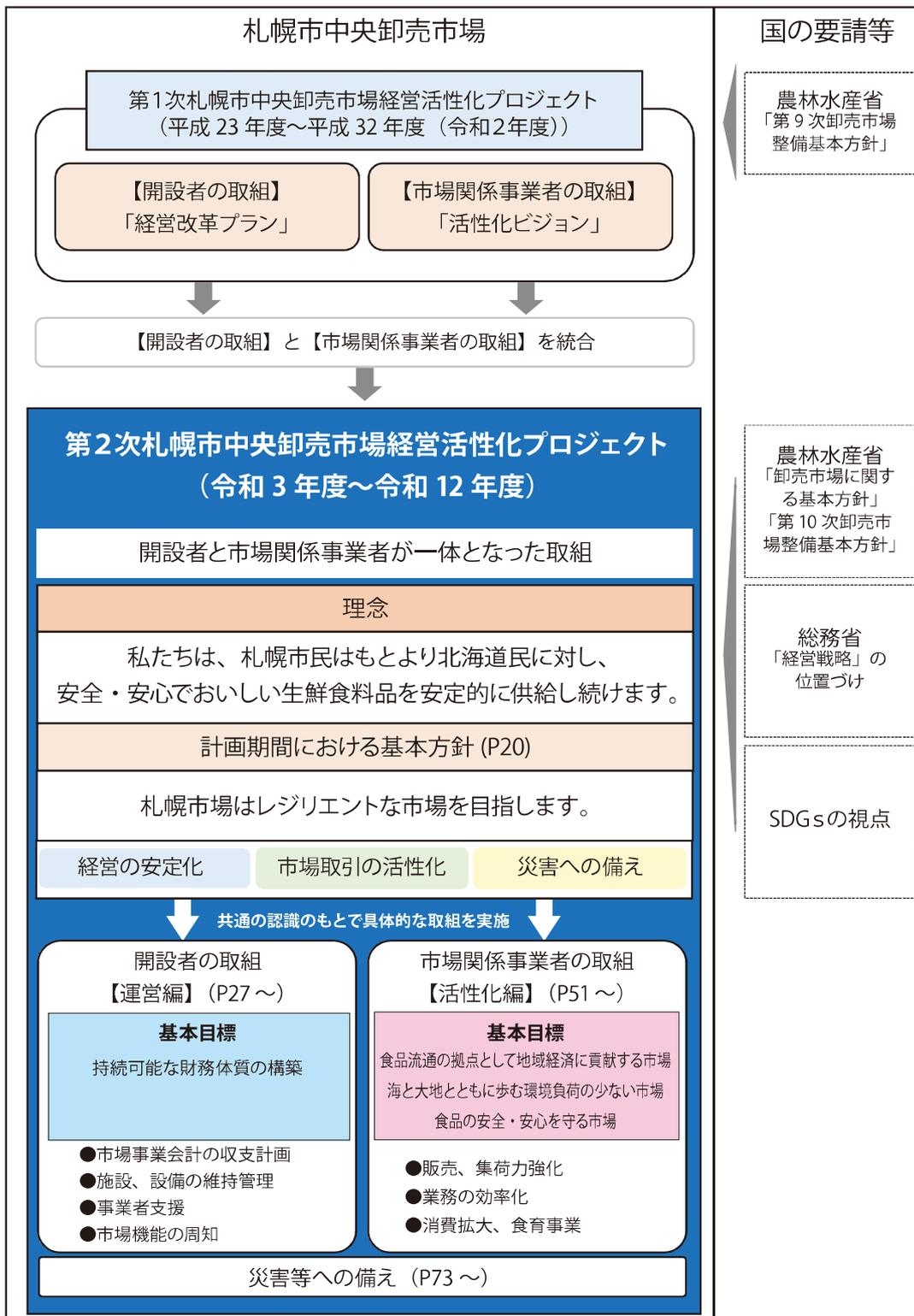
4.2.2 計画の全体像及び第2次プロジェクトの推進体制について

第2次プロジェクトの計画の全体像は次項のとおりである。

この全体像のもと第2次プロジェクトにおける各取組は、開設者自身が積極的に取り組むことは当然として、そのみならず、開設者が市場関係事業者と協力し、意見交換をしながら、より安全・安心でおいしい生鮮食料品を安定的に供給することを目指す市場作りに邁進していくことが非常に重視されている。

その推進体制として、経営展望推進委員会と7つのWG(第1次プロジェクトの際の委員会やWGを再構築したものを)を設けている(【推進体制】図参照)。

【 計画の全体像 】



【出典：第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト 2021-2030】

【推進体制】



【出典：第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト 2021-2030】

経営展望推進委員会は、開設者・各WGのリーダー・外部委員等により構成された上部組織として位置づけられており、各WGにおける取組の内容や実施状況等について共有し、第2次プロジェクトの取組状況全般を把握しその推進体制を統率する役割を担っている。

次に、WGは、第2次プロジェクトの各取組項目を大きく7つのテーマに分けて設置し、開設者の職員を事務執行担当者として割り当てるとともに、市場関係事業者から選出された15名程度の委員により構成され、市場関係事業者との積極的な議論と意見交換の場として設置されている。

このような体制を構築することにより、第2次プロジェクトの各取組みについて、市場関係事業者の意向を積極的に取り込みながら、全体目標の達成に向かうことを可能としている。

そして、WGの事務執行担当者は、WGの開催を通じた市場関係事業者と積極的な議論と意見交換を行うことはもちろんのこと、それに限らず、主体的に市場

関係事業者との意見交換を行いながら、各取組の目標達成に向かい効率的な事務執行を行うことが求められており、こうした開設者における事務執行がいかに有効かつ効率的に実践されているかが第2次プロジェクトの目標達成に大きく影響するものと考えられる。

4.2.3 第2次プロジェクトの取組についての令和3年度の活動状況

各取組は、7つのWGに分類されており、それぞれに開設者の事務執行担当職員が割り当てられていることから、WGごとに、各取組の目標(単年・複数年単位)に対する令和3年度における取組みを調査し、監査人独自のその達成度・進捗率及び第2次プロジェクトが掲げる10年目標が達成できるか否かに関する評価(A:可能性が高い、B:可能性がある、C:可能性が低い)を行った。以下、各WGの第2次プロジェクトの取組みに関する監査の結果を述べる。

(1) 販売集荷強化WG

ア. 概要

第2次プロジェクトにおける取組内容		10年目標	R3実績	進捗率 達成率	評価
1	新たな共同事業の実施*1	3件	0件*2	0%	C
2	新たな事業の実施*3	12件以上	5件	41%	B
3	産学共同イベント実施	年1件以上	3件*3	100%	A
4	市場関係事業者による認証の取得	5件	0件*4	0%	B
5	HACCP等に沿った衛生管理	HACCP 契約書 作成率 100%	100%	100%	A
WGの開催状況					
1	R3.9.6-9.16	開催 書面	議事録	結果報告	
2	R4.2	開催 書面	議事録	結果報告	

*1 新たな共同事業:複数の市場関係事業者で行うものや、市場関係事業者と開設者との間で共同するもの(開設者において輸出証明を行えるようにすることなど)によって、市場を通じた取引の増量を実現する。

*2 令和3年度第2回経営展望推進委員会資料2において、着手件数が「令和3年度1件」となっているが、実際には、準備検討まで進んだが頓挫し事業開始に至らず終了したため実績は0件であった。

*3 北海道食文化研究会セミナー等

- *4 令和3年度第2回経営展望推進委員会資料2において、実績欄に3件として報告がされているが、いずれも令和2年度中のものであり、実績は0件である。

イ. 監査結果

(ア) WGの開催及び結果について

コロナ渦にありながら、書面開催とはいえ、WGを2回開催するとともに、その事前資料は充実し、事後においても、各委員から出された意見を議事録に残して記録化している点は、十分に評価される。

また、第1次プロジェクトの際から行っていた毎年のアンケートを実施し、得られた回答を記録化するなど、市場関係者からのヒアリングにも積極的に、状況に対応した効率的な事務執行であると評価される。

(イ) 個別の取組について

- a. 新たな共同事業の実施（複数の市場関係事業者が主体的に共同で輸出事業の実施）（意見）

令和3年度における開設者の取組みとしては、複数の市場関係事業者が主体的に共同で輸出事業を実施する検討が進められており、開設者も同事業を後押しする方策を検討してきた。具体的には、本来輸出事業者が行う輸出証明の取得など色々と手続きを要する部分について、開設者が輸出証明書を発行できるようにすることである。開設者によれば、令和4年度中に動き出せる予定であるということである。

この取組は、第2次プロジェクトにおける「安定した収入の確保」の「市場関係事業者の輸出促進支援」に該当し、その支援業務は、令和6年から事業を開始し、第2次プロジェクト期間における効果額は、2,110万円を目標に据えている。

この点、この2,110万円の根拠は、輸出売上高実績が、平成30年度の実績18.8億円(売上高割使用料470万円)から、令和12年度に倍増の約40億円(売上高割使用料1,000万円)に達するものと見込み、令和6年度から令和12年度各年度の輸出増加額の売上高割使用料を積み上げたものである。

新型コロナウイルス感染症拡大により輸出売上においても大幅な変化が生じた以上、その効果額の算定について、例えば、実際に共同事業を開始するという際の前年度の輸出売上高実績を基準に算定しなおすなど、臨機応変にその効果額の修正を認めるべきである。

一方で、上記以外の点に関する開設者の具体的な取組みについては、見受けられなかった。開設者からは、開設者のアイデアによる事業では、長期間の事業も定着せずに終わる恐れもあり、あくまでも個々の事業者の自主的な発想による事業を支援するのが望ましいものと考えているとの見解であった。

しかし、開設者が有する知識・制度などは、市場関係事業者の知らない部分もあり、開設者は情報を集約できる可能性もあるし、いろいろな情報をもとにして、積極的に関わっていく局面もあるべきである。

中でも、馴染みやすい補助事業は、すでに開設者において検討をしているものもあるようであるが、やはり情報を入手しやすくどのような事業に利用できるか、それを利用できる事業者はどのようなところかの判断は、行政側が長けているのであり、共同事業の実施という側面においても、市場関係事業者が利用できるよう積極的な案内を試みるべきである。

b .新たな事業の実施(売上高の拡大効果を意識した新規事業展開)(意見)

令和3年度は、5件の新規事業の着手があり、10年で12件以上とされる数値目標は容易に達成できると考えられるものの、令和3年度におけるこの5件の新たな事業に伴う売上高は、約32万円に過ぎなかった。

販路拡大支援事業全体の計画目標値が10年で6,510万円であることを考慮すると、10年累計12件以上の新たな事業の実施が叶ったとしても、事業全体とはいえ計画目標の達成は困難となる。それゆえ、件数の点では目標を超える達成率が見込まれるとはいえ、販路拡大による売上高の拡大効果を意識した新規事業展開がなされることが求められている。

c .経営展望推進委員会の資料について(意見)

同委員会の会議開催の資料において、その取組状況の報告にあたり、着手件数が「令和3年度1件」とされていたが、実際には0件であり、第2次プ

プロジェクトの対象期間より前の実績値が報告されていた。

そのような資料となった原因はさておき、本件に限らず、同委員会が、各WGの取組状況を正確に把握するためにも、実績値に関する報告は、正確にすべきである。意欲喚起のため過去の実績値を資料とすることは否定しないがかえって現状認識を見誤る可能性があり、年度ごとの実績値は、正確な事実に基づかなければならず、そのような資料作成に留意すべきである。

(2) 施設利用WG

ア. 概要

第2次プロジェクトにおける取組内容		10年目標	R3実績	進捗率 達成率	評価
1	受益者負担の適正化（市場施設・用地の利用に応じた負担）	7,080万円*1	約62万円	0%*2	B
2	市場施設の有効活用	1,100万円	61万円*3	10%	B
3	計画的な施設の更新・修繕費用の抑制	1億円	177千円 *4	17%	B
4	資源リサイクル施設のあり方検討	6,480万円削減	開設者内部協議中	20%	B
5	多様なエネルギー機器の導入	導入検討事業者10社	相談1社 *5	10%	B
6	物流の効率化	導入検討事業者10社	なし	0%*2	B
7	施設利用実態の整理と受益者負担	受益者負担ルール設定	なし	10%*2	B
8	入退場管理	ルール設定	なし	0%*2	B
WGの開催状況（時期、方法等）					
1	R4.3.4-3.25	開催 書面	議事録	結果報告	

*1 第2次プロジェクトにおける取組により、利用者が受益に応じて負担した額の総額

*2 具体性のある検討までは認められず、次年度以降の取組み次第である。

*3 第2守衛室隣接駐車場に11台分の契約に至った。

*4 担当職員の人件費を収益的支出から資本的支出に振替えることによる49,

000千円の計上は認められない(監査結果(イ)b.計画的な施設の更新・修繕費用の抑制参照)。

- *5 フォークリフトや構内運搬車の電動化の流れから、充電設備の導入についての検討も開始している。

イ. 監査結果

(ア) WGの開催及び結果について(意見)

施設利用WGは、年度末に書面で開催されているが、その内容は、抽象的な報告に留まる内容にすぎず、事前の意見集約もなく実質的な議論は全くないものであり、次年度に持ち越したと同然である。開設者からは、事前に各委員に説明に出向き、その際に意見等も伺い、また、場内巡回による実態調査をさまざまな時間に実施し、その際に現場での意見収集を行っていたとの説明があったが、同意見がWGの書面開催の資料とされ、委員に共有された事実はなく、記録上、その事実は確認できない。

施設利用WGは、市場全体に影響がある重要な取組が検討項目とされているものであり、今後積極的な議論、審議なくして、施設利用WGの取り組みの達成は困難である。

(イ) 個別の取組について

a. 受益者負担の適正化(意見)

前年度から協議が進められていた青果部パレット置き場について令和3年度より、業務規程に定められた使用料の支払いが開始し、結果、617,100円の収入があった。

しかしながら、令和3年度においては、それ以外の受益者負担の対象となる市場施設や用地の候補に関し、具体的に検討が進められている状況は確認されなかった。

b. 計画的な施設の更新・修繕費用の抑制(指摘)

第2次プロジェクトにおいて、計画期間中の「計画的な施設の更新・修繕費用の抑制」の効果額を1億円と設定し、「適切な人員配置と体制づくり」

の効果額は含めていない（第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト 2021-2030 45頁）。

一方、開設者は、効果額の内訳を、設備の計画的な更新を行うことで50,994千円、担当職員の人件費を収益的支出から資本的支出に振替えることによる49,000千円の合計1億円であるとし、第2次プロジェクトにおける計画期間中の「計画的な施設の更新・修繕費用の抑制」にをあてはめ、「適切な人員配置と体制づくり」にをあてはめた理解をしている。

しかしながら、既述のとおり、そもそも第2次プロジェクトは、「計画的な施設の更新・修繕費用の抑制」の効果額を1億円と設定しており、「適切な人員配置と体制づくり」の効果額を含めてはいない。さらに、仮にこれを含めるとすれば、職員の人員配置に伴う人件費の計上方法が、収益的支出から資本的支出に変更されるという会計上の処理によって49,000千円もの効果を上げたかのような結果を見出すこととなり、真の計画の効果を反映したものといえないばかりか、かえって、市民に、過大な成果があったかのような誤解を与えるものである。

したがって、開設者の認識を改め、担当職員の人件費を収益的支出から資本的支出に振替えることによる49,000千円もの効果額を加算して計上することなく、「計画的な施設の更新・修繕費用の抑制」の取組みを推し進めるべきである。

c. 資源リサイクル施設のあり方検討について（指摘）

資源リサイクル施設のあり方をめぐり、開設者内部における定期的な会議が開催され、令和7年度資源リサイクル施設の停止案が取りまとめられた。その際、一番の検討事項である、資源リサイクル施設の停止によって、同施設建設時に国から受けた補助金約1億6,300万円の返還の可否に関しては、稼働10年をもって返還不要との考えに基づき作成された。しかし、その後、国に確認した結果、ボイラーは17年、建物は31年使用しないと補助金は全額返金義務があるとの回答に接している。本来この確認が議論の出発点とされるべきであったが、その失念により定期的な会議それ自体が無に帰したものであり、非効率な事務執行であったと認められる。

資源リサイクル施設については、補助金を全額返還してでも稼働を停止

するのか、多額の維持費を負担しながら稼働を継続するのは、第2次プロジェクトのみならず市の財政に影響する重大な点であり、より集中的に、議論を進め、早期に方針決定を行うべきである。

(4) 取引適正化WG

ア. 概要

第2次プロジェクトにおける取組内容		10年目標	R3実績	進捗率 達成率	評価
1	買出人制度の整備・法改正後のルール見直し	R6を目処にルール見直し	水産部買出人要領の整備、取引円滑化のための規則改正	50%	A
2	精算事務の効率化	R6を目処に効率化策の実施	水産部リアルタイム口座振替の稼働*1	50%	B
WGの開催状況(時期、方法等)					
1	R3.11.9	開催 書面	議事録 結果報告		
2	R4.1.12-1.17	開催 書面	議事録 結果報告 意見等の集約記録が詳細。		
	R4.1.24-25 水産部会開催				
3	R4.3.10-3.15	開催 書面	議事録 結果報告		

*1 青果部については、直ちに水産部と同じ精算事務とすることが実情に沿わない面があり、どのようにすれば効率的な精算処理が可能となるか議論がされている。

イ. 監査結果

(ア) WGの開催及び結果について(意見)

取引適正化WGの各会議について、その議事録が作成されておらず、また、審議結果についての報告が各委員にされていない。

しかし、とりわけ令和4年に入ってから各ルール作りに向けた開設者担当者における対応は、限られた時間の中で、効率的かつ十分な事務執行で

あったと評価される。

(5) 組織改革 & 食育事業WG

ア . 概要

第2次プロジェクトにおける取組内容		10年目標	R3実績	進捗率 達成率	評価
1	観光客の取り込み	前年度比プラス	なし	0%	B
2	食育ツアーの実施	夏冬各1回実施	なし*1	0%	B
3	食育事業及び消費拡大事業の推進	イベントの実施年 6件以上	6件	100%	A
4	各事業者の人材確保	講習会開催年1回 以上	実施*3	100%	A
5	事業所内保育所の整備	職場環境の整備(保 育ニーズの把握)	利用者2名 のみ。	0%	C
6	環境負荷軽減に向けた 取組	生ゴミ量の削減 10%	フードロス 取組 0.3%	0%	B
WGの開催状況(時期、方法等)					
1	R3.9.14-9.30	開催	書面	議事録	結果報告

*1 R4.1.29 実施予定の子供向け食育ツアー(市場見学+調理実習)の準備が整っていたが新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となっている。

*2 新型コロナウイルス感染拡大の中、青果お買い物キャンペーン・料理教室等6件が実施された。

*3 電子帳簿保存法・インボイス制度講習会を実施した。

イ . 監査結果

(ア) WGの開催及び結果について(意見)

保育所問題・生ゴミ削減が最大の議論テーマのはずであるが、第1次プロジェクトにおける令和2年1月28日の委員会から1年半以上が経過した令和3年9月に開催したWGは、内容において何も進展もなく意見もなく、単に、状況確認に留まるものであり、WGの実質を成していないと言わざるをえない。

(イ) 個別の取組について

a. 事業所内保育所の整備（意見）

第2次プロジェクトにおける初年度の業務が、利用者のニーズ把握のための期間とされ、その調査がなされていることが認められた。

しかし、現実的に事業所内に保育所を整備しそれを維持するためにどれほどの費用を要し、どの程度利用者数を確保しなければならないのかは、第1次プロジェクトの段階から検討されており、事業所内保育所を整備する選択肢はなく、およそ不可能であることは自明の理であった。提携先の近隣の企業主導型保育園への通園者数もわずか2名という現実からも、相当数のニーズがあって開設を迷うような状況にすら全くない。

それにも関わらず、表向き保育所の整備を検討しているという状況を維持するため利用者のニーズ把握期間とだけ位置づけ、調査をすること自体にいかなる意味が見いだされるといえるのか不明である。

この点、開設者からは、「本取組においては、現時点までに整備に向けた執行額は発生しておらず、議論の進め方等も適切であるうえ、課題認識自体は社会性もあるものであり、あえて現時点でプロジェクトから除外する必要性を感じない」との意見がされたが、結論が明らかであるにも関わらず、プロセスの正当性を論じる意味はなく、事業所内保育所の整備の取組については第2次プロジェクトの取組から除外し、その余の取組に時間と労力を注ぐべきである。

b. 環境負荷軽減に向けた取組（意見）

生ごみ量の削減目標として、10%削減が掲げられているところ、令和3年中、円山動物園への廃棄野菜提供がされるもその効果は、0.3%に留まっているとのことである。現在さらに検討を始めているフードバンク団体への食材提供、民間団体による食品ロス削減に向けた取組みにおいて、その削減率が向上することが期待される。

(6) コンプライアンス推進WG

ア. 概要

第2次プロジェクトにおける取組内容		10年目標	R3実績	進捗率 達成率	評価
1	人材確保。人材育成。	講習会年1回以上 実施	1回実施*1	-	B
2	コンプライアンスの 推進	コンプラ意識向上 年のべ700人	コンプラ研修 等の状況確認	-	B
WGの開催状況(時期、方法等)					
コンプラ研修実施状況確認アンケートのみ					

*1 組織改革&食育事業WGと協賛

イ. 監査結果

(ア) WGの開催及び結果について(指摘)

第1次プロジェクト時代の平成30年の開催を最後に、以後、1度もWGが開催されておらず、事務執行の有効性に疑問がある。この点、開設者の説明によれば、WGの開催については、平成28年9月6日のコンプライアンス推進会議(WGの前身組織)において、会議への報告事案(=会議の開催)基準が決められ、同基準によれば、「法令違反により一部業務停止や過料に相当する指導・改善命令を受ける事態」、「食の安全に関わる法令違反による処分」、「会社の社会的信用を著しく失墜させるもの」、「会社の存続を脅かすこと」、「市場の信用を著しく失墜させるもの」に該当する場合にWGを開催するものとされているとのことである。そのため、同基準に該当する事案がない以上はWGの開催に至っていないとのことである。

しかし、そもそもコンプライアンスを推進することは、問題が起きてからでは遅く、事前に、市場関係者が意識的に心がけるべきものである。まして、実際に不祥事が起きてしまったときの影響を考慮すると、不祥事がなければWGを開催しないなどという上記基準は直ちに見直し、市場関係者における積極的なコンプライアンスの意識向上に向けた取組を具体的に行うべきである。

各市場関係者がコンプライアンスを推進することについてどのような意識をもち、どういう情報提供を求めているのか等、WGを通じた意見聴取を行い、それに応える活動が開設者に求められているのではないかと考える。

(7) 情報発信WG

ア . 概要

第 2 次プロジェクトにおける取組内容		10 年目標	R3 実績	進捗率 達成率	評価
1	SNS 等活用した消費拡大事業の推進	SNS 活用した情報発信 フォロワー増加 1500 件	約 300 件*1	20%	A
2	食文化・食育振興	情報発信・市場の魅力の 伝達（市場 HP 閲覧件数、 前年度比プラス	前年度 比 85.8%	0%	C
3	市場関連イベント 情報発信				
4	統計情報の適正な 提供	毎年不具合ゼロで正確に 情報提供する	不具合 ゼロ	100%	A
WG の開催状況（時期、方法等）					
1	R3.9.6-9.17	開催 書面	議事録	結果報告	
2	R4.1.24-2.4	開催 書面	議事録	結果報告	

*1 R3.7.26～R4.3.1 の約 7 ヶ月で 170 件。これを 1 年に換算した数字。

イ . 監査結果

(ア) WG の開催及び結果について（意見）

与えられた取組項目について、書面開催のWGとはいえ、各委員からの意見聴取は多数行い議事録に残されており評価される。

一方で、もともと掲げられている取組項目及びその活動結果が、具体的に市場の活性化、とりわけ市場を通じた取引量の増加にどのようにつながっていくのかについて、より具体的に検討し、発信方法を工夫されることが必要と考える。市場の社会的責任の観点からの取組だけでは、経済性、効率性の観点に疑問が生じかねない。

市場を通じ取引される水産・青果が、市場外で取引されるものと、どのように異なり、価値があり、生産者あるいは消費者それぞれの立場においていかに有益であるかを積極的にアピールし、差別化を図る情報発信の必要性があると考えます。

(8) 環境防災対策WG

ア．概要

第2次プロジェクトにおける取組内容		10年目標	R3実績	進捗率 達成率	評価
1	受益者負担の適正化 生ゴミ排出量削減・処分費有料化	7080万円*1	個別協議	10%	B
2	資源リサイクル施設のあり方検討	6480万円削減	施設利用WG参照		
3	危機管理体制の増強 事業継続計画 BCP策定	BCP策定及び1年毎見直し	なし	0%	C
4	多様なエネルギー機器の導入	導入検討事業者10社	施設利用WG参照		
5	環境負荷軽減に向けた取組	生ゴミ量の削減10%	1社に廃棄野菜提供*2	0%	B
WGの開催状況（時期、方法等）					
1	R4.2.17-	開催 書面	議事録	結果報告	
防災）防火管理セミナーネット配信					

*1 取組全体の効果額

*2 フードロスの取組として、0.3%削減（組織改革＆食育事業WG参照）

イ．監査結果

（ア）WGの開催及び結果について（意見）

令和4年2月17日から書面開催をしているが、その開催の終期について記録上明らかにされていない。また、書面開催の結果について、開設者内部の記録は確認されたが、委員への結果報告がされたかは不明である。

（イ）個別の取組について

a．受益者負担の適正化（生ゴミ排出量削減・処分費有料化）（意見）

WGの書面開催（令和4年2月）に先立ち、令和3年12月から令和4年1月にかけて、水産卸、水仲、青果卸、青仲等の主要団体と各3回程度の事前協議を個別に実施し、青果生ゴミの有料化についての合意に達したことが認められた。その効果額については翌年度以降に検証されることが望ま

れる。

b．危機管理体制の増強 事業継続計画BCP策定（意見）

BCP（事業継続計画）とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃など緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことをいう（出典：中小企業庁ホームページ引用）。

令和3年度のBCP作成は、専門業者への委託により実施する方針で第2次プロジェクトの取組とされていたが、令和3年度、市がその予算を認めなかったことにより、策定の着手にも至っていない。但し、市場単独でのBCPの策定ではなく、市が作成しているBCPを準用する方法での策定を進める方針で検討が進められている。代替方法で策定が可能であれば、経済性の観点からも妥当といえ、第2次プロジェクトの見直し時期において、「危機管理体制の増強 事業継続計画BCP策定」項目について予算を考慮した取組内容へ修正することが望ましい。

c．防災）防火管理セミナーネット配信（意見）

第2次プロジェクトの直接的な取組内容以外における取組として評価される。

しかし、実際に視聴したかどうかのチェックをしておくことが望ましく、また、開設者としては、一般的な防火管理のセミナーではなくあくまで市場における災害への備えの観点から、市場内での防災訓練、それが事情によりできないとしても、市場内での災害発生時に、誰がどのように対処するのか、場所と避難経路等による現実的なシミュレーションについて市場関係者全体に周知徹底されるべきである。

この点、開設者からは、より実践的な防災訓練の実施の必要を認識済みであり、消防当局の指導を受けながら、効果的な訓練の実施に向けて検討を進めたいとの説明がなされている。

（9）WG全般への意見

ア．WGの各開催について（意見）

（ア）書面審理が形式的にすぎること

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、対面での会議ができず、大半が書面審議で開催されていた。中には、事前の配布資料や聞き取りが充実しているものも見受けられたがごく一部であり、持ち回りになる場合には、なおさらのこと、開設者において積極的に意見聴取に取り組み、意見集約をした上、それをきちんと書類に残し、WG全体でその意見を共有することが必要である。事前に意見確認をしても意見のない回答が大半であることも多く、市場関係者の意向を汲み取りながら第2次プロジェクトを推進するためには、より一層の工夫が必要になるといえる。

今後も、書面にならざるをえない状況を迎える可能性を考慮すると、令和4年度以降、持ち回り開催であったとしても、事後報告と確認の場とするのではなく、事前の準備、事前の意見聴取、次のWGに向けた課題や担当ごとの宿題を明確にし、議論を充実させていく取組が重要である。

（イ）議事録の作成と審議結果の周知

各WGの開催後において、議事録を作成せず、また、WG開催結果についての報告（委員への周知）が不足する事例が散見されるので、その作成に留意すべきである。

イ．担当者の事務引継の点について（意見）

本監査において非常に散見されたのは、開設者の各担当者の転勤に伴う後任者に対する事務引継の問題である。

前2項とも関連するが、各担当者において、各種検討や市場関係者からの意見聴取等が行われていたと述べるもその一連の記録がどこにもなく、各取組に関してもその進捗状況を端的に確認できるものが残されていない（監査において期待したものの開示を得られていない）。

また、第2次プロジェクトの各取組が制定されたその背景事情や事実関係についての把握が不十分であることが認められた。

その結果、監査時においても、担当者が過去の経過把握に不十分な点が見受けられ、それでは、円滑な第2次プロジェクトの遂行に支障を来すため、形式は問わずとも、各取組状況や意見聴取内容については記録化しておくべきである。

4.3 財産管理に係る監査の結果及び意見

4.3.1 実施した監査手続

- (1) 市場施設全体の視察を行い、更新対象設備とその劣化状況などを確認した。
- (2) 長期の修繕計画書及び設備更新予定表を入手し、その妥当性及び現在の進捗状況を関連資料の閲覧及び質問等により確認した。
- (3) 過年度の固定資産増減一覧表を閲覧し、異常な増減が無いか検討した。
- (4) 有形固定資産の取得、除却及び減価償却の各処理が法令及び会計規則に従って適切に行われている事を、サンプルを抽出して確かめた。
- (5) 施設設置時の目標取扱数量と近年の実績値との比較分析を行った。

4.3.2 固定資産の概要

- (1) 市場の総資産とそれに占める有形固定資産の割合（令和4年3月31日）

（単位：千円）

資産の種類	帳簿価額
土地	5,799,219
建物	13,959,158
構築物	121,090
機械及び装置	429,791
車両及び運搬具	1,280
工具・器具及び備品	148,927
リース資産	15,062
建設仮勘定	2,950
有形固定資産計(a)	20,477,481
総資産(b)	22,057,325
(a)/(b)	93%
参考)	
無形固定資産	615
投資その他の資産	25,264

有形固定資産は上表の通り、中央卸売市場総資産の9割超を占める重要な資産である。無形固定資産は、電話加入権及び商標権である。また投資その他の資産は、出資

金及び保証金である。

(2) 減価償却の進捗状況 (令和 4 年 3 月 31 日)

(単位 : 千円)

資産の種類	取得価額 A	償却累計 B	償却未済額	償却率 B/A
建物	34,436,562	20,477,403	13,959,158	59%
構築物	452,654	331,563	121,090	73%
機械及び装置	964,487	534,695	429,791	55%
車両及び運搬具	3,430	2,149	1,280	62%
工具・器具及び備品	1,961,828	1,812,900	148,927	92%
リース資産	53,793	38,731	15,062	72%
合計	37,872,754	23,197,441	14,675,308	61%

市場全体での減価償却累計額は取得価額の 61%となっている。

なお、上表の「建物」には空調設備や電気設備などの建物附属設備（下表の「設備」）を含み、主要施設におけるその償却状況は以下の通りとなっている。

(令和元年度末時点)

施設名称	竣工年度	経過年数	償却済割合	
			建物	設備
青果物常温倉庫 (JR高架下倉庫)	平成 4 年度	27 年	75%	90%
水産保冷配送センター	平成 6 年度	25 年	52%	88%
立体駐車場	平成 12 年度	19 年	46%	93%
水産棟 (1 期工事、2 期工事)	平成 15 年度	16 年	40%	88%
青果棟	平成 17 年度	14 年	35%	80%

建物本体の耐用年数が 38 年等であるのに対して、設備の耐用年数は 15 年～20 年等と短く、竣工年度との関係で更新時期到来のものが近年集中している。

なお、市場では、固定資産の残存価額を取得価額の 5 %としているため、耐用年数経過の設備については取得価額の 5 %相当額で貸借対照表に資産として計上されている。

(3) 有形固定資産の増減 (令和 3 年度)

取得価額ベース(建設仮勘定を除く)

(単位：千円)

資産の種類	期首	増加	減少	期末
土地	5,799,219			5,799,219
建物	34,003,135	433,426		34,436,562
構築物	452,654			452,654
機械及び装置	936,140	28,346		964,487
車両及び運搬具	3,430			3,430
工具・器具及び備品	1,958,322	3,506		1,961,824
リース資産	53,793			53,793
合計	43,206,693	458,572	0	43,671,969

令和3年度決算における固定資産増減において減少(除却)資産はゼロとなっている(建設仮勘定の本勘定への振替を除く)。

(4) 建設改良費

平成15年以降の建設改良費の推移及び主な内容は以下の通りである。

(金額：円(消費税込) R:令和、H:平成)

年度	建設改良費	財源	摘要(設備の内容)
R3 (2021)	489,212,900	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・水産棟 GHP 室内機改修 ・電力設備監視装置更新 ・自動火災報知設備ほか更新 ・水産保冷配送センター冷凍冷蔵設備ほか改修(2期)
R2 (2020)	513,037,800	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・青果棟 GHP 室外機冷暖房設備改修 ・高圧連絡線整備ほか電気設備工事 ・水産保冷配送センター冷凍冷蔵設備ほか改修(1期)
R1 (2019)	306,411,200	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・水産棟屋上防水改修 ・水産棟 2期 GHP 室外機冷暖房設備改修 ・水産保冷配送センター外壁改修 ・資源リサイクル施設排ガスダクト取替
H30 (2018)	207,906,480	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・水産棟屋上防水改修 ・水産棟 1期 GHP 室外機冷暖房設備改修 ・非常用発電機直流電源装置バッテリー交換 ・資源リサイクル施設キャリア空気加熱器改良

H29 (2017)	110,451,600	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・場内拡声設備更新 ・水産棟オゾン水生成装置設備機器類更新 ・青果棟検定電力メーター更新 ・青果棟 GHP 室外機オーバーホール
H28 (2016)	150,120,000	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・市場内警備機器更新 ・水産保冷配送センターGHP 室外機等更新 ・水産保冷配送センター屋上防水更新 ・電力メーター計量盤増設
H27 (2015)	118,891,044	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・水産棟検定水道メーター更新 ・北側駐車場アスファルト舗装更新 ・立体駐車場棟移動式粉末消火設備更新 ・照明用電力量計更新
H26 (2014)	147,741,840	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・照明設備改良 ・JR 高架下高圧ケーブル・PAS 更新
H25 (2013)	276,114,446	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・水産棟売場等照明設備改良 ・青果棟売場等照明設備改良 ・青果棟事務所等照明設備改良 ・水産棟・青果棟照明用電力量計更新
H24 (2012)	415,150,050	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・資源リサイクル施設増築工事 ・資源リサイクル施設プラント製造 ・資源リサイクル施設プラント設置
H23 (2011)	9,423,750	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・資源リサイクル施設増築工事実施設計 ・資源リサイクル施設増築設備工事実施設計 ・資源リサイクル施設整備事業に係るリサイクル方式の策定等
H22 (2010)	2,488,500	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・水産棟シャッター新設
H21 (2009)	71,320,100	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・場内整備工事（第1工区） ・水産棟北側構内照明増設 ・青果棟 ITV 増設
H20 (2008)	6,835,500	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計システム機能追加業務
H19 (2007)	4,494,000	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・センターヤード水産棟側照明増改修 ・立体駐車場側屋外照明設備設置
H18 (2006)	33,239,850	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・総合情報システム機能追加業務（その4） ・水産棟仲卸店舗漏水ホッパー取付他保全工事 ・立体駐車場駐車システム整備工事
H17 (2005)	48,670,653	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度総合情報システム機能追加業務(その3) ・平成17年度総合情報システム機能追加業務(その4)

			<ul style="list-style-type: none"> ・水産棟トップライト他排煙窓修繕 ・市場協会事務所保全整備
H16 (2004)	89,124,000	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度総合情報システム機能追加業務(その3) ・平成16年度総合情報システム機能追加業務(その4) ・平成16年度総合情報システム機能追加業務(その5) ・総合情報システム電子商取引サブシステム開発
H15 (2003)	412,918,800	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場旧水産棟ほか改修工事 ・中央卸売市場旧水産棟ほか改修電気設備工事 ・旧水産棟ほか改修冷暖房衛生設備工事 ・水産保冷配送センター垂直搬送機改修

(注) なお、表中の建設改良費は工事にかかる金額を抜粋したものであり、決算書上の「建設改良費」とは異なる。

近年は毎年の支出額が3億円～5億円程度に増加している。支出の内容は設備関係の耐用年数(主に15年～20年)経過に伴う設備更新が主なものとなっている。

例えば令和3年度においては、水産棟GHP室内機更新、電力設備監視装置更新、自動火災報知設備更新等であるが、これらは何れも耐用年数経過に伴い劣化・摩耗した旧設備を除却し新品に更新した工事である。

(5) 市場の建物に関する耐震化の状況

市場の建物	竣工
水産保冷配送センター	1995年(平成7年)
立体駐車場棟	2000年(平成12年)
水産棟	2003年(平成15年)
青果棟	2006年(平成18年)
管理センター	2006年(平成18年)

建築基準法改正(新耐震基準)は1981年(昭和56年)であり、市場の建物については建築基準法改正後の新耐震基準で建設されている。

4.3.3 監査結果

(1) 除却の会計処理の未処理について

ア. 概要

平成 29 年度から令和 3 年度までの過去 5 年間の「札幌市中央卸売市場事業会計決算書附属明細書・有形固定資産明細書」を閲覧したところ、固定資産の減少は以下の通りである。

(単位：千円)

資産の種類	固定資産の減少	
	令和元年度	令和2年度
建物	0	0
構築物	0	0
機械及び装置	0	0
車両及び運搬具	1,530	1,560
工具・器具及び備品	1,400	0

上記のうち令和元年度及び令和 2 年度の「車両」及び「工具・器具及び備品」は、パッカー車の売却や AED の処分により、会計上固定資産の減少（売却及び除却）の処理が行われている。

イ. 監査結果（指摘）

(ア) 固定資産の除却処理未処理について

一方、過去 5 年間で「建物」、「構築物」及び「機械及び装置」については市場の決算上固定資産の減少がなかった。しかしながら、上記 4 の建設改良費に記載の通り毎年設備の更新工事は行われており、それに伴って旧設備（除却資産）については、資産の除却が行われていると思われるが、会計上固定資産の除却処理が行われていない。

会計上固定資産の除却処理が行われていない結果、旧設備（除却資産）のうち耐用年数を超過していない資産については、資産がないにもかかわらず、会計上継続して減価償却費が計上されている。

(イ) 取得価額の5%の残存価額の未処理について

現状の減価償却計算の処理は取得価額の5%を残存価額とし、それ以上は償却しないとしている。これ自体は以下の地方公営企業法施行規則第15条第1項(原則法)に従った処理であり問題は無い。

地方公営企業法施行規則第15条第1項
(有形固定資産の減価償却額)

第十五条 償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によって行う場合にあっては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によって行う場合にあっては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿価額に、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数(この項及び第四項において「法定耐用年数」という。)(第八条第五項の規定により当該有形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、法定耐用年数から当該有形固定資産の減価償却を行った年数を控除して得た年数とする。)に応じ別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行った減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。

しかし、取得価額の5%を残存価額とし、それ以上は償却しない結果、上記の旧設備(除却資産)については、帳簿上取得原価の5%分が資産として計上され続けることとなっており、資産の過大計上及び当期損失の過小計上となっている。

なお、以下の地方公営企業法施行規則第15条第3項により、該当する資産については、その帳簿原価の5%に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各事業年度において、その帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うことができる。

地方公営企業法施行規則第15条第1項
(有形固定資産の減価償却額)

3 償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した次の各号に掲げるものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各事業年度において、その帳簿

価額が一円に達するまで減価償却を行うことができる。この場合における当該有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、帳簿原価の百分の五に相当する金額から一円を控除した金額を、帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から使用不能となると認められる事業年度までの年数で除して得た金額とする。

一 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造及びブロック造の建物

二 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造及び土造の構築物及び装置

(ウ) 影響額

見積書などの帳票は、施設建設時から10年以上経過していることから保管されておらず、過去に遡及して会計上の固定資産の除却処理金額の算定を行う事はできなかった。

施設の更新は平成27年頃から行われており、また帳簿上の除却処理もこの頃から行われていないことから、「除却資産簿価＝建設改良費」とみなして影響額を試算すると以下の通りとなる。

なお、市場が置かれている厳しい経営環境もあり、近年は新規の設備投資はほとんど行われておらず、建設改良費はほぼ更新工事のみとなっている。

除却資産簿価の算定

(単位：百万円)

年 度	建設改良費	残存価値割合	除却資産簿価推計
令和3年	489	5%	24
令和2年	513	5%	26
令和元年	306	5%	15
平成30年	207	5%	10
平成29年	110	5%	6
平成28年	150	5%	8
平成27年	118	5%	6
合 計	1,893		95

上表から、下記仮定で算定した除却損未処理金額は95百万円となる。

a . 7年間の建設改良費1,893百万円が全て更新工事

b . 除却資産は全て耐用年数経過して残存簿価は取得価額の 5 %

c . 除却資産の当初の取得価額と更新設備の取得価額が同一

(エ) 過年度旧設備 (除却資産) の会計上の固定資産の除却未処理の修正について

本来は、該当年度で会計上の固定資産の除却処理が必要であったが、除却未処理のため、固定資産台帳等を元に除却対象資産の簿価をもって直近決算への反映が必要となる。

一方で、前述の通り原始帳票が所在不明であり、該当する工事見積書など原始帳票の探索や金額集計など作業工数も多大になる事が予想され、除却損失を個別に算定する事は現実的には困難と思われる。次善の策としては、以下が考えられる。

a . 設備資産現物の実地棚卸を行い、帳簿 (固定資産台帳) との照合を可能な限り行う。

b . 上記照合により除却資産が特定できるものは個別に帳簿上の除却処理を行う。

c . 設備資産につき固定資産台帳にあるが、現物が確認できない (所在がわからない、記載内容が何の設備かわからないなど) ものについては、耐用年数 (設備であれば主に 15 年 ~ 20 年) に達するまでは通常の償却を行い、耐用年数経過後のものは、「除却されたものとみなして」帳簿上の除却処理を行う。

これにより多少のタイムラグはあるが、設備の耐用年数経過時点では、除却処理未処理分は「減価償却費」又は「除却損失」として概ね経費計上され資産の過大計上も解消されることになる。

(2) 固定資産の実地棚卸に関する規定について

ア . 概要

札幌中央卸売市場では、車両及び備品については札幌市共通の物品管理規定により現物管理が行われているが、設備等現物の実地棚卸に関する規定は無い。少なくとも年度末には固定資産台帳に基づいて現物確認を行い、現物確認できない資産については会計上の除却処理の要否を検討する事が望まれる。

イ．監査結果（指摘）

設備の保守・点検を管轄とする管理課・管理係では現物設備の現況を詳細に把握しているが、固定資産台帳は管理課・事務係での会計処理のみに用いられている。今後 10 年間で 90 億円近い設備更新が行われる予定であり、少なくとも今後の更新工事については両者がそれぞれの情報を共有して、現物と固定資産台帳が照合できるようになることが望まれる。

（３）建物・設備の長期修繕計画について

ア．概要

市場建物の修繕計画は 2019 年から 2049 年までの 30 年間を計画期間として外部の業者に作成依頼した「長期修繕計画書」（設備については別途外部業者に依頼）を基にして、市場内部で当面 10 年間を計画期間とする「保全計画案」を作成し、これに基づいて建物・設備の維持及び管理が行われている。

（ア）長期修繕計画書の内容

令和 2 年 3 月に策定された長期修繕計画書の 30 年間の計画金額は以下の通りとなっている。総額は 340 億円となり、単純に 30 年で除すと、1 年あたり 11 億円超という計画になっている。

建物・設備長期修繕計画

（単位：千円）

No	建 物	区 分	修繕費累計（ 1 ）
1	青果棟	建築	2,552,662
		電気設備	2,919,545
		機械設備	4,168,325
		小計	9,640,532

2	水産棟	建築	2,089,567
		電気設備	4,162,534
		機械設備	3,140,410
		小計	9,392,511
3	管理センター	建築	115,875
		電気設備	1,066,034
		機械設備	186,107
		小計	1,368,016
4	センターヤード	建築	501,791
		電気設備	135,931
		機械設備	120,057
		小計	757,779
5	立体駐車場	建築	7,782,832
		電気設備	1,830,452
		機械設備	1,072,789
		小計	10,686,073
6	資源リサイクル施設	建築	160,341
		電気設備	125,425
		機械設備	70,468
		小計	356,234
7	水産保冷配送センター	建築	205,672
		電気設備	284,945
		機械設備	983,098
		小計	1,473,715
8	J R 高架下	建築	278,836
		電気設備	55,291
		機械設備	0
		小計	334,127
9	青果荷受所	建築	33,950
		電気設備	55,291
		機械設備	0
		小計	89,241
合 計			34,098,228

(1) ・ 「長期修繕計画書」他により作成。

・ 2019 年～2049 年までの 30 年間の修繕予定額。

- ・報告書は現有設備を耐用年数毎に入替更新すると仮定して作成されている。

(イ) 保全計画案の概要について

市場では30年の長期修繕計画に基づき、毎年の予算額と設備現物の劣化状況等を勘案して今後10年間の保全計画案を策定している。

下表はその一部抜粋である。令和3年度は予算額584百万円に対して年度当初の予定額は407百万円となっており、概ねその通りに執行されている。

令和4年度及び令和5年度はエレベーター更新工事、LED照明器具更新工事、ITV監視システム改良などの大型案件が重なり計画金額がそれぞれ8億円、13億円と大きくなっている。

(保全計画案資料 抜粋)

保全計画案 (建設改良費)												
(単位: 百万円)											令和4年4月1日現在	
案	件	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	合計
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
検定電力メーター更新 (計器盤増設含む)		業務										
		18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	180
水産棟 GHP 室内機更新		水産1期	水産2期	水産2期								
		102	4	66								172
自動火災報知設備機器更新		工事	工事									
		163	144									307
保冷配送センターほか更新工事		設計	工事									
		4	185									189
青果棟屋上防水更新			青果1期	青果2期	青果3期	青果4期						
			143	133	101	101						477
水産棟仲卸店舗シャッター更新			業務	業務								
			69	69								138
電力設備中央監視装置システム更新			工事	工事								
			30	310								340
LED照明器具更新工事			業務									
			141									141
水産棟全熱交換型換気扇更新			実施設計	工事	工事							
			6	43	55							103
立体駐車場棟デッキスラブ改修			実施設計	1期工事	2期工事	3期工事	4期工事					
			8	65	65	65	71					275
水産保冷配送センター受変電設備更新			実施設計	工事								
			4	119								123
高圧受変電設備保護継電器ほか更新			実施設計	水産	青果	管理・立駐						
			4	44	26	142						216
ITV監視システム改良			実施設計	工事								
			9	300								309
青果棟 GHP 室内機更新				実施設計	工事	工事						
				4	76	76						157
水産棟換気設備機器更新					基本設計	実施設計	1期	2期工事				
					4	4	65	28				101
水産棟自動制御設備機器更新					実施設計		工事					
					4		194					198
弱電設備更新工事						実施設計	工事					
						4	143					147
水産棟屋上防水更新						実施設計	水産1期	水産2期	水産3期			
						9	64	127	127			328

(次項に続く)

水産棟低温売場設備更新							実施設計	工事				
							3	101				104
立体駐車場棟給排水設備改修工事							実施設計	工事				
							4	125				129
自家発電設備更新工事							実施設計		水産棟	青果棟	管理棟	
								4	230	200	150	584
水産棟外壁改修工事									実施設計	工事		
									4	129		133
水産棟オゾン水設備更新									実施設計	工事	工事	
									2	94	26	122
青果棟換気設備機器更新									基本設計	実施設計	工事	
									2	4	212	218
青果棟外壁改修工事										実施設計	工事	
										4	155	160
青果棟自動制御設備機器更新										実施設計	工事	
										4	475	479
立体駐車場棟外部改修工事										実施設計	工事	
										8	284	291
合計	408	826	1,306	551	470	583	562	531	722	1,417	7,375	
	584	1,203	1,367	848	547	602	777	699	886	1,189	8,702	
	-176	-377	-60	-297	-77	-19	-215	-168	-164	228	-1,328	

上記は保全計画の内、総額1億円以上を抜粋したものであり、表中の縦計と合計は一致していない。

イ．監査結果

(ア) 保全計画案の承認について(意見)

長期修繕計画は外部の専門業者により策定され、30年間で総額340億円という内容である。この内容に沿って今後30年間にわたって修繕を行っていくという方針が策定され、「第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト」として公表もされている。

この長期修繕計画に沿って、設備老朽化等による優先順位を考慮した実務的な今後10年間の保全計画案を市場で策定しているが、これについては稟議等の承認手続きは無い。保全計画案は工事の優先順位と実施時期の方針を示す重要な計画であり、組織内での適切な承認を経て決定されるべきものである。

なお、「保全計画案」は施設内で補修すべきものが多数あり、予算内でどれを先に行うかを定めるため、実務上はかなり重要な位置付けになっているが、上記のように「総額」と個々の取引は適切な承認を経て決裁されているため、長年稟議等の枠外で運用されてきていると推測される。

また名称も「保全計画案」では無く「保全計画」とし、内容の修正が生じた場合は適宜修正内容につき稟議等の承認をすべきものとする。

(4) 施設規模について

ア．概要

(ア) 平成11年の設計時に想定された施設規模

現在の水産棟及び青果棟は平成11年に設計されているが、当時の取扱高、売場面積、及び将来(令和2年度)予想は以下の通りであった。

棟	取扱高・売場面積	平成11年度 (設計時)	令和2年度予想 (設計時)
水産棟	取扱高(t)	190,000	200,000
	売場面積(m ²)	8,183	8,613
	取扱高(t)	340,000	400,000

青果棟	売場面積 (m ²)	11,504	13,534
-----	-------------------------	--------	--------

設計時には今後取扱高が増加し売場面積も増加する事を想定していた。

(イ) 平成 21 年の施設完成・引渡時の施設規模

新水産棟及び新青果棟が稼働後の平成 21 年度から令和 2 年度にかけての取扱高及び売場面積の実績値は以下の通りである。

棟	取扱高・売場面積	平成 21 年度	平成 30 年度 (コロナ前)	令和 2 年度 (コロナ後)
水産棟	取扱高 (t)	130,000	80,000	70,000
	売場面積 (m ²)	7,709	7,709	7,709
青果棟	取扱高 (t)	320,000	250,000	230,000
	売場面積 (m ²)	8,840	8,840	8,840

取扱高の減少を受けて当初設計時より縮小した売場面積で稼働した。

(ウ) 施設規模の妥当性

平成 21 年度と令和 2 年度を比較すると以下の通りとなる。

棟 取扱高・売場面積	平成 21 年度 実績	令和 2 年度 実績	増減	増減率
水産棟				
取扱高 (t)	130,000	70,000	60,000	46%
売場面積 (m ²)	7,709	7,709	0	0%
青果棟				
取扱高 (t)	320,000	230,000	90,000	28%
売場面積 (m ²)	8,840	8,840	0	0%

水産棟は 11 年間で取扱高が 46%減少し、青果棟は取扱高が 28%減少した。売場面積は変更なく、取扱高については現在も含めて長期にわたり減少傾向となっている。

上記数値を見れば、施設規模は現在の取扱高に対して過大と思われる。

また、水産棟は平成 15 年竣工、青果棟は平成 17 年竣工であり、減価償却はようやく半分程度まで進んだ状態であり、建物（附属設備を含む）全体では約 140 億円の未償却簿価が残っている。

イ．監査結果（意見）

施設が更新された平成 21 年頃に想定されていた取扱高と現状では大きな差異があり、本来は売り場面積を削減する必要があると思われるが、建物等の一部解体等は現実的ではない。

また、昨今の新型コロナの影響による人と人との接触を削減することから、取扱商品間のスペースを開けたり、せり場を広めにとったりしている。

このような中で、建物等の維持のために最低限の保守・修繕を行って施設の活用を図る「第 2 次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト」（札幌市中央卸売市場）の方針は現状に則しており妥当なものとする。

しかし、施設規模は現在の取扱高に対して過大であるということは避けられない事実である。そのため、新型コロナの沈静化を想定した売り場の集約化、それによる空きエリアの再利用（収益化あるいは市場の P R への利用等）について検討する必要があると思われる。

4.4 決算に係る監査の結果及び意見

4.4.1 概要

(1) 会計基準等の沿革

札幌市中央卸売市場では、昭和 57 年 4 月 1 日より地方公営企業法を一部適用し、地方公営企業法の財務規定等適用とともに地方公営企業会計基準の適用も開始し、現金主義による現金収支計算から、複式簿記を用いた発生主義による損益計算へ移行している。

(2) 平成 26 年度地方公営企業法改正による新地方公営企業会計基準概要

ア．地方公営企業会計制度等の見直し

地方公営企業会計については昭和 41 年以降大きな改定が行われていなかったが、地方公営企業法が改正され、平成 24 年 4 月から、地方公営企業の減資や資本剰余金の処分、利益剰余金の処分が可能となった。また、地方公営企業法施行令等が改正され、平成 26 年度から会計基準の見直しが行われている。会計基準の見直しに当たったの基本的な考え方は以下の通りである。

(ア) 現行の民間企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする

地方公営企業の更なる経済性の発揮のため、地方公営企業会計の見直しに当たっては、最大限、現行の民間の企業会計原則の考え方を取り入れることとする。地方公営企業会計は、今後の企業会計原則の変更について、一定程度の定着を待って、地方公営企業の特性も踏まえ、適時適切に反映、見直しを行う。

(イ) 地方公営企業の特性等を適切に勘案すべきこと

地方公営企業会計においては、負担区分原則に基づく一般会計等負担や国庫補助金等の存在に十分意を用いて、これらの公的負担の状況を明らかにする必要がある。公営企業型地方独立行政法人会計基準の考え方も必要に応じ参考とし、新地方公会計モデルにおける一般会計等との連結等にも留意する。地方公営企業の特性等を踏まえ、必要に応じ、注記を行う。

(ウ) 地方分権改革に沿ったものとする

地方公共団体における地方公営企業経営の自由度の向上を図る観点から、資本制度等の見直しを行う。地方財務会計について、ストック情報を含む財務状況の開示の拡大の要請が強いこと等も勘案し、現在、財務規定等が適用されていない公営企業等について、新たに地方公営企業法の財務規定等を適用する。

(出典：平成 25 年 12 月総務省自治財政局公営企業課「地方公営企業会計制度の見直しについて」)

(主な見直し項目)

a . 資本制度

- (a) 利益の処分が条例又は議決により可能となった。
- (b) 資本剰余金の処分が条例又は議決により可能となった。
- (c) 資本金の額の減少が議決により可能となった。

b . 借入資本金

従来資本として計上していた借入資本金は負債に計上することとした。

c . 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

- (a) 補助金等により取得した固定資産について、みなし償却の選択適用を廃止した。
- (b) 補助金等については、長期前受金として負債に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化することとした。

d . 引当金の計上

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められる場合には、引当金の計上を行うこととした(退職給付引当金、貸倒引当金、修繕引当金、賞与引当金など)。

e . 棚卸資産の評価損

棚卸資産の時価(正味売却価額または再調達原価)が帳簿価額より下落している場合には、棚卸資産の評価額を当該時価とする、低価法による評価を行わなければならないこととした。

f . 減損会計の導入

固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めない場合に帳簿価額を

回収可能価額まで切り下げる会計処理である減損会計を導入した。

g．リース会計の導入

一定の要件を充たすリース取引（ファイナンス・リース取引）については売買に準じた会計処理を行い、資産及び負債を貸借対照表に計上するリース会計を導入した。

h．セグメント情報の開示

複数の事業を行っている公営企業においては新しくセグメント情報の注記を導入した。

i．キャッシュ・フロー計算書

一事業年度のキャッシュ・フロー状況を活動区分別に表示するキャッシュ・フロー計算書の作成を義務付けた。

（出典：平成 25 年 12 月総務省自治財政局公営企業課「地方公営企業会計制度の見直しについて」）

イ．地方公営企業会計における特有の会計処理

（ア）資本の部の会計処理

資本の部の会計処理については以下の点において企業会計と異なる処理を行うため、財務諸表の利用にあたって留意が必要となる。

（イ）資本金

公営企業会計上の資本金は、固有資本金（企業開始時の引継資本金）繰入資本金（企業開始後の追加出資）組入資本金（企業開始後の利益を源泉とする自己資本造成）から構成される。企業会計において利益剰余金として処理される利益を源泉とする自己資本造成についても組入資本金として処理する点等で相違する。

（ウ）借入資本金（現行基準においては廃止）

旧基準においては、建設又は改良等の目的のため発行した企業債、同様の目的で他会計から借り入れた長期借入金に相当する金額について、借入資本金として資本の部に計上していたが、会計基準の改正に伴い、借入資本金は目的を問わず負債の

部に計上されることとなった。

(エ) 資本剰余金に計上される受贈財産評価額・寄付金及びその他資本剰余金

旧基準においては受贈財産評価額・寄付金及び資本的支出に充てるために交付された国庫補助金(市町村にあっては都道府県からのものを含む。)又はこれらの補助金に相当するものとして提供された資材等及び建設工事に対する工事負担金については資本剰余金に計上されていた。しかしながら、新基準においては、非償却資産に対して行われた補助金等については資本剰余金として計上し、償却資産に対する補助金等は繰延収益として負債の部に計上される。

(オ) 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

公営企業会計においても、企業会計と同様に償却固定資産については減価償却により費用処理を行うことが求められる。しかし、補助金等により取得した固定資産については、特有の会計処理を行うため、留意が必要となる。なお、補助金等とは、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものをいう(地方公営企業施行令第26条第1項)。地方公営企業が財産の贈与を受けた場合には、その評価額を補助金等の範囲に含める。

a. 旧基準における取扱い

旧基準においては、資産の取得価額を基礎とする、通常の減価償却のほか、みなし償却の選択適用が容認されていた。

(みなし償却)

公営企業の固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得したものについては、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充当した補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿価額とみなして、各事業年度の減価償却額を算出することができる。みなし償却による会計処理が認められていた背景には、補助金等相当額が減価償却を通じて料金算入されることが、補助金等の支出の趣旨に反すると考えられるためである。

b. 新基準における取扱い

みなし償却と通常の減価償却の選択適用を認めた場合、同一の固定資産を使用していたとしても、費用処理額が異なることとなり、地方公営企業間の比較可能性が害されることとなる。そのため、新基準では補助金等により取得した固定資産についてみなし償却の選択適用を認めず取得価額を計算の基礎とする通常の減価償却によることとした。そして、償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については資本の部ではなく、長期前受金として負債に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化することとした。

c. 会計基準変更による損益計算書及び貸借対照表への影響

補助金等により取得した固定資産に関する会計基準変更により損益計算書及び貸借対照表へ以下の影響が生じている。

ウ. 新会計基準の適用の影響

地方独立行政法人化を選択する地方公営企業が増えてきたことや、同種・類似の事業を展開する民間企業と地方公営企業の財務比較可能性を担保するため、地方公営企業会計基準が改正され、平成 26 年度より新会計基準の適用が必要となった。札幌市の市場事業においても、以下のような影響があった。

(ア) 借入資本金を純資産の部から負債の部へ移行した(固定負債及び流動負債が計 16,791 百万円増加)

(イ) 償却資産の取得に伴い交付された補助金等については、資本剰余金から「長期前受金」として負債(繰延収益)に計上された(資本剰余金減少額 10,548 百万円)

(ウ) 補助金等により取得した固定資産の償却制度について、任意適用であったみなし償却制度が廃止され、過年度の減価償却累計額が増加した(固定資産減価償却累計額合計が 2,518 百万円増加)

(エ) 引当金の計上を実施した(期末残高 200 百万円)

(3) 監査手続

市場の決算について、決算書及びその他の簿冊等の閲覧、現地視察を行った。

4.4.2 固定資産に係る会計

(1) 減損会計について

ア．概要

減損会計とは、固定資産の帳簿価額が実際の収益性や将来の経済的便益に比べ過大となっている場合に、適正な帳簿価額まで簿価を切り下げ、貸借対照表が経営状況をより適切に表すことを目的とした会計上のルールである。

企業会計において先行して導入されており、多額の固定資産を保有する地方公営企業においても、財政状態を適正に表示する目的で導入されている。

具体的には、「地方公営企業法施行規則」や「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」に則って、所有する固定資産の減損損失の要否を検討する必要があり、その検討過程は他の会計根拠資料と同様に一定期間保管する必要がある。

地方公営企業法施行規則

第八条 資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもつて帳簿価額としなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。

二 固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額

イ．減損会計の適用

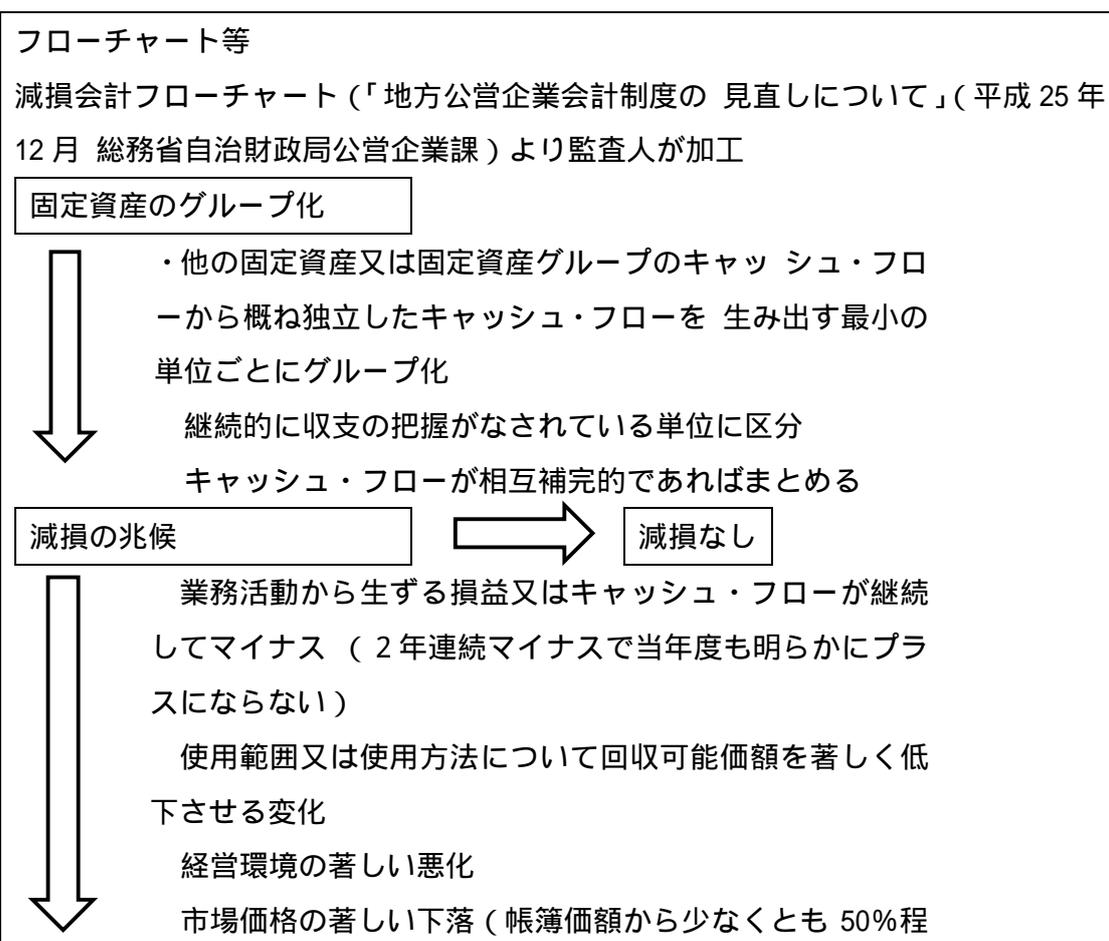
札幌市中央卸売市場に対して固定資産の減損会計に関する適用状況を質問したところ、各資産別、資産グループ別の減損会計の検討書類は作成されておらず、決算報

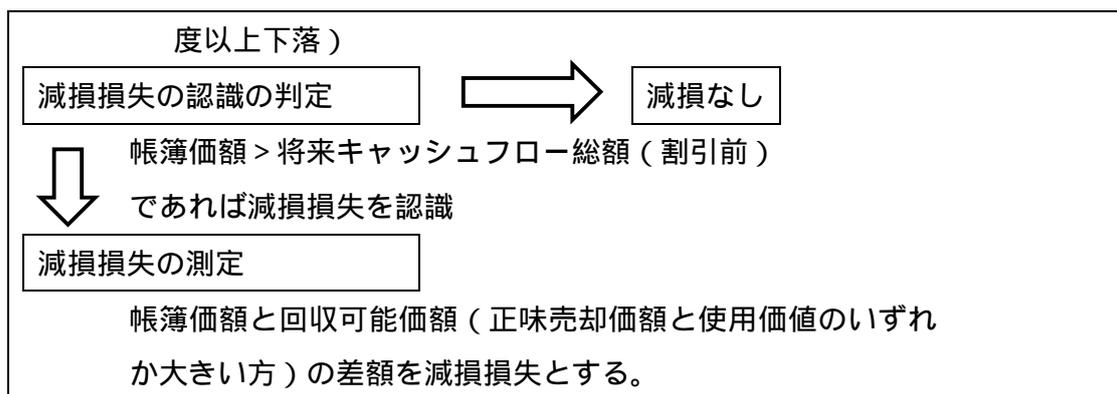
告書上、減損不要である旨が注記されているのみである。

令和3年度札幌市中央卸売市場事業会計決算書
5 減損損失に関する注記
なし

ウ．監査結果（指摘）

毎事業年度の決算手続においては、下記のフローチャートに記載した通り、固定資産のグルーピングや減損の兆候等について固定資産の減損会計の検討を行い、減損損失を計上する必要があるかの手順を踏んで検討しなければならない。結果として、減損損失を計上する必要がある場合であっても、減損損失の計上が不要であるとの結論に至る経緯を決算手続として、記録・保管する必要がある。





卸売市場の収益が全国的に減少傾向にあるなかで、現状の財政状況・経営成績を適正に管理するためにも減損会計を正確に適用し、適正な財務諸表を作成する必要がある。

(2) 遊休資産の管理

ア．概要

遊休資産とは、一度事業用の資産として取得されたが、事業変更や新しい機器の購入等により、利用や稼働を停止した資産のことを指す。札幌市中央卸売市場に遊休資産の管理について聴取した結果、遊休資産に該当する資産はなく、遊休資産の管理は行われていなかった。また、遊休資産の定義が明文化されていることはなく、施設設備について網羅的・定期的に遊休状態であるかを確認する手続は行われていない。

イ．監査結果 (意見)

遊休資産の管理は、未稼働の資産を有効活用あるいは異動 (処分含む) させ、経営資源を効率的に運用する点で効果的である。また、減損会計の適用時にも有用である。札幌市の中央卸売市場は全国的にも広大な敷地面積を有し、将来的な需要予測が不透明な中で、広大な施設設備の効率的な活用は継続的な課題といえる。この点、より効果的効率的な経営判断に資するために遊休資産の定義を明確化し、遊休資産の管理を可視化する必要があると考える。

(3) 減価償却に関する会計規定と実際の会計処理

ア．概要

固定資産の減価償却に関する会計処理は、札幌市中央卸売市場事業会計規程（令和2年3月26日最終改正）「第6章 固定資産」に従い処理されており、左記規定は地方公営企業法施行規則改正に伴い適宜改正されている。以下の点については、市場経営の健全性を確保する観点から現行の会計処理の妥当性について検討が必要と思われる。

札幌市中央卸売市場会計規程

第78条第3項

減価償却は、固定資産を取得し又は固定資産を編入した年の翌年度から行うものとする。

ただし、償却資産の種類により必要があると認めるものについては、取得し又は固定資産に編入した月の翌月からこれを行う事ができる。

市場の実際の会計処理は、上記札幌市中央卸売市場会計規定第78条第3項前段の規定に従い、固定資産取得の翌年度から減価償却を行っている。

イ．監査結果（意見）

年度の途中で取得した資産については、使用した月数に応じて減価償却を行うのが市場の経営成績をより適正に表示することとなるため、この観点からは上記規定後段（ただし以降）「償却資産の種類により必要があると認めるものについては、取得し又は固定資産に編入した月の翌月からこれを行う事ができる。」を適用するのが望ましい。

なお、地方公営企業法施行規則においても原則的処理は取得翌年度から償却開始であるが、取得した月又は取得した翌月から償却開始することを妨げないとしている。

地方公営企業法施行規則第4章

第15条第5項

各事業年度の途中において取得した有形固定資産の減価償却については、第1項の規定に準じ使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。

（第1項は定率法及び定額法の計算方法の規定）

4.4.3 決算書の表示に関する事項

(1) 貸借対照表の表示科目の明瞭化(引当金)

ア. 概要

市は「地方公営企業マニュアル」に基づき、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、その他)を作成している。ここで、各財務諸表の勘定科目は「」上にて示され、他の公営企業はそれに従い表示項目を設定している。市は「札幌市中央卸売市場会計規程」別表「中央卸売市場事業勘定科目表」にて勘定科目を設定している。

「札幌市中央卸売市場事業会計規程」		
第8条(勘定科目)		
勘定科目の区分は、別表に定めるところによる。		
2 勘定科目の細目については、市場長が別に定める。		
別表 中央卸売市場事業勘定科目表より一部抜粋		
款	項	目
(負債勘定)		
固定負債	引当金	退職給付引当金 その他引当金
流動負債	引当金	賞与引当金 その他引当金

令和3年度札幌市中央卸売市場事業会計決算書の貸借対照表上及び注記にて、引当金が次のように表示されている。

【貸借対照表より抜粋】

表示区分	表示科目	金額（円）
流動負債	引当金	90,102,805
固定負債	引当金	16,698,000

【注記表より抜粋】

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(2) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員への退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額相当する金額のうち、一般会計が負担すると見込まれる額 38,615,489 円を除く額を計上している。

ロ 職員への期末手当及び勤勉手当の支給並びに関係する法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末におけるこれらの支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

【令和3年度札幌市中央卸売市場事業キャッシュ・フロー計算書より抜粋】

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

.....

退職給付引当金の減少額 18,139,798

賞与引当金の減少額 452,396

このように、貸借対照表では「引当金」と表示しつつ、注記表やキャッシュ・フロー計算書上では、それぞれ退職給付引当金・賞与引当金といった内容を詳細に示した科目名を利用している。各引当金の内訳を確認した結果、流動負債の引当金は全額賞与引当金であり、固定負債の引当金は全額退職給付引当金であった。

イ. 監査結果（意見）

財務諸表を作成するにあたり、貸借対照表や損益計算書の科目名は、事業者間での比較可能性を確保するため準拠すべき法令・会計基準によって一定程度拘束されて

いる。市場が準拠すべき基準(ここでは貸借対照表に限る)である地方公営企業法施行規則「貸借対照表 別記第十三号様式」では、以下のように示されている。

地方公営企業法施行規則「貸借対照表 別記第十三号様式」(一部抜粋)

4 固定負債

(4) 引当金

イ 何々引当金 x x x x

ロ 何々引当金 x x x x

引当金合計 x x x x

5 流動負債

(9) 引当金

イ 何々引当金 x x x x

ロ 何々引当金 x x x x

引当金合計 x x x x

また、札幌市中央卸売市場事業会計規程では、引当金について次のように明文化されている。

札幌市中央卸売市場事業会計規程

(引当金の計上)

79条の2 地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第22条に規定する費用に計上しなければならない引当金は、次に掲げるものとする。

(1) 退職給付引当金

(2) 賞与引当金

(3) 貸倒引当金

(4) その他引当金

このように、札幌市中央卸売市場事業会計規程や注記表、キャッシュ・フロー計算書上では退職給付引当金及び賞与引当金が区別して表示されているが、貸借対照表では「引当金」と表示され、内容が不明確であり他の開示書類との整合性が損なわれている。流動負債の引当金を賞与引当金、固定負債の引当金を退職給付引当金と表示し、

明瞭な貸借対照表とする必要がある。

(2) 貸借対照表の表示科目の科目変更(その他投資)

ア. 概要

貸借対照表に「その他投資その他の資産」という科目が表示されている。

【令和3年度札幌市中央卸売市場事業会計決算書 - 貸借対照表より抜粋】		
表示大区分	表示中区分	表示科目
固定資産	投資その他の資産	その他投資その他の資産

固定資産の「投資その他の資産」のなかで、別掲表示されている「出資金」以外の残高が「その他投資その他の資産」として表示されている。内訳は水産保冷配送センターの借地権設定契約に係る保証金である。

地方公営企業法施行規則「貸借対照表 別記第十三号様式」(一部抜粋)		
1 固定資産		
(2) 投資その他の資産		
イ 何 々		× × × ×
ロ 何 々		<u>× × × ×</u>
投資その他の資産 合計		× × × ×

イ. 監査結果(意見)

前述のとおり、財務諸表を作成するにあたり、貸借対照表や損益計算書の科目名は、事業者間での比較可能性を確保するため準拠すべき法令・会計基準によって一定程度拘束されている。市場が準拠すべき基準(ここでは貸借対照表に限る)である地方公営企業法施行規則「貸借対照表 別記第十三号様式」では、その他雑科目に関して明文化されていない。

しかし、「その他投資その他の資産」はその他の表現が重複し、わかりにくい。上場企業を例にすると、シンプルに「その他」と表示する事例が圧倒的多数であり、「そ

の他投資その他の資産」を「その他」と表示すべきである。また、当科目に計上される取引内容が上記保証金のみである場合、「保証金」といった内容がわかる科目名での表示も有効である。

(3) 特定預金の表示について

ア. 概要

令和3年度の札幌市中央卸売市場事業会計決算書の貸借対照表上に「特定預金」が59,114,469円計上されている。市では、給与支払い時に天引きされる税金や社会保険料など、支払先が特定されている預り金が管理されている口座残高を「特定預金」として表示しており、市場開設時の昭和35年から当科目にて表示している。

貸借対照表の様式は、地方公営企業法施行規則第48条第5項にて、「貸借対照表別記第十三号様式」に準ずるものとする旨規定されているが、「特定預金」は同様式には記載されていない。

なお、公益法人会計基準や学校法人会計基準にて「特定資産」という科目が規定されており、特定資産をより詳細に表示する場合に「特定預金」という科目が用いられる余地がある。ここでいう「特定資産」は対象法人が特定の目的のために用途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産であり、預金や有価証券等の金融資産のみならず、土地や建物等が含まれるものとされている。

公益法人会計基準注解

(注4) 基本財産及び特定資産の表示について

3 当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。

学校法人会計基準別表第三

科目			備考
大科目	中科目	小科目	
固	特定資産		用途が特定された預金等をいう

定 資 産	第 2 号 基本金 引当特定資産	
	第 3 号 基本金 引当特定資産	
	(何)引当特定 資産	

イ．監査結果（指摘）

前述のとおり、財務諸表を作成するにあたり、貸借対照表や損益計算書の科目名は、事業者間での比較可能性を確保するため準拠すべき法令・会計基準によって一定程度拘束されている。市場が準拠すべき基準（ここでは貸借対照表に限る）である地方公営企業法施行規則「貸借対照表 別記第十三号様式」では「特定預金」は示されていない。財務諸表利用者が当科目を別掲表示することでより有用な情報を得られるかが判断要素となる。

参考とすべき事例として公益法人会計基準や学校法人会計基準での「特定資産」があるが、これらは将来生じうる建物取得や大規模修繕といった多額な支出に備えている資金として、貸借対照表上の他の金融資産等とは区別して表示されるものである。

市場の運用状況を鑑みると、特定の用途ではあるものの短期的な支払管理目的のための区別であり、財務諸表利用者にとっても有用な情報とは言い難く、誤解を招く可能性もある。このため、「特定預金」として計上される 59,114,469 円を「預金」として計上する必要がある。

4.4.4 会計帳簿の整備状況について

（1）概要

市場では、札幌市中央市場総合情報システムを構成する開設者業務系システム内の財務会計システムを利用し、日々の会計処理を行っている。当システムはパッケージソフト等ではなく、民間事業者へ委託開発したシステムである。

複式簿記を採用する場合、利用する財務会計システムにより入力管理される項目や

情報量の違いはあるものの一般的には以下のような機能を備えている。

ア．伝票入力

入金伝票、出金伝票、振替伝票など、取引を伝票として入力する機能であり、複式簿記の所謂仕訳を意味する。仕訳入力・登録ともいう。

イ．帳簿作成

試算表、現金出納帳、総勘定元帳など、伝票入力(仕訳入力)によって蓄積された情報を目的に応じた帳簿形式で表示する機能をいう。

ウ．決算書作成

伝票入力(仕訳入力)によって蓄積された情報から貸借対照表や損益計算書といった決算書を作成する機能をいう。

エ．帳票等の出力

作成された帳票や決算書を出力する機能をいう。

オ．データ連携・自動仕訳

他のシステムや電子データと連携し、従来手入力されていた情報が自動的に財務会計システムに取り込まれる機能である。近年大半のパッケージソフトにて当機能が実装されている。

このうち、イの帳簿作成機能について、市場が利用する財務会計システムでは総勘定元帳の表示内容が著しく不十分な形式であった。

総勘定元帳は複式簿記において日々発生する取引のすべてが記録される主要簿であり、すべての取引が勘定科目ごとに記録される重要な帳簿である。総勘定元帳によって、取引日、取引金額、相手科目等が表示され、取引内容が明らかとなる。

しかし、市場の財務会計システムにおける総勘定元帳では、大半の仕訳の取引内容が表示されない(空欄で表示される)仕様となっている。

その結果、一般的なパッケージソフトにおいては、取引内容を照会するのに現金出納帳や補助元帳などを利用する必要なく総勘定元帳をみれば容易にわかることが、市場の財務会計システムにおいては、総勘定元帳だけではなく現金出納帳や補助元帳を併用してはじめて照会できる状況となっている。

(2) 監査結果(指摘)

総勘定元帳を正しく活用できるような体制を整備する必要がある。総勘定元帳は複式簿記において、日々発生する取引のすべてが記録される主要簿に位置付けられる重要な会計帳簿である。

現状では、事後的に取引照会が必要な場合に他の帳票を併用することが不可避であり、今回の監査手続においても効率的な監査手続を阻害する要因となった。また、このような会計システムの基本的機能の不備は、システム全体に対しても不審な印象を抱く要因にも繋がるうえに、複式簿記の基本的事項に不備があるこの状況が長期間見直されずに運用され続けていることが異常な状況である。他の会計機能も含めて早急にシステム構成を見直し、システムの改修又はシステム変更も含めて検討すべきである。

4.4.5 事業別管理について

(1) 事業別の収支管理について

ア. 概要

札幌市中央卸売市場では、水産物と青果物の2事業を主たる事業としている。毎月各事業の取扱高や取扱額を各事業別に報告管理されているものの、費用の事業別管理は限定的であり、正確な事業別の損益を管理していない。

また、過去の損益実績の推移は次のとおりであり、営業収益が直前期は回復したものの、中長期的には減収傾向にある上に最終損益は5期連続の赤字である。この際、赤字の要因が事業別に要因があったとしても全体の損益計算書のみでは適切な原因の分析ができない。

【札幌市中央卸売市場事業損益計算書推移】

(単位：千円)

	2018/03	2019/03	2020/03	2021/03	2022/03
営業収益	1,489,612	1,447,079	1,412,531	1,393,698	1,418,648
営業費用	2,079,895	2,141,317	2,012,672	1,912,282	1,947,812
営業損失	590,282	694,237	600,141	542,449	529,163
営業外収益	678,967	681,984	660,586	611,404	584,525
営業外費用	454,879	484,941	487,549	450,578	451,482
当期純損失	135,403	209,296	112,591	91,871	77,681

イ．監査結果（意見）

管理会計の一つの手法として、部門別会計がある。部門別会計とは、部門(事業)毎に売上・経費・利益などを把握することである。部門別会計を導入し水産物と青果物の2事業の損益を可視化することで、より詳細な会計情報が得られる。これらの会計報告から得られる情報を充実させ、より効率的な経営判断を行えるよう事業別の部門別会計を導入すべきと考える。

部門の設定単位としては、複数の事業がある場合に各事業を設定単位としたり、同一事業であっても本社と営業所を各部門として設定するなど、管理目的により異なる。この点、札幌市中央卸売市場では、水産物及び青果物の2事業が営まれており、それぞれ異なる市場環境に晒されている。これらを別々に損益管理することで将来的な業績管理や事業戦略等に役立つと思われる。

部門別会計を行う上での技術的な論点として、間接費の配賦基準がある。設定された各部門に直接的に帰属する直接費は比較的管理可能であるが、各部門への対応関係が不明確な間接費についてどのような基準で配賦するかが問題となる。札幌市中央卸売市場では、部門別に費用を振り分けるのが困難であり、このような費用を共通経費として配賦する場合に、合理的な基準がないこと、また業務量が膨大になることを理由に事業別の損益計算を実施していない。

しかし、全ての費用は直接・間接に関わらず収益を得ることを目的に発生するものであり、費用の発生要因をもとに合理的な配賦基準を設定することはそれほど困難な

ものではないと思われる。また、間接費の配賦基準は、一定の仮定のもとに設定しているものであり完全な配賦基準を設定することは困難である。部門別管理の目的が達成できる程度の配賦基準を費用対効果によって決定すべきである。

国内の中央卸売市場の水産物及び青果物の取扱数量、取扱金額は年々減少トレンドにあり、今後も上昇に転じることは期待し難い。このような環境下では、より詳細かつ適切な現状分析が必須であり、無駄な経費支出は削減し、より効果的な投資対象へ資金を活用する必要があることは明らかである。これを効果的に可能とするための手段のひとつが部門別会計であり、早急に導入されるべきと考える。

(2) セグメント情報に関する注記について

ア．概要

セグメント情報とは企業の売上、利益、資産その他の財務情報を事業単位などの単位(セグメント)に分解した財務情報のことをいう。このセグメント情報の開示は企業会計で先行して導入され、地方公営企業においても業績評価のための情報提供等による議会・住民に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について適切なセグメントに係る財務情報を開示することが求められている。また、経営分析を多面的に行うためのツールとしても有用である。

地方公営企業法施行規則

(セグメント情報に関する注記)

第四十条 セグメント情報に関する注記は、地方公営企業を構成する一定の単位(以下この条において「報告セグメント」という。)に関する事項であって、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 報告セグメントの概要

二 報告セグメントごとの営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額

2 報告セグメントの区分は、法第十条の規定による企業管理規程(企業管理規程を定めていない地方公営企業にあつては、当該地方公営企業の会計事務の処理に関し必要な会計規程を定めた規則その他これに準ずるもの)で定めるものとする。

報告セグメントの区分は各地方公営企業において判断することとされているが、以下の3点を判断要素とする旨が「地方公営企業会計制度の見直しについて(平成25年12月総務省自治財政局公営企業課)」にて示されている。

- ・ マネジメント・アプローチの考え方を踏まえる
- ・ 民間企業・地方独立行政法人における区分も参考
- ・ 事業単位の有無も含めて判断

市は、札幌市中央卸売市場の報告セグメントは単一セグメントであると定め、その旨注記している。

札幌市中央卸売市場事業会計規程

(報告セグメントの区分)

第104条の2 報告セグメントの区分は、市場事業を1セグメントとする。

イ．監査結果(意見)

セグメント情報の開示は前述のとおり、事業が多岐にわたる場合に各事業の財務指標を別々に開示することで、財務諸表利用者がより具体的に経営状況や今後の見通しを予測するうえで有用である。

札幌市中央卸売市場事業会計規程では単一セグメントとしつつも、札幌市中央卸売市場が公表する資料においては、そのほとんどについて水産物事業と青果物事業が別々に管理されている。

また、全国的には水産物事業のみの市場や青果物事業のみの市場が存在し、これら2事業の経営状況が別々に把握できることは他の市場との比較等で有用であると思われる。

よって、報告セグメントの区分を水産物事業と青果事業の2つのセグメントとし、決算書上セグメント情報の開示を行うことが望まれる。

4.5 その他監査の結果及び意見

(1) 中央卸売市場で使用するタクシーチケットの管理について

ア．概要

市職員のタクシーチケット利用に関して、市においては、「札幌市営業車、地下鉄等の使用に関する事務取扱要領」、およびその運用方針を設け、その第9条では以下の通り規定している。

第9条（使用内容の記載及び確認）

(1) 本条は、職員がチケット及びチケット控に記載すべき内容及びその確認に関するものであるが、今回のチケットの複写化に伴い、チケット半券の記載は不要となるとともに、許可簿は廃止されることとなるので、チケット控の所要事項は必ず記載すること。

なお、チケット控への使用日時、使用料金等の記載に当たっては、複写式となっているため、1冊のチケット簿冊を専用を使用する場合には、次頁以下のチケットにも複写されるおそれがあるので、あらかじめ配布する下敷きを必ず使用して記載すること。

(2) 使用日時、使用者名、料金等の欄は運転手に渡す前に記載し、用務、使用人数及び経路の欄は遅くとも所属係長に提出するまでに記載すること。

(3) 用務欄には、「外勤用務」等抽象的な表現を避け、「会議出席」、「工事しゅん工検査」等具体的に記入すること。また、深夜にわたる超過勤務により帰宅するために使用する場合には、超過勤務を記載するのではなく、「超勤による深夜帰宅」等その旨を明記すること。

(4) 経路欄には「市内」等の不明確な表現は避け、「本庁～東区役所」等具体的に記載するとともに、中間用務地等必要に応じ主要な経路も記載すること。

(5) 請求照合欄には、営業車を使用した職員は記載しないこと。

(6) チケット控により使用内容を確認する者は、第13条第3号による確認の場合を除いて、すべて使用した職員の所属係長である。したがって、第7条の規定により、所属係長以外の係長から交付を受けた場合であっても、使用確認印は所属係長が押印することとなるので、留意すること。なお、使用した職員が係長である場合には、当該係長自身が確認すること。

(7) 来客等渡しについては、チケットの交付前に当該チケット控の用務欄に「委員渡し」、「来客渡し」等と記入する。

このように、チケット使用簿においては、用務欄は抽象的記載を避け、「会議出席」、「工事しゅん工検査」等のように具体的に用務内容を記入し、さらに経路等も「本庁～東区役所」等具体的に記載することとされている。その趣旨は職務上タクシー利用が必要であったことを用務欄に明記して明らかにすることで不適切なチケット利用を防止することにあると考えられる。

イ．監査結果（意見）

札幌市中央卸売市場職員のチケット使用簿では、用務欄に記載のないものや、「緊急用務」とだけ記載されているもの複数見られた。

上記の通り、どのような用務でタクシーを利用する必要があったのか明確にする必要性から、用務欄には具体的な用務を記載すべきである。

(2) 図書台帳の管理について

ア．概要

市の規程に則った契約手続きについて実務的な解説をしている契約事務ハンドブックには、

物品管理者は、備品使用簿(会計規則様式 118)を備え、備品を整理票(会計規則様式 75)その他の方法により整理しなければならない。また、使用中の備品については、備品使用簿に記載し、使用者の押印を受けなければならない。なお、図書については図書台帳を備えることにより、備品使用簿の記載にかえることができる。

と記載されている。また、

消耗品である図書(物品管理者が定める額以上 5,000 円未満の図書をいう。)について、図書台帳を作成し、出納の都度整理することとなっている。ただし、新聞、雑誌、パンフレット類、列車時刻表など登載内容の効力が短期間で

失われるもの及び図書の追録は除かれる。

上記規定に基づき、卸売市場においては、業務に関わる図書について、図書台帳を作成し備え置いている。

イ．監査結果（指摘）

令和3年度の図書台帳を通査すると、図書の受入年月日が平成26年以降平成31年までの図書のみで、令和元年度以降令和3年度までの図書がなかった。

さらにそれについて確認したところ、令和元年度以降令和3年度までに新たに購入された図書及び廃棄した図書について図書台帳が適時に更新されていなかっただけでなく定期的に図書台帳と現品の照合が行われていなかった。

上記契約事務ハンドブックに記載のとおり、消耗品である図書については図書台帳を作成し、出納の都度整理することとなっており、購入及び廃棄の都度図書台帳の更新が必要である。さらに、定期的に図書台帳と現品の照合を行い、現物の有無の確認が必要である。

（3）保証金台帳について

ア．概要

仲卸業者の保証金については、札幌市中央卸売市場業務規程施行規則第15条に規定され、卸売市場に対して預託している。

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則第15条

業務規程第22条第1項の規定により規則で定める仲卸業者の預託すべき保証金の額は、当該仲卸業者が業務規程第76条第1項の規定により納付すべき市場使用料（仲卸業者市場使用料、調理実習室使用料、大会議室使用料及び小会議室使用料を除く。）の月額額の2倍に相当する額とする。

また、業務規程第22条第2項の規定により仲卸業者が預託した保証金は返還さ

れる。

第 22 条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、当該仲卸業者が第 76 条第 1 項の規定により納付すべき市場使用料（仲卸業者市場使用料を除く。）の月額額の 3 倍に相当する額の範囲内で規則で定める。

2 第 9 条第 2 項及び第 3 項並びに第 10 条から第 12 条までの規定は、前条第 1 項の保証金について準用する。

（仲卸しの業務の許可の取消し）

第 12 条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して 60 日を経過した後でなければこれを返還しない。

（卸売の業務の許可の取消し）

同様に、関連事業者についても、札幌市中央卸売市場業務規程施行規則第 26 条第 2 項において規定されている。

第 26 条（略）

2 業務規程第 37 条第 3 項の規定により規則で定める関連事業者の預託すべき保証金の額は、当該関連事業者が業務規程第 76 条第 1 項の規定により納付すべき市場使用料（調理実習室使用料、大会議室使用料及び小会議室使用料を除く。）の月額額の 3 倍に相当する額とする。

として、卸売市場に対して預託している。また、業務規程第 37 条第 4 項の規定により関連事業者が預託した保証金は返還される。

第 37 条 関連事業者は、第 34 条第 1 項の許可を受けた日から起算して 1 月以内に、規則で定める誓約書を添えて保証金を本市に預託しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除す

ることができる。

2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。ただし、前項ただし書の規定により、保証金の預託を免除された者については、この限りでない。

3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、当該関連事業者が第76条第1項の規定により納付すべき市場使用料の月額額の3倍に相当する額の範囲内で、規則で定める。

4 第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定は、第1項の保証金について準用する。

第12条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

(卸売の業務の許可の取消し)

卸売市場では、保証金の管理を行うために保証金台帳を作成している。保証金台帳には、A4用紙1枚に仲卸業者の所在・名称・代表者・業種とともに保証金の納入金額、納入年月日、返還年月日が記入されることとなり、保証金の入出金の管理を行っている。

イ．監査結果（意見）

保証金台帳を通査すると、過年度において既に保証金が返還されたにもかかわらず、返還年月日が記載されていないものが、散見された。

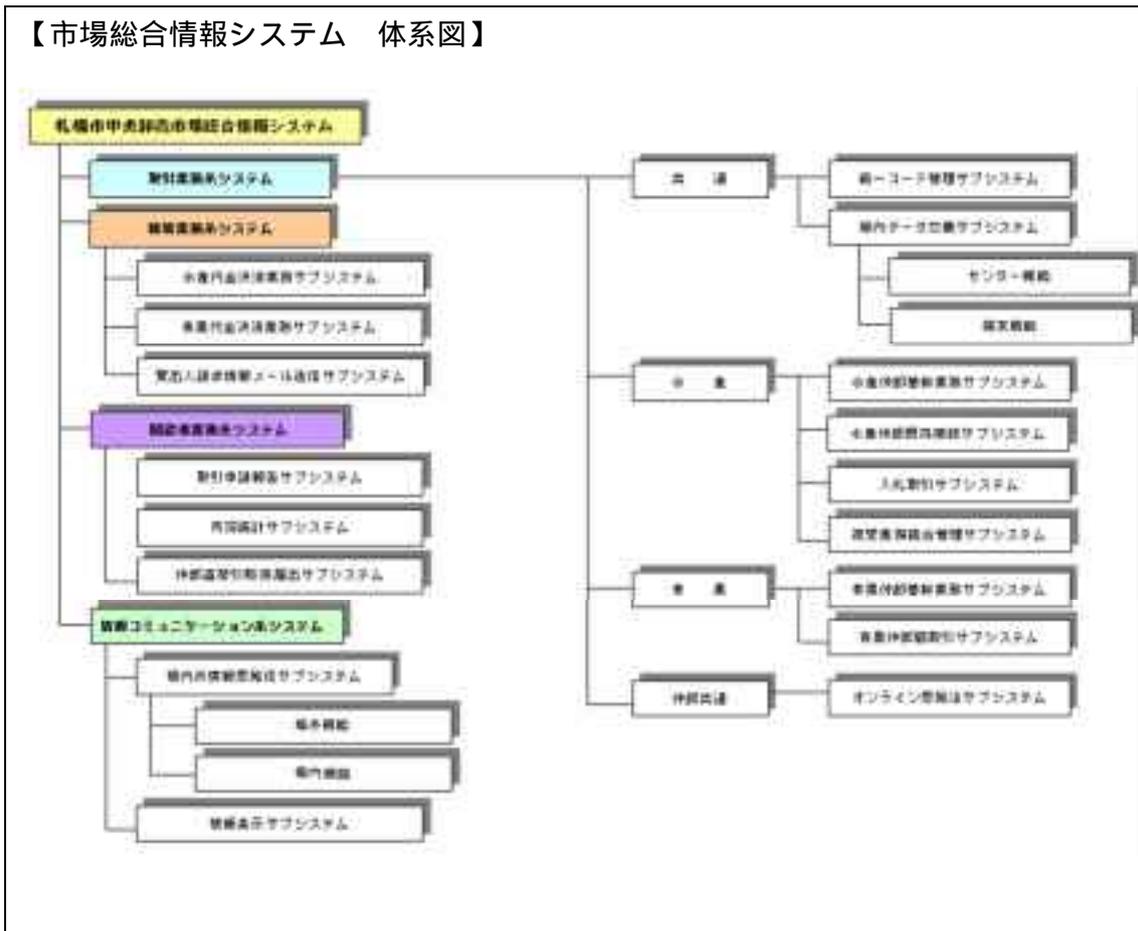
なお、卸売市場では、保証金台帳とは別に保証金一覧が作成されている。この保証金一覧には、会社名等との記載とともに、保証金が返還された先については、備考欄に保証金返還と記載されている。このように、保証金の管理について、2つの管理簿が作成されていながら、片方では、本来記載されるべき返還年月日が記載されていない。そうであれば、この2つの管理簿を1つにまとめて作成するなどして作業の2度手間を減らすとともに適切な管理をするべきである。

(4) システム関連投資にかかる体制の整備について

ア. 概要

市場では、様々なサブシステムから構成される札幌市中央卸売市場総合情報システムを重用している。

【市場総合情報システム 体系図】



この札幌市中央卸売市場総合情報システムの所有は札幌市に属するものの、札幌市職員が日常業務で使用するの「開設者業務系システム」のみであり、その他のサブシステムは市場利用者が主に使用している。

また、同システムについて、市は一般社団法人札幌市中央卸売市場協会（以下、「市場協会」とする）との間で「中央卸売市場総合情報システム使用許諾契約書」と「札幌市中央卸売市場総合情報システムのコンピュータネットワーク設備管理に関する契約書」をいずれも平成 20 年に締結しており、以来同システムの使用权や改変

する権利、同システムで使用する周辺機器類等に関する管理も含めて市場協会が管理運用している。さらに、市場協会はシステムに関する業務の一部を専門業者へ再委託している。このような体制でのシステムの運営及び管理が平成 20 年以來継続している。

札幌市中央卸売市場総合情報システムへの追加投資や改修が行われることを意思決定する場合は、他の固定資産等と同様に市の決裁が必要となるものの、市場職員に IT の専門家が配置されているわけではない。

イ．監査結果（意見）

市場が有効かつ効率的に機能し、利用者にとって価値ある市場として今後も維持継続するためには、システムの活用は不可欠である。他方、システムの開発・管理は専門的な要素が大きく、開発する場合には多額の予算が必要となることは少ない。

この点、市場内部にはシステム投資や開発について専門的な見地から判断する人材が不足しており、平成 20 年以降も年々 IT 技術が発達する中で必ずしも最適な意思決定を形成できるだけの体制が整備されていない可能性がある。市場協会やその委託先業者から独立した見地から、現状の IT に関する評価や意思決定の助言を内部あるいは外部から得られるような体制の整備が必要と考える。

（５）市場総合情報システムの責任範囲の明確化について

ア．概要

（４）に記載の通り、札幌市中央卸売市場総合情報システム（以下、「市場システム」とする）は、所有権は市場にあるものの、使用許諾を一般社団法人札幌市中央卸売市場協会と締結し、同協会とその委託会社を中心となって保守管理や機能追加等を行っている。しかし、委託内容や詳細なセキュリティに関する条項等の権利義務関係が明文化されてなく、具体的な責任範囲や有事の際の対応根拠として不十分である。

市場システムが取り扱う情報としては卸売業者や仲卸業者の企業情報、取引情報、

財務情報この他様々な情報を保持しており、過去段階的に機能追加や見直しが行われてきた。平成 20 年に締結された契約内容は変更されずに維持されており、現状のシステム設計や運用状況を網羅しているとは考えにくい。

イ．監査結果（意見）

市場システムが機能する範囲は広範であり、当初システム構築依頼定期的に機能追加等が行われている。また、アプリケーション機能や情報ネットワーク・セキュリティに関する技術等は年々変化を続けている。このような環境下で、市場と市場協会間での現状の契約内容では、権利義務の範囲や内容が不明確であり、有事の際に適切な措置が困難となる可能性が高いと考える。

さらに、市場システムに関するコントロールは市場協会が行っているものの、情報漏洩等が生じた場合は市民・メディアの関心は市場へ向けられると想定される。そのため、現在不明瞭な権利義務関係を明確化すべきである。

5 監査の結果及び意見（農政部）

5.1 札幌市の農業の現状

（1）概要

農業ビジョンによれば、札幌市の農業の現状は以下の通りとなっている。

兼業農家の高い減少率

販売農家について、専兼業別にみると、平成 27 年には、専業農家の割合 58.6%、兼業農家は 41.4%となっており、兼業農家率は石狩管内の 32.4%、北海道の 30.2%と比べて高くなっています。

平成 17 年から平成 27 年までの推移をみると、全ての区分で減少となっており、平成 17 年と比べると、「専業農家」が 23.7%減であるのに対し、「兼業農家」は 54.3%減と 5 割以上減少しています。

高い小規模経営農家の割合

農産物販売金額規模別に農家数をみると、平成 22 年は「50 万円未満」が 20.2%と最も多く、販売金額 300 万円未満の農家が約 7 割を占めています。

石狩管内や北海道においては、300 万円以上の農家の割合が、それぞれ約 6 割強、8 割となっています。これらと比べると販売金額は総じて少ない状況にあります。

進みにくい新規就農

過去 10 年間の新規就農者数をみると、多い年で 8 人、他は年間で数名程度となっており、新規就農が進んでいないといえます。

ここ数年は、年齢的に 45 歳以下の年齢層が多く、新規参入者が後継者を上回る傾向があります。

【課題】

札幌市の農業は都市型農業であるため、農地の保全にあたっては農家数全体の 4 割以上を占める兼業農家や小規模農家も重要な役割を担っているといえます。

しかしながら、これらの農家の数は大きく減少しているのが現状です。

農家の担い手減少を食い止めるためには、これまであまり焦点が当てられてこなかった高齢農業者や女性農業者に対しても農業を営み続けられるよう、農作業受委

託や援農などの仕組みを充実させていくことが求められます。

また、新規就農者には栽培技術指導や販路確保などにより、就農後の早期営農定着が求められます。

さらに、近年、農業分野へ食関連産業や福祉関連の法人・企業など、異業種からの参入の動きが見られます。農業分野への適正な参入に向けて、関係機関との連携調整を図るとともに、農地の確保や営農技術の確立などの取組を進めていくことが求められます。

札幌市のような都市農業については、地方で広大な農地を所有し、それを基盤に事業拡大を進める農家とは異なる経営手法が求められている。

一般的に北海道の農業というと、田舎の広い畑でたくさん農作物を育てるイメージが強いが、都市部で農業を営む場合はそうはいかない。しかし、都市型農業には都市型農業のメリットがある。

- ・消費者との距離が近く、直販が容易
- ・消費者が生産者の数よりも圧倒的に多い
- ・消費者ニーズ、市場動向が掴みやすい

都市型農業の最大のメリットは消費者が近く商品が売りやすいという点で、一般的な農家の多くは農作物の生産に注力し、生産したものは農協などに卸す事が多いが、都市型農業においては、飲食店や消費者に対して直接販売しやすい環境にある。

一方都市型農業のデメリットは以下の通りである。

- ・土地が限られているため、生産量が少ない
- ・周辺住民の理解を得る必要がある

札幌市のような都市では、まとまった広い農地を確保することは困難なので、生産できる農作物の量は限られる。消費者が多いとは言っても、生産量が少ないままでは売り上げを伸ばすことはできない。

また、住宅地が近い場合は周辺住民へ配慮する必要があるため、非常に神経を遣うことになる。臭いのある堆肥は使えず、農薬を当たり前のように散布することもできない。

農林水産業の都市農業の優良事例集～都市農業の特色を活かした魅力ある取組（令和元年9月）における成功事例を見ると、それは、身内のみで行うような従来型の「閉じた農業」ではなく、地域の人を呼び込む「開いた農業」のケースが多いと思われる。

札幌市の市民農園の利用率は100%に近く、農業に興味のある市民は多いと思われる。

平成29年1月の第2次さっぽろ都市農業ビジョンにおいて、都市農業フォーラム（平成28年3月）が開催された際のアンケート結果等が記載されており、その中では今後、農業や農的活動に関わっていこうと思うか、また「思う」と回答した人には、どのような関わり方をするかという質問に対し、農業や農的活動に関わっていくと答えたのは68.4%で、今後どのような関わりをしていくかという問いには、「体験農園」が26.9%、「観光農園でのもぎ取りや収穫体験」が22.4%、「農家ボランティアになって農家のお手伝い」が20.9%となっている。

インターネットでは、数十件の札幌の体験農園が検索でき、ネット上の評価は高い。

体験農園は、行政を通して市民に農地を貸すのではなく、農園主が市民に技術指導し、市民の方が自ら農作物を栽培するというものであり、農園主は、農地を守りながら少ない労働時間で安定した収入を得られ、市民は農作物を栽培し収穫できるという喜びがある。また、顔の見える交流を続けることで、住民の間で農園の知名度が上がり、農場のファンを作る事ができるのではと思われる。

さらに、安心・安全・高品質な食材の生産工程を、消費者が身近な都市部で確認することができれば、生産者-消費者の信頼関係が今まで以上に深まる。生產品と生産者と直接接することができる、消費者側の安心感は圧倒的に違うと思われる。このような都市型農業が身近な存在となれば、人々の農業への興味・関心も強まると思われる。

都市型農業は不要なのか。上記の札幌市の現状の通り、農家の数は大きく減少しており札幌市の農業の将来は悲観的にならざるを得ない。

しかし、東京都をはじめとする都市部の農地はなくなっても困らないという流れが、

少しずつ残そう・守っていこうという流れに変わってきている。

また、平成 27 年 4 月に施行された都市農業振興基本法によれば、都市農地について「都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等農産物の供給の機能以外の多様な機能を果たしている」（都市農業振興基本法 第 1 章 3 条）という評価をしている。

これらの機能が十分に発揮されるよう推進していくという政策により、防災・環境・教育・福祉・コミュニティーの場としての都市農地の価値を国として認めることとなった。

東京都をはじめとする都市部は、近年まで新規就農者がとても少ない状態で、その理由としては、行政などの支援が少なかったことに加え、就農できる農地がなかったことによる。

都市部の農地は多くの場合生産緑地に指定されており、これまで、この生産緑地は制度上とても貸しにくい土地となっていた。新規就農者がいきなり都市部の土地を買うことは金銭的に不可能に近く、借りると言っても貸してくれるところがない。

2018 年 9 月に都市農地賃借円滑法が制定され、生産緑地の賃貸が現実的にできるようになり、新規就農したいと言う若者にとっては大変な影響がある。なお、市には生産緑地がないため、この制度による影響はない。

市においても、耕作放棄地は以下の通り増加の傾向があり、また、都市農業フォーラム（平成 28 年 3 月）が開催された際のアンケート結果等には、農地を探すまでサポートしてほしい。就農を希望しても農地が手に入りにくいとの意見もある。

耕作放棄地の所有者への農地賃貸のメリット等の情報提供を粘り強く進めていくしかないと思われる。

全国の耕作放棄地面積の推移



(2) 札幌の農産物のブランド化について(意見)

市においては、「さっぽろとれたてっこ」として、札幌市農業振興協議会が一定の基準に基づき認証した農業者が生産した農産物やその加工品を「さっぽろとれたてっこ」ブランドとして普及する取組をするなど、札幌の農産物のブランド化及び地産地消を進めている。

さっぽろとれたてっこ制度は、札幌の農業者が生産する農産物を対象とした産地表示制度で、地域ブランドを目指すものです。

‘さっぽろとれたてっこ’のマーク(右図)(以下、「マーク」といいます。)の表示を行い、札幌の農産物を広く消費者に知っていただき、販売を促進することで、地産地消の拡大につなげます。

また、‘さっぽろとれたてっこ’の生産者は、*環境に配慮し、安全・安心の向上に努めます。



札幌の農産物のブランド化及び地産地消を進める一つとして、市民が札幌の農産品を購入できる店舗等について札幌市のホームページ上では、サッポロさとらんど(農産物の販売を冬期間(11月4日~4月28日)は、営業していない)やJAの店舗が記載されている。

札幌の農産物のブランド化は、消費者が数ある選択肢の中から札幌の農産物を選択してもらうことで、一昔前であれば、品質の良く値段が安いものを提供すればそ

れだけで選ばれていたが、今では明確に差別化し、独自性を可視化しない限り、消費者から選ばれにくいと思われる。

平成 29 年 1 月の第 2 次さっぽろ都市農業ビジョンにおいて、都市農業フォーラム（平成 28 年 3 月）が開催された際のアンケート結果等が記載されている。札幌市の今後の農業施策に期待することとして、以下の意見が挙げられている。

「札幌でとれた新鮮な野菜が身近なところで買えるようにすること」が 45.9% で最も高く、次いで「安全安心な農作物を供給すること」が 43.9% となっていた。また、「マルシェなど市民と農業者が交流できる機会をつくること」が 28.6%、「札幌の農産物や食に関する情報をもっと提供すること」が 26.5% となっていた。

また、自由な記述では、

【情報発信】

- ・札幌農業について見聞が広がりました。もっともっと、札幌で収穫された野菜、果物を食しようと改めて感じました。大変勉強になりました。
- ・まだまだ札幌市内に農業を知ってもらっているとは思えず、農家、札幌市、JA と一体となってアピールしてほしいです。
- ・札幌市は道内で 10 位以内に入る農産物がたくさんあるのに、市民があまり自分の市でとれるものについて知らないことが多いように感じる。（他の道内市町村出身の人は、自分の地元の農産物や魚貝類について自慢できることを話せる人が多いように感じる）
- ・札幌市内でこんなに農作物を作っていることを初めて知りました。特に南区の果樹園の多さにびっくりです。10 年間札幌に住んでいて驚かされました。もっと広く市民にも知らせる場を設けてもいいのかなと思います。

【札幌産農産物の流通・販売について】

- ・スーパーには高知や宮崎の促成栽培の野菜が並ぶが市内で採れた野菜を食べられるような未来の子供達にそういう野菜を食べさせてあげられるような農政をすすめて欲しい。
- ・市民にさっぽろ農業を強力に P R し、更に売店の確保が必要。現在は知らない市民が多いと思います。
- ・市内産の野菜をもっとまとめて、身近に買える所があるといいです。

・地元にもっと札幌産が出回れば良いと思います。せっかく玉ねぎを作っても、東京で売られているのは残念です。

このように、平成 28 年の段階でも「札幌でとれた新鮮な野菜が身近なところで買えるように」との意見が多かったと思われるが、現状もそれほど変化してないと思われる。

そのため、「あの場所に行けばいつでも購入できる」場所を継続的に提供し、郊外はもとよりできれば市内中心部でも購入できる場をつくることを市として検討することも必要であると思われる。

(3) 情報発信の重要性(意見)

情報発信については現時点では有効に行われているとは言えないと思われる。特に農業にかかる情報を一体として提供できるプラットフォームとなるホームページ等の提供ができないか検討すべきと考える。農業に興味のある人が札幌の農業について知りたい場合に一つのホームページを見るだけで多くの情報を入手できる場の提供は、重要と考える。

特に、若年の新規就農を希望する人向けには、充実した内容を提供できる必要があり、市のサポート体制、その他のサポート体制、補助金・助成金等及び就農者の成功・失敗の体験談等が必要と思われる。

また、既に就農している農業者のホームページ作成あるいはコンサルティング等への補助金・助成金の提供も検討するべきと思われる。その場合にも、上記のプラットフォームからリンクできるようにするなど情報の一体化をすすめる必要がある。

提供されるべきものには以下のような情報が考えられる。

情報を発信したい人	知ってほしい情報(例)
農業者	・生産している農作物 ・農家のうり(特徴) ・直売場

情報入手したい人	知りたい情報(例)
農業・農作物に興味がある人	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園 ・体験農園 ・直売場 ・札幌市の農作物
農業を学びたい人	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・研修施設
新規就農を希望する人	<ul style="list-style-type: none"> ・研修施設 ・新規就農のための相談先 ・補助金及び助成金 ・借入金制度 ・就農者の成功・失敗の体験談
既に就農している人	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金及び助成金 ・研修施設 ・借入金
後継者を探している人	<ul style="list-style-type: none"> ・相談先(後継者のマッチング含む)

5.2 契約事務に係る監査の結果及び意見

(1) 実施した監査手続

札幌市農業体験交流施設(以下「さとらんど」)に関する契約事務を中心に、現地視察、及び、監査対象年度の簿冊の査閲等を行った。

(2) 概要

各契約事案における事務の執行は特段の問題は認められず、適正・適法に行なわれており、指摘すべき点は認められなかった。

もっとも、以下の各事案に関する監査の過程において認識した事実関係のもと、改善等を要すると思料される点が認められた。当該監査意見については以下のとおりである。

ア. サッポロさとらんどリフレッシュ事業 < AP2019 サッポロさとらんど機能アップ事業 >

(ア) 事業概要

子育て世代のニーズに応える新たな施設として、さとらんどセンターハウス2階に、食育と木育をテーマとしてキッズコーナーを整備することとして、随意契約により、幼児用のイスやテーブルなどの家具を障害者支援施設から購入した事案である。

(イ) 本事業にかかる随意契約締結の法的根拠

随意契約とは、地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法である。競争に付する事務手続きの手間を省き、契約の相手方を任意に選定できる点において、信用、能力等のある業者を選定できるメリットがある反面、一般競争によらないために、価格が不適正なものとなる懸念を有している。

そのため、随意契約の方法による契約の締結は、公正かつ価格の有利性を確保し得る観点に基づく一般競争入札の原則に対する例外として、法定の要件を満たす場合に認められる(地方自治法第234条、同法施行令第167条の2)。

中でも、サッポロさとらんどリフレッシュ事業< A P 2019 サッポロさとらんど機能アップ事業 >における物品購入に関する随意契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定されたいわゆる 3 号随意契約と呼ばれるものである（以下「3 号随意契約」という。）。

地方自治法施行令第 167 条の 2（抜粋）

（随意契約）

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

三 …… 障害者支援施設 …… が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

そして、同号の規定に基づき随意契約を締結する場合の事務手続きについては、各契約事務担当者が適正な事務執行を行えるよう、市契約管理担当局長からの平成 26 年 4 月 3 日付け「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき随意契約による場合の事務手続について(通知)」（以下、「3 号随意契約に関する通知」という。）において、具体的に説明がなされている。

（ウ）監査結果

a . 3 号随意契約に関する通知の文言解釈について（参考意見）

既述のとおり、本件事業における市の契約事務それ自体は、契約当時における各通知や方針に沿った適正な事務執行であると認められる。もっとも、前提として、3 号随意契約に関する通知の第 5 項（下記参照）に関し、若干の参考意見を述べる。

3 号随意契約に関する通知第 5 項

5 予定価格が 100 万円以下の場合の取り扱いについて

（1）物品の購入

物品・役務要領第 48 条第 1 項の表中の「特定販売品」のオによる特定者から見積書を徴する契約として取り扱い、同条及び第 26 条の規定に沿って事務を行ってください。なお、伺書等には、一定の政策目的を達成させるため、上記 2（1）に掲げた障害者支援施設等から物品の購入契約を締結せざるを得ない理

由を明記すること。

上記第5項(1)は、上記引用のとおり、予定価格が100万円以下の障害者支援施設等からの物品購入契約を締結しようとする際に、伺書において、「障害者支援施設等からの物品の購入契約を締結せざるを得ない理由」の明記を求めている。しかしながら、3号随意契約に関する通知自体に触れられているとおり、そもそも「一定の政策目的を達成させるため」に、障害者支援施設等からの物品購入を法令上認めているものであり、「契約を締結せざるを得」ない事情があつて購入するというものではないはずである。

万が一これを厳格に適用するとすれば、契約に至る事例は生じ得ないことになりかねず、その意味で、同通知において、「物品の購入契約を締結せざるを得ない理由を明記すること」の解釈においては、文言解釈によることなく、具体的な政策目的に叶うものであることの理由説明で足りるとするか、同通知の記載について例外的に契約を締結せざるを得ない場合に限るものでないことがわかるよう疑義の無い修正をなされることが望ましいと考える。

b．価格の妥当性の担保について（参考意見）

前項に述べたように、障害者支援施設等からの物品購入は、政策目的も考慮された例外事例であり、安易な運用がされては、その弊害が大きなものとなりかねない。こうした観点から、3号随意契約に関する通知において、以下の留意事項が規定されている。この点は、まさに適切であるといえる。

3号随意契約に関する通知第3項

3号随意契約は、機会均等、透明性及び公平性に配慮する必要があります。年度内の発注数、受注可能者数などを勘案し、安易に3号随意契約によることなく、均衡のとれた発注に努めてください。また、3号随意契約による場合の公表の目的は、契約の過程においてその内容、契約の相手方の氏名、随意契約とする理由などを公表し、一定の政策目的を達成させるため随意契約に契約を締結することを広く市民に理解してもらうことにあります。

その観点からは、本件事業における随意契約は、事業者ごとに100万円以下の発注金額であり、契約の相手方を公募により決定する必要がないとはいえ、障害者支援施設からの購入ということだけをもって、購入価格の妥当性が担保されない結果とならないよう留意が必要である。

この点、本件契約の事務執行において、十分類似商品の価格との均衡を検討していることが伺われたが、購入検討時の資料として残されているものを確認できなかった。価格の妥当性を担保し、事後に検証しうるように、最低限、価格検討の履歴を残しておくことが望ましいと考える。

イ．サッポロさとらんど埋蔵文化財包蔵地掘削業務

(ア) 事業概要

サッポロさとらんど敷地内にて、埋蔵文化財調査に必要な機械掘削作業を、市民文化局文化部が指定する3日間に亘り行う事業である。

(イ) 本事業にかかる契約方式（一般競争入札）の選択

一般競争入札とは、公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法をいい、自治体の契約実務における原則である（地方自治法第234条）

(ウ) 監査結果

a．1社入札となったことについて（意見）

一般競争入札は、上記のとおりまさに競争を行わせるということに意義があるところ、本事業における入札者は、1社しかおらず、かつその1社は、さとらんどの指定管理者である、さとみらいプロジェクトグループの代表企業であった。

そもそも本事業の入札参加資格を有する会社は、106社という多数であったことが確認されているが、そのうちわずか1社しか入札がなされなかったことは、競争性が実質的に担保されたとはいいいにくい結果となっている。

その原因として、市からは、「人手等の確保」が考えられるとの回答を得た。要するに、本業務の内容は、市民文化局文化部が指定する日に、埋蔵文化財調査に必要な機械掘削作業を行うというものであり、作業の日程が天候（雨天時は調査不可）や他の場所の進捗状況（民間企業の試掘調査が優先）に応じて決まり、場合によっては直前の判断となる場合があるものであった。そのため、本業務の告示段階（9月13日）で、仕様書に、作業日となる可能性のある日を「10月8日（金）～11月12日（金）のうちの3日間」という幅のある記載をし、また、「作業日決定の連絡は直前になる可能性もあり、人員の確保など、十分な準備期間が確保できない場合があることに留意すること」という記載をしたとのことである。このようなことから、指定された日程に人手等を確保できるか確証が得られず、入札参加を避けた業者がいるのではと推察されたとの回答であった。

しかしながら、そのような前提認識が存在しているのであれば、上記回答にあるような制約が伴う仕様としたことこそが入札参加を避けざるを得なかった原因であるといわざるをえず、入札に参加しやすい事業内容とした仕様でなかったことに問題があるのではないかと思料する。さらには、そもそも指定管理者が存在し、同社が入札参加資格を有しているという事情は、これを知る他の業者からすれば、事実上、入札参加を控える要因ともなりかねない。

したがって、一般競争入札とするにしても、実質的に入札を控えざるをえない仕様とするならば、形式的には一般競争入札により契約者を選定しているといっても、実質は、競争原理が働いた価格形成がされたとはいえないのであって、1社入札とならないような仕様の工夫や、広く入札を呼びかけるなど、類似の契約事務においては、今後の対応を検討するべきである。

5.3 札幌市農業体験交流施設（さとらんど）に係る監査の結果及び意見

（１）実施した監査手続

さとらんどの資産管理について、現地視察、及び、監査対象年度の簿冊の査閲等を行った。

（２）管理物件の修繕負担の明確化

ア．概要

市はさとらんどを適正かつ円滑に管理するためにさとみらいプロジェクトグループ（以下「さとみらい」）との間で「札幌市農業体験交流施設の管理に関する協定書」を締結し、さとみらいを指定管理者としている。

指定管理者制度の代表的な課題として、施設設備に関する所有区分や修繕責任に関する取り決めがある。施設設備や備品類の使用可能期間が指定管理期間を超過することは珍しくないが、そのような資産に関する所有者が指定管理者または委託者のいずれであるのか、修繕を要する場合の負担はいずれが負うのかについて、不明確となっている。

本件の場合、協定書上次のように定められている。

札幌市農業体験交流施設の管理に関する協定書

（修繕費等の負担）

第19条 管理物件の修繕等については、1件（合理的な理由のある工事単位をいう。以下同じ）につき、100万円（消費税及び地方消費税を含む）以上のものは甲の負担で行うものとし、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む）未満のものは乙の負担で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙の管理瑕疵に基づく管理物件の損傷に伴う修繕等は、乙の負担で行うものとする。

（備品の調達及び帰属）

第20条 管理物件である備品が管理業務等の用に供することができなくなった場合は、仕様書に定めるところにより、甲又は乙の負担で更新するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により滅失し、又は毀損した場合は、乙の負担で備品

を調達しなければならない。

2 前項の備品以外の物品で、乙が必要とするものは、あらかじめ甲の承認を得た上で、乙の負担で調達し、管理業務等の用に供することができる。

3 第1項の規定により調達した備品の所有権は甲に帰属し、前項の規定により調達した物品の所有権は前項の甲の承認における条件または特に別段の定めがない限り乙に帰属する。

イ．監査結果

(ア) 管理物件の修繕費等の負担の金額基準について (意見)

管理物件の修繕費等の負担について、協定書では1件(合理的な理由のある工事単位をいう。以下同じ)につき、100万円(消費税及び地方消費税を含む)以上のものは甲の負担で行うものとし、1件につき100万円(消費税及び地方消費税を含む)未満のものは乙の負担で行うとし、100万円(消費税及び地方消費税を含む)を基準としているが、以下の点で明らかに合理性に欠けていると思われる。

- a．金額基準のみである
- b．基準額が100万円となった根拠資料がない
- c．基準額の見直しが検討されていない

管理物件には、取得価額も耐用年数も異なる資産が混在しており、すべての資産において100万円が合理的な水準とはならない。また、そもそも100万円の設定根拠が保管されておらず、合理性を確認できない。さらに、基準額の見直しが検討された記録もなく、見直しの検討の有無が確認できない。

指定管理制度において、修繕費の負担区分は目的達成のために重要な論点であり、重要であるからこそ合理的な判断基準を詳細に明文化する必要がある。

(イ) 協定書における修繕費等の定義の明確化について (意見)

修繕費とは有形固定資産等を修理・改修するために支払った費用であり、通常の経営に必要な機能維持や原状回復も含まれる。

一方、その支出によってもともとあった資産よりも資産の耐久性が高まるなど、資産価値を高めるような支出は資本的支出と定義され、修繕費ではなく対象資産の取得価額に加えられる場合もある。一般的には、修繕費と資本的支出を区別することが容易でない場合も多いため、具体的な判断基準が協定書へ示されなければ、民間団体である指定管理者と行政機関である市とで、画一された判断が維持されるとは考えにくい。

また上記（ア）で記載の通り、修繕費等について100万円以上のものは市が、100万円未満のものは指定管理者が負担することとなっている。100万円未満の修繕費等は指定管理者にとっては持ち出しになることから、本来修繕するべきであるが、あと数年はこのままでも維持できるのであれば修繕等を怠る動機となる可能性がある。

このように、修繕費等の定義に関する認識が異なることにより、必要な修繕が行われない、不必要な支出を招く等の可能性があるため、市として修繕費等の定義を再確認し、指定管理者との同意を図る必要がある。

なお、参考として財団法人地域総合整備財団の報告書「指定管理者制度における協定のあり方」の中で修繕費負担に関する事例がまとめられていたので、以下に示す。

指定管理者協定における修繕費等費用負担に関する事例			
	地方公 共同体	協定書名	関連条文等
	近江八 幡市	近江八幡市 駅南総合ス ポーツ施設 仮基本設定 書(案)	<p>【協定書】</p> <p>(施設の増築等)</p> <p>第12条 施設の増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。</p> <p>2 施設の修繕については、仕様書に基づき実施するものとする。</p> <p>3 乙が、施設の改造を行う場合、事前に甲の承認を得なければならないものとし、該当の改造に係る経費は乙の負担とする。</p> <p>【仕様書】</p> <p>(3) その他</p> <p>施設及び付属設備並びに備品等が破損の修繕については、主たる原因が構造等から起因するもの以外は、指定管理者が負担するものとする。但し、疑義が生じた場合は、近江八幡市及び指定管理者の間で、協議すること</p> <p>光熱水費・消耗品費等は、指定管理者の負担とする。</p>
	桑名市	桑名市公園・ スポーツ施 設等の管理 に関する協 定書(案)	<p>(管理施設の改修等)</p> <p>第11条 管理物件の本来の効用を維持するために必要な修繕については、見積額が1件50万円(消費税及び地方消費税を含む)以上のものについては、甲の負担と責任において実施するものとし、見積額が1件50万円(消費税及び地方消費税を含む)未満のものについては、乙は甲の承認を受け、乙の負担と責任において実施するものとする。</p>
	高知県	高知県立手 結港海岸緑 地公園の管 理運営に関 する協定書	<p>(施設等の修繕)</p> <p>第10条第2条で規定する業務を行ううえで支障があり、甲が施設及び設備の維持管理に必要と認める修繕についての費用は、通常の使用において生じた消耗部品の交換等であって、{修繕の費用が5万円未満のものを除き、甲が負担するものとする。</p>

四街道市	四街道市文化センターの管理に関する協定書 (案)	<p>(本施設の改修等)</p> <p>第14条本施設の改修、改造、増築、移設については、甲の責任と費用において実施するものとする。ただし、あらかじめ甲の承諾を得て、乙の費用において行うものについては、この限りでない。</p> <p>2本施設の修繕については、1件につき5万円以上のものについては、甲の責任と費用において実施するものとし、1件につき5万円未満のものについては、乙の責任と費用において実施するものとする。</p>																													
四日市市	四日市市なやプラザ(市民活動センター・なや学習センター)施設指定管理者協定書	<p>別表 修繕等経費負担区分</p> <table border="1" data-bbox="660 815 1337 1695"> <thead> <tr> <th data-bbox="660 815 807 927">項目</th> <th data-bbox="807 815 1139 927">内容</th> <th data-bbox="1139 815 1235 927">市</th> <th data-bbox="1235 815 1337 927">指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="660 927 807 1039">施設の増改築</td> <td data-bbox="807 927 1139 1039"></td> <td data-bbox="1139 927 1235 1039">○</td> <td data-bbox="1235 927 1337 1039"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1039 807 1366" rowspan="2">施設等の修繕、窓ガラス入替、給排水施設の補修等</td> <td data-bbox="807 1039 1139 1097">1件10万円以上</td> <td data-bbox="1139 1039 1235 1097">○</td> <td data-bbox="1235 1039 1337 1097"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="807 1097 1139 1366">1件10万円未満</td> <td data-bbox="1139 1097 1235 1366"></td> <td data-bbox="1235 1097 1337 1366">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1366 807 1532" rowspan="2">施設に附帯する土木工事</td> <td data-bbox="807 1366 1139 1424">1件10万円以上</td> <td data-bbox="1139 1366 1235 1424">○</td> <td data-bbox="1235 1366 1337 1424"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="807 1424 1139 1532">1件10万円未満</td> <td data-bbox="1139 1424 1235 1532"></td> <td data-bbox="1235 1424 1337 1532">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1532 807 1695" rowspan="2">器具修繕、備品等の修理</td> <td data-bbox="807 1532 1139 1590">1件10万円以上</td> <td data-bbox="1139 1532 1235 1590">○</td> <td data-bbox="1235 1532 1337 1590"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="807 1590 1139 1695">1件10万円未満</td> <td data-bbox="1139 1590 1235 1695"></td> <td data-bbox="1235 1590 1337 1695">○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	市	指定管理者	施設の増改築		○		施設等の修繕、窓ガラス入替、給排水施設の補修等	1件10万円以上	○		1件10万円未満		○	施設に附帯する土木工事	1件10万円以上	○		1件10万円未満		○	器具修繕、備品等の修理	1件10万円以上	○		1件10万円未満		○
項目	内容	市	指定管理者																												
施設の増改築		○																													
施設等の修繕、窓ガラス入替、給排水施設の補修等	1件10万円以上	○																													
	1件10万円未満		○																												
施設に附帯する土木工事	1件10万円以上	○																													
	1件10万円未満		○																												
器具修繕、備品等の修理	1件10万円以上	○																													
	1件10万円未満		○																												

大阪府	大阪府立労働センターの管理運営業務基本協定書 大阪府立漕艇センターの管理業務基本協定書	【リスク分担表】				
		段階	種類	内容	負担者	負担者
					府	指定管理者
		維持 管理・ 運営 段階	物価	物価変動		○
			維持 補修	事業者の発表により行う施設・設備・外構の維持補修		○
				府の発意により行う施設・設備・外構の維持補修	○	
				施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び 日常の維持補修含む）		○
				施設・設備・外構の経年劣化による維持補修（建物所有者の発意による維持補修を含む）	○	
				施設・設備・外構の経年劣化による維持補修（管理上緊急を要するもの）		○
				事故・火災による施設・設備・外構の維持補修		○
天災その他不可抗力による施設躯体、設備の損壊復旧	協議事項					
法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施	○					

					設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合)		
			天災 他不可抗力による事業中止等		大規模な災害等による事業中止等	協議事項	
			市場環境の変化		利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振		○
	大和市	大和市まごころ地域福祉センターの指定管理に関する協定書(案)	<p>(管理施設の改修等)</p> <p>第15条管理施設の改修、改造、増築、又は移設については、次項の規定を除き甲が自己の費用と責任において実施するものとする。</p> <p>2 乙は、業務の効率的又は効果的な運営を目的として管理施設の改修を行おうとする場合には、甲に協議を申し出ることができる。当該協議においては当該改修等の必要性、妥当性等を検討するものとし、甲がその必要性、妥当性等を適正と認めた場合に、乙は当該改修等を自己の費用と責任において実施できるものとする。</p> <p>3 管理施設の修繕については、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、乙が自己の費用と責任にお</p>				

			いて実施するものとする。																											
長崎県	崎野自然公園の管理に関する基本協定書	<p>【リスク分担表】 抜粋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="2">負担者</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理施設</td> <td>指定管理者の責めに帰すべき事由による場合</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">の修繕</td> <td>修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合 (経年劣化の場合も含む)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備品等の損傷・盗</td> <td>指定管理者の責めに帰すべき事由による場合</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">損壊・盗難</td> <td>修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合 (経年劣化の場合も含む)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	負担者		県	指定管理者	管理施設	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○	の修繕	修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合 (経年劣化の場合も含む)		○	上記以外の場合	○		備品等の損傷・盗	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○	損壊・盗難	修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合 (経年劣化の場合も含む)		○	上記以外の場合	○	
種類	内容	負担者																												
		県	指定管理者																											
管理施設	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○																											
の修繕	修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合 (経年劣化の場合も含む)		○																											
	上記以外の場合	○																												
備品等の損傷・盗	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○																											
損壊・盗難	修繕に係る費用が1件30万円を超えない場合 (経年劣化の場合も含む)		○																											
	上記以外の場合	○																												
栃木県	栃木県なかがわ水遊園の管理に関する協定書(案)	<p>(施設の改築及び修繕等の実施区分)</p> <p>第30条乙は、水遊園の建物、構築物、機械装置又は工具器具備品について、改築、新設、修繕その他の現状変更が必要と認められるときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。</p>																												
八王子市	八王子市立長房西保育園の管理に関する年度	<p>(施設の維持修繕等)</p> <p>第1条 事業に係る施設の大規模な改築、改造若しくは修繕、又は新設、増築若しくは移設に要する費用は原則として八王子市が負担するものとする。その他の軽微な修繕は指定管理者が管理業</p>																												

		協定書	務に係る経費の範囲内で行う。 2 乙が故意又は重過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙が負担する。
	武蔵野市	武蔵野市立 〇〇コミュニティーセンターの管理運営に関する基本協定書	(施設の改築等) 第17条 施設の改築、改造、増築、移設及び大規模改修は、甲が行うものとし、乙は、甲の承認を受けた場合を除き、コミュニティセンターの原状を変更してはならない。ただし、施設の維持のための小規模修繕については、乙が行うことができるものとする。修繕については、乙が行うことができるものとする。
	和光市	和光市地域活動支援センター指定管理者年度協定書	(施設の維持補修等) 第4条 本業務に係る施設の大規模な改築、維持補修等及び備品の取得は、原則として甲と乙協装の上、行うものとする。ただし、甲の承認を受けた1件10万円未満の施設改修工事及び1件5万円未満の備品の取得については、甲が支払う対価の範囲内において乙が行うものとする。
〔指定管理者制度における協定のあり方(財団法人地域整備財団 ふるさと財団)より抜粋〕			

(3) 備品出納簿の運用について

ア. 概要

市では、物品の定義及びその管理について次のとおり定めている。

<p>札幌市会計規則 (物品の種類) 第117条 物品とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 備品 その性質又は形態を変えことなく比較的長期にわたり継続使用できるもの (2) 消耗品 使用によりその性質又は形態を変え、若しくはその全部又は一部を消</p>

耗するもの

(物品の管理)

第 119 条 物品(物品出納員において保管する用品を除く。)は、物品管理者がこれを管理する。

2 物品管理者は、物品分任出納員の所属する課の長(市長が指定する課にあっては、市長が指定する担当課長)をもつてこれに充てる。

3 物品管理者は、その所管に係る物品を常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用させなければならない。

4 物品管理者の職務を補助するため、物品管理者の属する課に物品管理員 1 人を置く。

5 物品管理員は、物品管理者がその所属職員のうちからこれを指名する。

6 物品管理員は、物品管理者の命を受け、物品の整理、記録管理等の物品の管理に関する事務を行う。

7 物品管理員に事故があるときは、物品管理者は、その所属職員のうちからあらかじめ指名する職員に物品管理員の職務を行わせることができる。

(現金出納員等及び物品出納員等の帳簿)

第 143 条 現金出納員等は、現金出納簿(様式 114)を備えなければならない。

2 物品出納員は、用品出納簿(様式 115)を備えなければならない。

3 物品分任出納員は、次の帳簿を備えなければならない。ただし、第 2 号に掲げる帳簿については、市会計管理者が別に定めるときは、これを省略することができる。

(1) 備品出納簿(様式 116)

備品出納簿									
						品名			
年月日	摘要	備品番号	受入		払出	現在高			
			数量	金額		使用数量	保管数量	計	

このうち、上記の備品出納簿について閲覧した結果、資産の異動が行われた時点で備品出納簿への記録が行われているものの、長期間異動がない資産については現物確認が行われている記録がなかった。

また質問した結果、そのような事務（現物確認）は実施していないとのことだった。現状、備品についての現物確認は市のルール上求められていなく、農政部では、物品異動の場合に確認しているものの、その記録は残されていなかった。

イ．監査結果（意見）

備品に限らず、物品その他資産の定期的な現物確認は日々の受け払い時の現物確認を補完し、資産の毀損や滅失等を発見する上でも有用であり、資産管理を行う上で重要である。また、その時点での正しい資産額を確定させる目的でも有用である。

法人が所有するデジタル機器や事務用品などの備品類を、従業員が不当に売却する行為は、従業員による資産横領不正のひとつであるが、近年、個人が容易に物品等を第三者へ売却できる環境が整っており、備品等の資産について現物確認を行わないことは、不正の機会について統制が行われていないことを意味し、資産の異動がなければ不正を発見することすらできない仕組みである。

市は数多くの資産を取り扱っており、一度にすべての資産に対する現物管理は難しいが、定期的な現物確認をルール化し、適切な資産管理を行う必要がある。

5.4 補助金及び助成金の事務に係る監査の結果及び意見

(1) 札幌市農業基盤整備事業補助金について

ア．概要

市で農業経営を行う場合、国や道、市が実施する各種支援制度を利用することができるが、その中で市が単独で実施する「札幌市農業基盤整備事業」は、国・道費補助事業の採択要件に満たない事業を対象に、市内農家が組織的に取り組む農業生産基盤の整備に要する経費の一部を補助するものである。

土地基盤整備（国・道費補助事業に対する市費上乗せ補助）のほか、「人と環境にやさしい農業」や地元で取れた農産物を地元で消費する地産地消を基本理念とした生産設備や加工施設、直売所整備等による地域活性化の推進や有害鳥獣対策などを重点的に進めている。

イ．規程等

札幌市農業基盤整備事業については、札幌市農業基盤整備事業補助要綱及び同運用規定を設け、事業実施主体、具体的補助内容等を定めている。

札幌市農業基盤整備事業補助要運用規定

第1 目的

この規定は、札幌市農業基盤整備事業補助要綱（平成9年3月31日経済局長決済）（以下「要綱」という。）の運用にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業実施主体

- 1 要綱第3条にいう市長が認める農業生産者とは、市内に在住し、現に農業経営を営み、又は営もうとする者で、(1)～(3)のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者及び認定新規就農者、又は札幌市中核農家として登録を受けた者（以下「中核農家」という。）であること。

(2) 下記の要件すべてを満たす後継者がいること。

- ア 農業生産者が「認定農業者」の認定を受ける際の「農業経営改善計画認定申請書」または「中核農家」の登録を受ける際の「札幌市中核農家登録申請書」中に記載されている現状年間150日以上農業従事者であり、かつ、親から農業経営後継者であることの申立てがあること。
- イ 札幌市が地域ごとに作成した「人・農地プラン」において、事業実施主体となる親が地域の中心となる経営体として位置付けられており、かつ、当該プランの後継者の有無欄に「有」と記載されている者。
- (3) 要綱別表の市費単独補助 有害鳥獣対策事業については、下記ア～エのいずれかの要件を満たす者とする。
- ア 本項(1)
- イ 本項(2)
- ウ 販売農家
- エ 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)に基づき市長が認定した市民農園の開設者
- 2 要綱第3条にいう農業関係団体とは、市内の主たる事務所の所在地を有する農業協同組合や農業法人で、次に定めるものとする。
- (1) 農業生産者で組織された団体であって、代表者の定め及び規則その他これに準ずるものを有する団体
- (2) 農業生産者とそれ以外のもので組織された団体であって、代表者の定め及び規約その他これに準ずるものを有する団体

第3以降 略

このように、札幌市農業基盤整備事業補助金の対象者は、原則として札幌市中核農家のほか、認定農業者や認定新規就農者、農地所有適格法人となっているが、有害鳥獣対策事業については、販売農家等も対象となる。

ウ．監査結果

(ア) 札幌市農業基盤整備事業補助金の対象者について(意見)

令和3年には、札幌市農業基盤整備事業補助金の利用は23件であり、そのほと

んどは有害鳥獣除けの電気柵とパイプハウスの建設補助金申請である。

上記の通り、本補助金を申請できるのは、個人の場合には、札幌市中核農家のほか、認定農業者や認定新規就農者が対象となっている一方で、それ以外の販売農家は有害鳥獣対策のための補助金が対象となっているのみである。

販売農家を有害鳥獣対策補助金の対象者とする一方で、パイプハウス建設補助を含めない理由として、担当課は有害鳥獣対策を目的とした電気柵は、広い範囲で設置することがより効果的であるため、補助エリアに市街化区域も含めることとし、その結果、補助対象を販売農家まで広げているのに対し、パイプハウスの補助は、限りある予算を有効的・効果的に使うため、市の農業生産振興に寄与する農業者を優先することとし、中核農家以上を対象としているとのことであった。

しかし、パイプハウスの設置の必要性については寒冷地かつ多降雪地帯である市の地域性を踏まえ、販売農家にも広く認められる合理性もあると考えられ、鳥獣対策と同様、本補助金の対象者を販売農家にも広げることが望ましい。

(イ) 札幌市農業基盤整備事業補助金の認定手続について（意見）

令和3年には、札幌市農業基盤整備事業補助金の利用は23件であるが、そのうち1件は農業用水施設工事であった。

当該工事の施工状況を確認できる写真が添付されているが、添付写真からは一般住宅に敷設されている外構水道栓と同様の設備の設置のように思われ、農業用水施設であると直ちに判断できない。

本件が不適切な補助金の支出とは直ちに判断できるものではないが、補助金の認定に当たっては、具体的な利用計画を提出させるとともに、現地調査を実施するなどして、農業用の施設であることを確認し、適正な補助金の支出を担保することが望ましい。

(3) 補助金の事後評価について

ア. 概要

札幌市新規就農支援事業あるいは札幌市基盤整備事業・地産地消推進事業において申請し要件を満たした新規就農者等に対し補助金を支給する事業を札幌市独自に行っている。

札幌市新規就農支援事業

本市農業の新たな担い手となる新規就農者等の経営の早期安定を図るために必要な機械・施設の整備等の経費に対して助成します。

(対象者)

人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられているか、位置づけられることが確実と見込まれる者で次に掲げるいずれかに該当する者及びそれらの者で組織する団体で次の各号のいずれかに該当する者

- ア 新たに独立・自営により経営を開始してから5年以内の者(三親等以内の親族から経営を継承する場合を除く)
- イ 農業に従事してから5年以内の者が役員の過半を占める法人
- ウ ア、イの者が2名以上含む農業者で組織する団体であり、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体

(対象事業)

- 1) 農畜産物の生産、加工、流通、販売に関する農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設、資材等の取得等
- 2) 農地等の改良、造成等

(要件)

- 1)単年度で完了する事業であること。
- 2)補助対象事業費は、原則として 50 万円未満であること。
- 3)事業の対象となる機械又は施設等は、耐用年数がおおむね 5 年以上であること。
- 4)原則として、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。
- 5)用地の購入や賃貸に要する費用、既存施設等の解体費用、消耗的な資材、工事を実施中又は既に完成した施設等でないこと。

(実施要件)

- 1)導入する機械等における耐用年数を超えて経営を継続すること。
- 2)実施する事業は、人・農地プランを作成した地域内で行われ、原則として、営農地が市内の農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された農業振興地域をいう。）内であること。

(補助率)

事業費の 100 分の 50 以内

札幌市農業基盤整備事業

国・道費補助事業の採択要件に満たない事業を対象に、市内農家が組織的に取り組む農業生産基盤の整備に要する経費の一部を補助しています。（土地基盤整備については、国・道費補助事業に対する市費上乘せ補助も実施しています。）

土地基盤整備のほか、「人と環境にやさしい農業」や地元で取れた農産物を地元

で消費する地産地消を基本理念とした生産施設や加工施設、直売所整備等による地域活性化の推進や有害鳥獣対策などを重点的に進めています。

(事業主体)

・農業協同組合

・農地所有適格法人

・札幌市の農業生産振興対策に寄与する生産者であって、札幌市が認める農業者
(認定農業者・認定新規就農者・札幌市中核登録農家等)

(事業費)

50万円以上の事業(ソフト事業、有害鳥獣対策事業などは除く)

(補助金額の制限)

一つの事業主体に対する補助金は、市長が認める場合を除き3カ年合計で300万円を限度とする。(これは、一事業実施者への補助金の偏りをなくすためのものです。)

イ. 監査結果(意見)

2つの補助金は、それぞれ「農業の新たな担い手となる新規就農者等の経営の早期安定を図るために必要な機械・施設の整備等の経費に対して助成」あるいは「国・道費補助事業の採択要件に満たない事業を対象に、市内農家が組織的に取り組む農業生産基盤の整備に要する経費の一部を補助」を目的としているが、その補助金の支給された後の効果については、市の要綱等では効果を求めているため評価はしていない。

しかし補助金・助成金事業の効果が認められないのであれば、より効果のある新たな事業への予算を重点的に配分等すべきである。よって事業の効果については短期的ではなく少なくとも中期的に評価する必要があると思われる。

(4) 補助金の区・生産物等ピンポイントに当てた補助金の可能性の検討

ア．概要

国、道及び市では、現在新規就農者や既存の就農者に対し様々な補助金等を用意し、農業経営に役立てるよう方策を練っている。

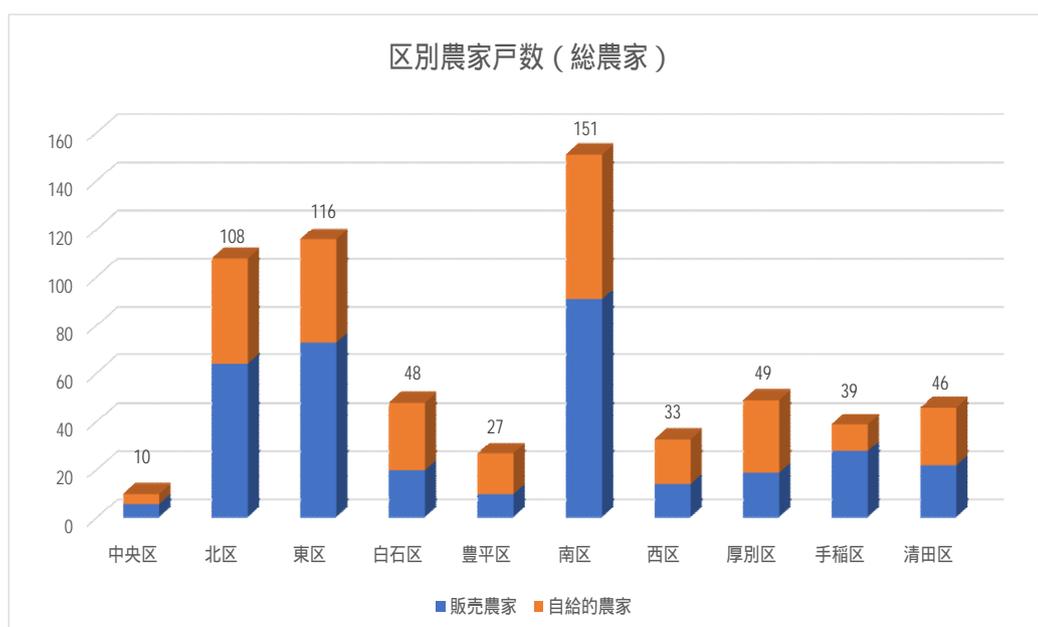
市でも様々な補助金を用意しているが、小規模就農者の多い札幌では、新規就農者の数がここ数年では1桁の人数となっており、その結果、補助金の申請そのものも少ない。

イ．監査結果（意見）

現在の補助金は、市全体の就農者をカバーできるような他の地方公共団体でも行われているような一般的な補助金である。このような補助金についても、就農者には必要とされているものであり、一概に否定するものではない。

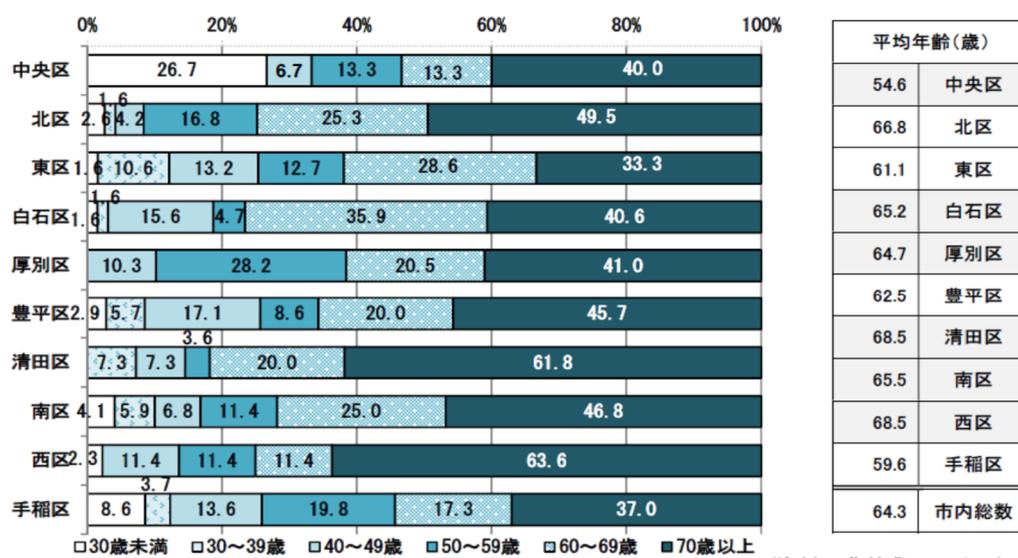
しかしながら、下記の通り、地域の実情が異なっている。区別の農家戸数（総農家）をみると、南区（151戸）、北区（108戸）、東区（116戸）の3区で市内総農家の半数以上を占めている。（農林業センサス2020年）

札幌市区別農家戸数（総農家）



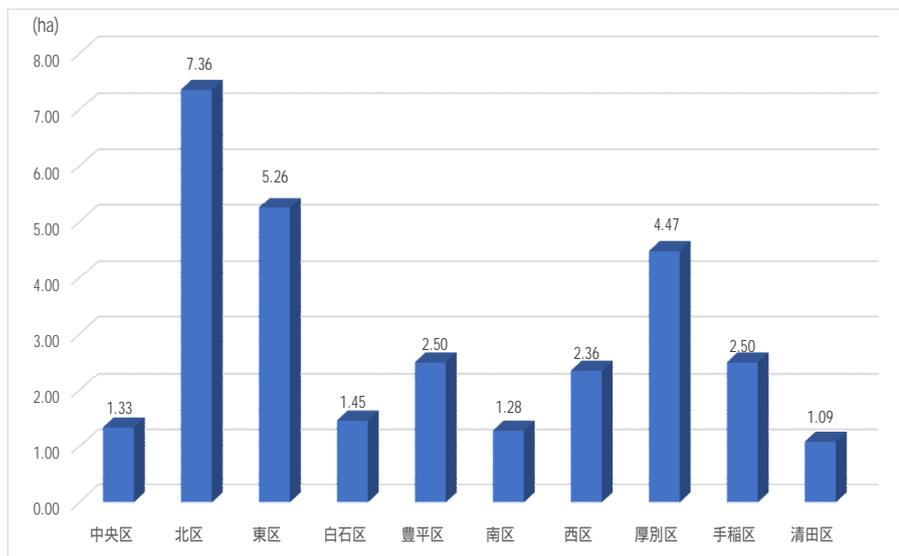
また、農業就業人口の年齢構成について、10区全てにおいて60歳以上が5割を超えている。特に、清田区では60歳以上の就業人口が81.8%と10区内で最も割合が高くなっている。また、平均年齢をみると、中央区（54.6歳）、手稲区（59.6歳）、東区（61.1歳）、豊平区（62.5歳）の4区で市内の平均年齢64.3歳より若くなっている。

札幌市区別年齢階層別就業人口の割合（販売農家）



(資料：農林業センサス)

札幌市農家1戸当たりの経営耕地面積（販売農家）



（資料：農林業センサス 2020年）

しかし、現状の市の就農者人口の減少等を考慮すれば、もっと就農者一人一人にとって経営の早期安定を図れ、事業を継続できるようもっと効果あるものにするには、市全体に対する補助事業だけではなく、区・生産物あるいは地域毎の特徴・実情にピンポイントに当てた補助金の可能性の検討をする必要があると思われる。

（5）札幌市新規就農支援事業に対する補助金について

ア．概要

新規就農者等の経営の早期安定を図るために必要な機械・施設の整備等の経費に対して助成している。その対象事業は 農畜産物の生産、加工、流通販売に関する農業経営の開始もしくは改善に必要な機械又は施設、資材等の取得等及び 農地等の改良、造成等であるが、 の農地等の改良、造成等に対して申請されたケースはないとのことである。

イ．監査結果（意見）

農地等の改良、造成等にこの事業が使われないことについて就農者等にヒアリン

グするなどしてより利用しやすい補助金とする必要があると思われる。